

平成三十年三月

豊山学報

第六十一号

真言宗豊山派総合研究院

目次

六大法身の背景	橘 信雄	一
元禄期における護国寺住持の役割 ― 快意による桂昌院への取成しを通して ―	櫛田良道	二一
諸文献所説の「金剛乗根本堕罪」該当文の校訂テキストおよび試訳	横山裕明	八六・(69)
『金剛頂経』和訳(二)	高橋尚夫	一五四・(1)
執筆者紹介		一五五
編集後記		一五六

六大法身の背景

橘 信雄

一、問題の所在

「六大法身」という用語は、弘法大師空海（七七四～八三五）の著作や、それ以降興教大師覚鑊（一〇九五～一一四三）以前の学僧の著作にはみられず、覚鑊の創見であると考えられている。「六大法身」という用語自体は、聖憲（二三〇七～一三九二）が『大疏百條第三重』巻第一において論題に設定し、後に根嶺門流の論義法要における算題に採用されることにより、広く知られるようになった。但し、算題としての「六大法身」は、覚鑊の提唱された仏身としての「六大法身」に直接言及するものではなく、空海が『即身成仏義』において六大を解説するところで、

この如くの経文はみな六大をもつて能生となし、四法身・三世間をもつて所生となす。この所生の法は、上、法身に達し、下、六道に及ぶまで麁細隔てあり。大小差ありといえども、しかれどもなお六大を出でず、故に仏、六大を説いて法界体性となしたまう。⁽¹⁾

と、説かれている法身が大日如来であるのか、そうではないのかという問題で、「六大」と「法身」との関係について能生と所生について論じられているのであって、覚鑊が提唱した尊格としての「六大法身」について論じられている

わけではない。

この「六大法身」という用語自体は広く知られているのだが、覚鑊自身の用例も少なく、晩年の作である『五輪九字明秘密釈』を除けば、わずかに『菩提心論題釈』『秘密莊嚴兩部一心頌』『舍利供養式』等にみられるだけであり、詳細な説明もなされていないため、その実体については解明されているとはいえない。

筆者も、以前この「六大法身」の成立について、いくつかの視点から考察したことがあるが、その全体像についてはいまだに掴み切れていない。そこで本稿では、以前に言及したところを整理し、新しい視点を加えて考察していきたい。

二、六大法身

覚鑊の著作において「六大法身」の語がみられるのは、『菩提心論題釈』『秘密莊嚴兩部一心頌』『舍利供養式』『五輪九字明秘密釈』である。この中具体的に内容が説かれているのは『五輪九字明秘密釈』の二文だけである。

まず『菩提心論題釈』では、『菩提心論』の題目にどのような義・理が含まれているかを科文の形で示している、第三の十義に「六大法身」の名がみえる。

第三の十義とは、一には一法総持の義、二には両界曼荼の義、三には三密平等の義、四には四曼不離の義、五には五智瑜伽の義、六には六大法身の義、七には七菩提分の義、八には八仏頂等の義、九には九識開合の義、十には十智一異の義なり。⁽³⁾

とあり、ここでは単に十義の中の六番目に六大法身という語を配当している。

次に『秘密莊嚴兩部一心頌』では、五言二百頌の本文の最後に、

六大法身の体は、大虚のごとく遍く^{うみ}清し⁽⁴⁾

とあるが、これもその前段の二諦、三平等、四曼四印、五智五相をうけて、六に六大法身を配当しているだけである。『舍利供養式』は釈尊の遺骨（舍利）を供養するにあつての式次第と意義を記したもので、その第二門「舍利を供養して極楽に生ぜんと願う」に、

一代利物の応跡はみなこれ三密加持の妙業なり。八相成道の化儀は六大法身の智用にあらずということなし⁽⁵⁾とあるが、その前に「今この釈迦大師は、法身性仏の応化、秘主密王の親教なり」として、釈迦如来が法身大日如来の応化身であり、密教を説く方便として顕教が先に説かれたことが述べられている。このことから、ここでいう六大法身が法身大日如来を指していることは明らかであるが、具体的な説明はなされていない。

『五輪九字明秘密釈』では第二「正入秘密真言門」の三箇所に「六大法身」の名がみられる。まず「五大・五輪・五智・五蔵」を明かすところで、

一切衆生の色心の実相は、無始本際より毘盧遮那平等智身なり。色とは、色蘊開いて五輪となす。心とは、識大、合して四蘊となす。これすなわち、六大法身法界体性智なり。五輪おのおの衆徳を具す。ゆえに名づけて輪となす。体相広大なれば、称して大の名となす。⁽⁶⁾

と述べている。冒頭の一句は『大日経疏』巻第一の、

一切衆生の色心の実相は本際より已来、常にこれ毘盧遮那の平等智身なり。⁽⁷⁾

に拠っているわけだが、覚鑊はこの色心を色と心に分解して、色を五蘊の中の色蘊とし、そこに六大の中の物質的要素である五大、すなわち地・水・火・風・空をあてはめ、心を六大の中の心的要素である識大にみて、さらに識大と識蘊を重ね的に考え合わせ、その中に五蘊の中の心のはたらきをあらわす受・想・行を含めたわけである。したがって「一切衆生の色心の実相」とは、「法身大日如来」そのものであり、また一切事象の根源である「六大」とであるとすると、

これが『即身成仏義』の文に拠られていることは明らかである。『即身成仏義』でいう「六大法界体性」とは、法界体性智を備えた法身大日如来を指すわけであるが、覚鑊は「六大法身法界体性智」といいかえている。つまり覚鑊は、六で構成されている法界全体を「六大法身」とありとし、それはまた「法界体性智」を備えた「法身大日如来」に他ならないとしている。

また「五藏・五字出生」の段に、

色心は、すなわちこれ、六大法身・五智如来・五大菩薩・五大明王なり。⁽⁹⁾

とあり、色心に六大法身をあてていることは先述の通りであるが、ここでは具体的な説明はなされない。

次に「五種法身・五種曼荼羅」を説く段に、

また次に、法身に五種あり。前の四身に法界身を併するがゆえに。曼荼羅に五種あり。前の四曼に法界曼荼羅を加うるがゆえに。『聖位經』の偈にいわく、

「自性及び受用変化並びに等流、仏徳に三十六あり。みな、自性身に同ず。法界身を併するがゆえに、三十七となるなり」

又『礼懺經』に、自性身の外に法界身を立つ。これ等の証文に依るに、四身の外に法界身あり。法界身とは、六大法身なり。⁽¹⁰⁾

と述べられている。ここでは、四種法身の他に「法界身」をたて五種法身とし、その「法界身」が「六大法身」であるとしている。ここでは「法界身」の経証として、『聖位經』と『礼懺經』をあげているが、『聖位經』の偈文は『異本即身成仏義』の三・四・五・六に経証として引用されている文で、『分別聖位經』中に記述があるが、現今の『大正藏經』中の『礼懺經』からは、「法界身」の記述は確認できない。しかし阿闍が自性身、阿弥陀如来が受用智慧身、不空成就如来が変化身であるという記述があり、『即身成仏義』に引用されている『一切時処念誦成仏儀軌』の文を合わせ見て、

宝生如来の福德莊嚴聚身が自受用身を、阿弥陀如来の受用智慧身が他受用身を示すとすれば、常住三世淨妙法身金剛界大悲毘盧遮那仏が「法界身」にあたるものともいえる。

三、法界身

覚鑊は「法界身」を「六大法身」と定義されたわけであるが、「法界身」という語自体もあまり使用されていない。先にあげた『五輪九字明秘密釈』『五種法身・五種曼荼羅』を説く段において、「法界身」を「六大法身」と規定した文と、『**㊦**字義抄』の第五番目の配当に、「大日・六大法界身（自性身）⁽¹⁴⁾とあるのを除けば、『真言宗即身成仏義章』に二箇所確認できたのみである。しかもその一つは、

自身を加持すれば、法界体性智毘盧遮那虚空法界の身を成ず。⁽¹⁵⁾

であるが、これは『即身成仏義』の引用文であり、『一切時処念誦成仏儀軌』の孫引きにすぎない。

もう一箇所は、「三密加持速疾願」を約すところに、

問う、仏の三密と衆生の三密と互相に渉入することいかに。

答う、吾れ遍法界の身なれば、諸仏もまた遍法界の身なり。我が身をもつて諸仏の身に入れば、吾れ諸仏に帰命す。諸仏の身をもつて吾が身に入れば、諸仏吾れを摂護したまう。云々⁽¹⁶⁾

と述べている。これは、『秘藏記』⁽¹⁷⁾の文に拠られたものと考えられるが、「法界身」という語自体には特別の意味は見出せない。「法界身」とは、「法界そのものを身体とする仏身」という意味であるわけだが、一般に顕教においては法界を法性、真如とみることから、この仏身は理仏としての法身をさすものといえよう。それに対し、覚鑊においては、この仏身は真言教主としての法身大日如来に他ならない。「法界身」という語自体は密教の經典・論疏にあ

まり使用されていないようで、『大日経』には第七卷に一箇所みうけられるだけであり、三卷本『金剛頂経』にはみえず、『分別聖位経』と『金剛頂瑜伽略述三十七尊心要』⁽¹⁸⁾、その他では『大日経疏』⁽¹⁹⁾「一切時処念誦成仏儀軌」⁽²⁰⁾等に散見できるだけである。また空海も、この「法界身」という語は、あまり重要視されていなかったようで、使用例も少なく、覚鑊のように「法界身」を四種法身の総体であり、真言の教主法身大日如来と規定することもなかった。

覚鑊は、この「六大法身」と同様の仏身を、『真言浄菩提心私記』⁽²¹⁾『真言三密修行問答』⁽²²⁾で、種々の名称で呼んでいるが、晩年の作である『五輪九字明秘密釈』において、「六大法身」という名称に統一しようとする意図があったものと思われる。そこでは、この法身を、「理智不二無相法身」であるとし、自性・受用等の四種法身の総体であり、この本地無相法身である浄菩提心と、我等衆生本有の浄菩提心とに優劣差別がないとする。

さらに、この「六大法身」理智不二無相法身⁽²³⁾に近い仏身概念は、覚鑊以前にも、済暹（一〇二五～一一一五）、宝生房教尋（一二一四）の著作から窺うことが出来る。済暹は『顕密差別問答』において、「六大法身」を想起させる「法界総持法身」という語や、「法界身」という語も用いられているが、興教大師のような四種法身・四種曼荼羅の総体としての意味には用いていない。済暹における四種法身の総体としての仏身とは、『四種法身義』において説かれる「真実の四種法身」である「法界宮密嚴土」中に住する自受法楽の四種身の中尊大日如来を指し、これを「本質法身」「実身」と呼び、他を「所加持の影像化身」とし、能加持と所加持、能所二住にして不二無相であるとする⁽²⁴⁾。

それに対し教尋は、『真言教主問答』で四種法身について、

この四身とは、一大法身の具徳、秘密内証の名義なり。自性法身は六大不二の自性、理智平等の総体⁽²⁵⁾と述べ、「六大不二の自性、理智平等の総体」としての仏身を措定されており、これは覚鑊により近い概念といえるであろう。

四、六大法身の成立理由

覚鑊は、なぜ「六大法身」という仏身を措定したのか。この問題については、筆者も以前言及したところであるが、加藤精一博士は『六大法身の沿革』⁽²⁷⁾において、覚鑊が「六大法身」を提唱された理由を二点あげられている。まず第一には空海の法身説法と『大疏』との会通のため、四種法身を実相智身に、本地無相法身を六大法身に配当し、これを四種法身の総体とされたとする。

法身は顕教において、『成唯識論』等に説かれるように理仏であり、真如そのものとされ、法を説く教主は報身であると規定される。空海は、この一般には理仏とされる法身に人格を認め、説法の相があるとし、両部曼荼羅の中尊大日如来を真言密教の教主と定め、真言教学を樹立された。そしてこの「法身説法」を、顕教に対する密教の優位性を主張し、両者の相違点を明らかにする大きな根拠とされたわけである。

この真言教主である「説法する法身」に対しては、主に台密から安然（八四一？～九一五？）等によって早くから疑義が呈されてきた。もとより円密一致を宗とする日本天台宗においては、『法華経』の教主である久遠実成の釈迦と、密教の教主である大日如来との同一性を求める論議がなされるが、そこにおいて空海の法身（自性身）が説法するといふ、「法身説法」説と、『大日経疏（義釈）』の本地身に言説なく、加持身に言説ありとする立場の相違が問題とされた⁽²⁸⁾。『大日経疏』に説かれる仏身は、「毘盧遮那本地法身」（『無相法身』と、如来の加持力によって現証する「実相智身」（『加持身』）の二種にまとめられ、無相法身以外のすべての仏身はこの実相智身に含有される。その無相法身の境界である「自証の三菩提」は、「言語尽竟して心行もまた寂」な無相の境界であるとされ、説法は「遍一切処の加持力より生じた実相智身（『加持身』）によってなされるものとする。しかもこの実相智身は、「無相法身と無二無別」であり、あ

くまでも法身の上の加持身と捉えられていた。⁽²⁹⁾つまり『大日経疏』の解釈にしたがえば、『大日経』の能説の仏身は、本地、無相の自性身に即した加持身ということになり、密教の能説の仏身を自性法身のみに限定された空海の説と齟齬が生じる。この会通のため、というのが第一の理由である。

第二には、『即身成仏義』の「六大能生」を釈するために、六大能生に、所生である四種法身・四種曼荼羅の総体としての法界身・法界曼荼羅を当て、これを「六大法身」と名付けたとされる。

筆者は第三の理由として、金胎両部不二思想の重要視を加えた。覚鑊以前に済暹・教尋によって示された「四種法身の総体」としての仏身の概念を継承しつつ、本来全く別の系統に属する經典である『大日経』と『金剛頂経』を「両部の大経」とし、不二と見る立場から、その教主である「胎藏界大日如来」と「金剛界大日如来」を包含するような仏身「理智不二無相法身」六大法身の概念が導き出されたと考えた。この金胎両部不二は、『秘藏記』を空海の真撰とみていた覚鑊にとつては、空海によつて提示された命題と捉えたであらうし、不可侵のものであつたはずである。そして、この金胎両部不二思想における「理智不二法身」という仏身の概念が、やがて「六大法身」として結実したものである。

そして、覚鑊が金胎両部不二思想を重要視されたその背景に、台密における三大部の影響があると考えている。台密では円仁・円珍の入唐求法において、胎金両部に併せて蘇悉地大法を伝承し、蘇悉地を胎金に渉る第三の法とし、胎金而二・蘇悉地不二の三部を以て、金胎両部の東密に対する優位を主張した。『蘇悉地連署状』に「阿闍梨を与えるの後、蘇悉地大法を授くべきのこと」として、

右大法は、胎藏金剛両部大法の両翼なり。ここをもつて、唐の大師等、ならびにわが慈覚大師、殊にこれを秘惜し、他部と同ぜず。よつて自分已後、伝法の者は、すべからく弟子に教授し、阿闍梨位に登らしむるのち、まさに件の法を授くべし。もししからざれば、恐らく人道を損わん。ゆえに定むるところ、件のごとし。

貞観十六年十一月十一日

阿闍梨大法師円珍

阿闍梨法印承雲

阿闍梨法眼遍昭⁽³⁰⁾

とあるが、この『連署状』に著名する円珍とは、いうまでもなく、ときの天台座主円珍（八一四～八九二）であり、承雲（？）は延暦寺としては初めて両部大法阿闍梨位にのぼったひとりであり、遍昭（八一六～八九〇）は元慶寺の座主である。

すなわち、この連署状には、円珍その人と、円仁の遺弟のなかでも有力な立場にある承雲と、天台教団にあつて第三の立場に立つ元慶寺の遍昭とが名を列ねたのであつて、蘇悉地という、東密に対して台密がその優勝を誇示する第三の大法の伝授ということに関して、天台教団を三分する三つのグループの代表が、盟約をとりかわしたものとみられる。⁽³¹⁾

それだけ台密にとり蘇悉地大法の伝承は、東密に対する優位性を示す大事なものであったわけである。当時の仏教界においては、叡山の影響は無視できるものではなく、台密の三大部に対抗し、インド以来の密教の伝統は両部にあり、それが空海の意志であるとして、覚鑊は改めて金胎両部不二を宣揚したのではないだろうか。⁽³²⁾

以上三点が、「六大法身」成立の理由として、以前言及したところであるが、もう一つ考慮すべき点があつた。それは、覚鑊教学の最大の特徴とされる、浄土往生思想である。

五、「時代精神」

「時代精神」という言葉がある。独語 *Zeitgeist* ^{ツァイトガイスト} の訳語で、ある時代に支配的な知的、政治的、社会的動向を特徴的

に表す全体的な精神的傾向のことをいう。主に十八世紀後半から十九世紀にかけて、ヘーゲルやデイルタイなどに重視された哲学的な概念であるが、今日では、単にその時代に特徴的な社会的常識を「時代精神」と呼ぶこともある。⁽³³⁾

覚鑊の浄土往生思想とは、当時興隆しつつあった浄土往生思想を真言密教の枠組みの中に見事に抑えられ、真言密教の立場からの正しい弥陀信仰のあり方を示されたものといえる。本来個人的な願であったはずの浄土往生思想が勃興し、その信仰が一般に広まってきたことは、当時の仏教諸宗派にとって、まさに「現代の問題」であり、それが当時の「時代精神」だったはずである。その浄土往生思想に対し、おもねることも、単純に否定することもなく、正面から見事に対応されたのが覚鑊だった。

日本に於ける浄土教の展開は、飛鳥時代には早くも『無量寿経』が輸入されており、奈良時代に至っては『一切経』の輸入にともなうて、浄土教系経典はもとより多数の関係論疏も大方日本に伝えられていたと考えられ⁽³⁴⁾、智憬（六七三）、智憬、善珠（七三〇～七九七）、隆海（八一五～八八六）等多くの浄土教家を輩出したが、それは十方諸仏の仏国土への往生が主流であり、後に継承されなかった。阿弥陀仏の極楽浄土への往生が優勢となるのは、一般には天台の『摩訶止観』に説く「四種三昧」の中の「常行三昧」を源流とするとされる。その始修は、慈覚大師円仁（七九四～八六四）により仁寿元年（八五二）、唐の五台山念仏三昧の法を写して修され、円仁入滅後の貞観七年（八六五）八月一日遺命により不断念仏が行われた。この円仁によって始められた「常行三昧」は、『摩訶止観』による「常行三昧」とはその性格を異とし、唐の法照流念仏を移植したものであったが、以後この「常行三昧」は止観の観法の一つとして重要な役割を持つようになり、次第に止観の方便の一つにすぎなかった浄土門的契機が発展し、恵心僧都源信（九四二～一〇一七）が『往生要集』を著して一大展開を見せ、叡山のみならず仏教界全般に影響を与え、法然（一一三三～一二二二）に至るまで、天台系の浄土教が日本における浄土教の本流となっていた。つまり、覚鑊在世当時においては、この源信以降の天台系の浄土教こそが、「時代精神」であったはずである。

先に述べたように、円密一致を宗とする日本天台宗においては、『法華経』の教主である久遠実成の釈迦と、密教の教主である大日如来との同一性を求める論議がなされるが、そこにさらに阿弥陀如来が加わるわけである。『法華経』と浄土系経典は、ともに初期大乘経典に類し、成立史の上でも交渉するところが多かったとされる。⁽³⁵⁾『法華経』『薬王菩薩本事品第二十三』には阿弥陀仏が説かれるが、浄土系経典に説かれる阿弥陀如来とは全く違ったものである。浄土系経典における阿弥陀如来は、『仏説無量寿経』に説かれる、法蔵菩薩が四十八の誓願をおこし、それを成就してなされた報仏である。

「常行三昧」が、止観の観法の一つであった状態においては問題とならなかったが、浄土門的契機が発展し、浄土往生が語られるときには、行者と仏との関係が問題となってくる。浄土往生は、あくまでも行者個人の願であり、そこでは行者と阿弥陀如来との一対一の関係が求められる。法然が、叡山から離れたのも、阿弥陀如来一仏を「選択」したからに他ならないであろう。

『恵心僧都全集』第二巻に収められている『妙行心要集』は、源信ではなく、安樂院恵快の作であり、その成立は十一世紀後半と考えられているが、そこに、

また十方諸仏は同体の法身なり。中において釈迦・薬師・弥陀如来はおそらくは本これ一仏か。あるいは久成の釈迦が薬師・弥陀となり、あるいは久遠実成の弥陀如来が釈迦・薬師となり、あるいは久遠実成の薬師が釈迦・弥陀となりたまえるか。⁽³⁷⁾

とあり、釈迦・弥陀・薬師の三仏がいずれも本仏であるとされている。⁽³⁸⁾ 覚鑊が活躍するすぐ前の、十一世紀後半の恵心門下の浄土教家においてさえ、混乱がみられるわけである。

それに対し、覚鑊の大日と弥陀の関係は、頗る明快である。覚鑊の弥陀信仰のあり方が最も端的に顕されているのが、『五輪九字明秘密釈』の序文である。

竊に惟れば二七の曼荼羅は大日帝王の内証、弥陀世尊の肝心、現生大覚の普門、順次往生の一道なり。〈中略〉
 顕教には釈尊の外に弥陀あり、密蔵には大日即ち弥陀、極樂の教主なり。当に知るべし、十方淨土はみなこれ一
 仏の化土、一切如来は悉くこれ大日なり。毘盧・弥陀は同体の異名、極樂・密蔵は名、異にして一処なり。妙觀
 察智の神力加持をもつて、大日の体の上に弥陀の相を現ず。〈中略〉既に知んぬ、二仏平等なり。豈終に賢聖差
 別あらんや。安養・都率は同仏の遊処、密蔵・華蔵は一心の蓮台なり。惜しい哉、古賢難易を西土に諍うことを。
 悦しいかな、今愚往生を当処に得ることを。⁽³⁹⁾

顕教では釈迦と弥陀は別の仏であるが、密教においては大日と弥陀とは同体の異名であり、十方淨土は一仏の化土、
 一切如来はすべて大日如来であつて、阿弥陀如来とは大日如来の体の上に妙觀察智の加持によつて弥陀の相を顯現し
 たものであり、それは受用報身であり、諸仏菩薩から天龍鬼八部衆のすべて、つまり法界のすべては大日如来の体に
 他ならないとされる。ここでは大日と弥陀、密蔵と極樂、現生大覚、つまり即身成仏と順次往生とを対比しつつ、そ
 れを普門一門の曼荼羅思想をもつて不二と位置づける。また『阿弥陀秘釈』では、

十方三世の諸仏菩薩の名号は、ことごとく一大法身の異名なり。また十方三世の諸仏菩薩は、みな大日如来の差
 別智印なり。〈中略〉娑婆を厭うて極樂を欣び、穢身を惡んで仏身を尊ぶ。これを無明と名づけ、また妄想と名
 づくなり。⁽⁴⁰⁾

と、弥陀をはじめとする十方三世の一切の諸仏菩薩等は、本地無相法身である大日如来の差別智印であり、本地無相
 法身の大日如来を体として、一切の諸仏菩薩等の法界のすべての存在は大日如来の用であり、加持・方便によつて大
 日如来の上に顯現した色相であるとする。このように覺鑊においては、淨土教の絶対的な命題であつた厭離穢土・欣
 求淨土は価値を失い、他者としての弥陀觀も、彼岸としての淨土觀も、愚惡者のための方便とみなす。そして同趣意
 の文が、『二期大要秘密集』「第七極樂を觀念する用心門」や『立申大願事』等諸処にみられる。⁽⁴¹⁾

このように、覺鑊においては、曼荼羅的仏身觀によつて、大日▽弥陀▽真言行者の關係がすっきりと収まる。覺鑊
 の本旨が即身成仏の実現にあつたことは間違いないが、⁽⁴²⁾『述懷詞』の文から推測するに、恐らく阿弥陀如来への信仰に
 よつて安心を得ていたであろうと思われる。ただし、その阿弥陀如来は、あくまでも大日如来の差別智印であり、そ
 のまま大日如来へと連なるものであつた。

ここで注意すべきは、覺鑊はその淨土往生思想を展開するにあたつて、「淨土」や「往生」といった淨土教の用語(術
 語)を用いながらも、これらの思想を淨土三部經等の淨土系經論を用いることなく、『大日經』『金剛頂經』『大日經疏』
 『菩提心論』『釈摩訶衍論』等の密教經論、及び空海の著作によつて立論されていることである。これは、当時「時代
 精神」であつた天台系淨土往生思想を、真言密教の枠組みの中に見事に抑えられ、真言密教の立場からの正しい弥陀
 信仰のあり方を示されたものといえる。「教主」のとらえ方は、その教説の淵源を性格づけるもので、それは直ちに教
 説の内容と対応する。「仏身」の措定は、いわばその教説の適応性に連関する。高度な「教主」から流出する教説は、
 その内容において高度であり、融通無碍な「仏身」を包含しうる教説は、その適応範囲において広大であるといえる。⁽⁴³⁾
 それ故、覺鑊は絶対的な仏身としての「六大法身」を提唱したのではないか。

覺鑊の考えられていた「六大法身」という仏身は、真言教主である両部曼荼羅の中尊大日如来であると同時に、凡
 夫である我々衆生や、器世間までをも含めた、法界全体を包括する仏身だつたはずである。単に真言教主を指すので
 あれば、「理智不二無相法身」という名称で充分であるが、覺鑊の想定された仏身は、法界全体を包括する「法界身」
 なのであり、それを明確に示すために法界の構成要素である「六大」の名を呈して、種々の名称で呼ばれていた仏身
 の名を統一し、「六大法身」と呼ばれたのではないだろうか。これらの全てを、重層的に考察することが必要であろう。

平安末院政期の混乱した世相にあつて、仏教界においては淨土往生という「時代精神」の中、覺鑊は自身と仏との
 關係を改めて問い、自身も真言の教主である両部曼荼羅の中尊大日如来と同じ「六大法身」であると自覺すること、

そこに救いを求められたのではないだろうか。

寛饒は、康治二年（一一四三）十二月十二日、根来円明寺の西廂において四十九年の短い御生涯を終えられた。せめてあと少しご存命であつたら、寛饒の浄土往生思想こそが「時代精神」となり、後の日本仏教の展開も違ったものになっていたのではないかと、その早世が惜しまれてならない。

註

- (1) 弘全二・五一頁
- (2) 拙稿「興教大師寛饒の両部不二思想―六大法身の成立に関する一考察―」（『豊山学報』第四四号・平一三年）、拙論「六大法身」（加藤精一博士古稀記念論文集『真言密教と日本文化』所収、ノンブル社・二〇〇七年）
- (3) 興全六九頁
- (4) 興全二〇三頁
- (5) 興全二二八五頁
- (6) 興全一一三四頁
- (7) 大正三九・五八五・中（一切衆生色心実相。従本際已来。常是毘盧遮那平等智身。）
- (8) 「六大とは五大とおよび識となり」（弘全二・五〇八頁）「故に仏、六大を説いて法界体性となしたまう」（弘全二・五二頁）「かくのごとくの六大法界体性所成の身は、無障無礙にして互相に渉入相応し、常住不変にして同じく實際に住せり」（弘全二・五二頁）
- (9) 興全一一四三頁
- (10) 興全一一六〇頁（『聖位經』（『略述金剛頂瑜伽分別聖位修證法門』）の引用文は大正一八・二九一・上。『礼懺經』（『金剛頂經金剛界大道場毘盧遮那如来自受用身内證智眷屬法身異名佛最上乘祕密三摩地禮懺分』大正一八No.八七八）
- (11) 弘全四・三五、五六、七六、八七頁

- (12) 大正二八・三三六・上「南謨常住三世淨妙法身金剛界大悲毘盧遮那仏 南謨金剛堅固自性身阿闍仏 南謨福德莊嚴聚身宝生仏 南謨受用智慧身阿弥陀仏 南謨作變化身不空成就仏」
- (13) 興全二一六〇頁
- (14) 興全三五〇頁 金剛界の三十七尊を四種法身に配当し、これに十二義あるとする第五番目に、大日―六大法界身（自性身）、阿闍―自性身、宝生―受用身、弥陀―變化身、不空成就・余の菩薩―等流身という配当がなされている。その前の第三番目にも、大日―四身不二的總体、阿闍・宝生―自性身、弥陀―受用身、不空成就―變化身、余の菩薩―等流身という配当がみられる。
- (15) 興全二四四頁
- (16) 興全二六九頁
- (17) 「諸仏は法界の身なるが故に、吾が身諸仏の身中にあり。吾れ法界身なるが故に、諸仏我が身中にあり」（弘全二・一一頁）
- (18) 『金剛頂瑜伽略述三十七尊心要』の「戒波羅蜜」を明かすところで、三聚淨戒を持する果報について、「身口意清淨の果報を獲得す。これすなわち毘盧遮那如来滿法界身如如の体に同ず」（大正一八・二九六・中）と、「法界身」の記述がみられる。
- (19) 『大日經疏』では全体で八箇所に「法界身」という語がみられるが、内容を具体的に示すところはなく、どれも『大日經』の教主である法身大日如来をさす語として用いられている。ただし、巻第八「入漫荼羅具緣真言品第二之余」の四重漫荼羅を明かすところの最後に、「もし更に深く釈せば、すなわちこれ普門法界の身なり」（大正三九・六六六・中）とあり、また巻第二十の最後の「問答釈義」に、「一切大会の漫荼羅は皆これ一身にして別身なし。すなわちこれ普門の身、すなわちこれ法界身、すなわちこれ金剛界身なり」（大正三九・七八八・中）として、「法界身」が大日如来の普門の身であることが述べられている。
- (20) 「この印密言によって自身を加持すれば、法界体性智毘盧遮那仏の虚空法界の身を成ず」（大正一九・三三二・下）
- (21) 興全二二三・二二五頁
- (22) 「淨菩提心」問う。淨菩提心とはこれ何物ぞ。答う。淨菩提心とは、これ無始無終本来常住、淨妙法身、摩訶毘盧遮那仏、心王心数、同一性、本来法爾、無垢本性、無垢堅固、金剛の菩提心（傍注・心性法界）これなり。問う。無始無終、十

- 方三世、□□□□□□（答う）淨菩提心の一法をもつて無始無終となす。十方法界（傍注・無相等虚空におなじ）、一切諸仏、一切衆生、色心の依正、善悪因果の体性なり。ゆえに法界体性智と名づく。本性清浄のゆえに、蓮華三昧と名づけ、または淨菩提心と名づく。因縁を遠離し、永寂無相にして虚空のごときがゆえに、無相の菩提心と名づけ、また虚空無垢菩提心と名づく。如意宝珠の無窮の宝蔵のごときがゆえに、金剛宝蔵と名づく。一切諸仏、一切衆生、自然本有（傍注・本来法爾）、本地實際のゆえに本地法身と名づく。在纏にまれ、出纏にまれ、自心の体性は、諸仏もみなことごとく測量することあたわず。一切の諸相を遠離するがゆえに無相法身と名づく。名義無窮無尽なり、つぶさには顕密の經疏のごとし。問う。理法身智法身（傍注・常住不變寂滅無相）の中、何の法身ぞ。答う。理智不二の無相法身なり。（無相法身）問う。この無相法身は、これ自性・受用・変化・等流の四種法身の中には、何の法身ぞ。答う。本地無相法身はこれ自性受用等の四種法身の總体なり。問う。無相法身の總体と四種法身との差別、如何がこれを知るべき。答う。無相法身の總体とは、これ毘盧遮那心王の挙体、その処微妙寂絶にして、人のために顯示すべからず。一切の諸相を遠離す、大空三昧のゆえに。四種法身はこれ心王法界の体の自性・受用・変化・等流の四義なり」（興全二九三〜二九四頁）
- (23) 濟暹・教尋の仏身觀については、拙稿「濟暹撰『顯密差別問答』について―興教大師教學の背景思想―」（『豐山教學大会紀要』第二四号・平八年）、『真言教主問答抄』について（『智山學報』第四六輯・豐山教學大会紀要』第二五号・平九年）、『興教大師の仏身觀の系譜』（『密教學研究』第二九号・平九年）参照
- (24) 大正七七・五〇二〜五二一
- (25) 大正七七・六九四・下
- (26) 註2参照
- (27) 『豐山教學大会紀要』第二〇号・平四年
- (28) 『大日經疏』における教主義の典拠をみてみると、『大日經』の經題を解釈する段において、「神變加持」を釈し、「然もこの自証の三菩提は一切の心地を出過して、現に諸法本初不生を覺る。この處は言語尽竟して心行もまた寂なり。若し如来威神力を離んぬれば、すなわち十地の菩薩なりと雖も、尚その境界に非ず。況んや余の生死の中の人をや。その時に世尊は往昔の大悲願の故に、而もこの念を作したまう。若し我れかくの如くの境界に住しなば、すなわち諸の有情はこれを以

- て益を蒙ること能わじ。是の故に自在神力加持三昧に住して、普く一切衆生の為に、種種諸趣の所喜見の身を示して、種種の性欲の所宜聞の法を説き、種種の心行に隨うて觀照の門を開きたまう」（大正三九・五七九・上〜中）とあるが、これが加持身説の根拠とされる。一方本地身説は、次の五成就の段の加持處を明かすところの、「經に「薄伽梵如来加持に住す」と云うは、薄伽梵はすなわち毘盧遮那本地法身なり」（大正三九・五八〇・上）という文を以て根拠としている。
- (29) 「次に如来と云うはこれ仏の加持身のその所住の處にして仏の受用身と名づく。すなわちこの身を以て仏の加持住處とす。如来の心王は諸仏の（所）住にして而も（心王大日は）その（諸仏の身）中に住したまう。既に（諸仏は）遍一切處の加持力より生ず。即ち（心王大日の）無相法身と無二無別なり。而も（心王大日如来はその）自在神力を以て一切衆生をして身密の色を見、語密の声を聞き、意密の法を悟らしむ。その根性に隨うて種種に不同なり。即ちこの（心王大日如来の）所住（の處）を加持處と名づく」「法界とは広大金剛の智体なり。此の智体とはいわゆる如来の実相智身なり」（大正三九・五八〇・上）
- (30) 『大日本仏教全書』第四一卷二六五頁
- (31) 木内堯史著『天台密教の形成』三五七〜三五八頁
- (32) 遍昭の弟子に当たる安然は、『真言宗教時義』（大正七五・四四〇・下〜四四一・上）で、胎金の要妙に涉るべき性格を必要とする蘇悉地において、『蘇悉地經』には五部の要素が欠け、また同一の壇に三部の尊を勧請・安置しても、三部それぞれに成就するというのに対し、『瑜祇經』では金剛界に基本をおいてはいても、その中の大悲胎藏八字真言は、胎藏中の一切法を一時に頓証する威験をもち、この真言を中に持つ仏母法は胎藏の三部と金剛の五部の秘法を成就するとして、『蘇悉地經』ではなく、『瑜祇經』を胎金両部に涉るものと位置づけて、『蘇悉地經』を胎藏界事成就法と定義し、金剛界事成就法として『瑜祇經』を設定している。この安然の説を知っていたであろう覚鑊は、『大日脂乾界秘事』で、「金剛界は金剛頂經をもつて本經となし、瑜祇經をもつて細行となす。云云。胎藏界は大日經をもつて本經となし、蘇悉地經をもつて細行となす。云云。金剛界の曼荼羅は大日如来自受法樂の時、自性の内眷属虚空に聚集して、月輪に住して内証智を説きたまうの形なり。胎藏界の曼荼羅は行人作請し供養するの時、諸尊来集して着座するの形なり」（興全三三三頁）と、『蘇悉地經』と『瑜祇經』をめぐりに両部の中に収められている。

(33) リチャード・ドーキンスは、著書『神は妄想である』（早川書房、二〇〇七年）において、「どんな社会にもどこことなく謎めいた見解の一致が存在し、それが数十年単位で変化する。それに対して、べつに気どるつもりもないが、ドイツ語から借用した時代精神（ツァイトガイスト）」という言葉をあてようと思う」（三八六頁）と述べ、この時代精神がどう移り変わっていったかを示す一つの指標として、女性の選挙権獲得などに代表される社会常識の移り変わりをあげている。

(34) 石田茂作著『写経より見たる奈良朝仏教の研究』（東洋書林・一九八二年）（東洋文庫昭和五年刊の複製）

(35) 山田龍城著『大乘佛教成立論序説』一九三頁（平楽寺書店・一九七七年）

(36) 大正九・五四・下

(37) 恵心僧都全集二・三三九頁

(38) 佐藤哲英著『叡山浄土教の研究』一七七頁（百華苑・一九八九年）

(39) 興全一一二〜一二二頁

(40) 興全一九四〜一九五頁

(41) 『二期大要秘密集』「第七極楽を観念する用心門」（興全一二二四頁）

師子三蔵の意の云く、「顕教に云く、極楽とはこれより西方、十万億を過ぎて仏土あり。仏はこれ弥陀、宝蔵比丘の証果なり」と。「密教に云く、十万の極楽はみなこれ一仏の土なり。一切如来はみなこれ一仏の身なり」と。娑婆に殊にしてさらに極楽を観することなし。何ぞ必ずしも十万億土を隔てん。大日を離れて別に弥陀あるにあらず。また何ぞ宝蔵唱覚の弥陀ならんや。

密厳浄土は大日の宮位、極楽世界は弥陀の心地なり。弥陀は大日の智用、大日は弥陀の理体なり。密厳は極楽の総体、極楽は密厳の別徳なり。最上の妙楽、密厳にこれを集む。極楽の称、弥陀の号、これより起これり。然るに、かの極楽はいづれの処ぞ、十方に遍ぜり。観念の禪房、あに異処あらんや。此の如く観する時、娑婆を起すして忽ちに極楽に生ず。我が身、弥陀に入りぬ。弥陀を替えずして、すなわち大日と成る。吾が身、大日より出づ、これすなわち即身成仏の妙観なり。『立申大願事』（興全九三四〜九三六頁）

僕聞く、浄土遠からず、法界密厳の故に。仏道甚だ近し、衆生すなわち仏の故に。然りと雖も生死の昇沈は、心智の明昧

に依り、菩提の遠近、覚悟の有無に任せたり。智者の大罪とも、生死に沈むことなく、愚者の小罪とも、沈淪を脱れ難し。〈中略〉何に況や百年の癡修は、一念の智行に及ばざることをや。有智は功少なくして大果、無智は行多くとも小報なり。悲しいかな、弟子等、覚風未だ扇がず、煩惱の重雲、何れの日か払わん。恵日未だ照らさず、生死の長夜、何れの劫にか晴れん。嗚呼、勤行を身心に費やして、徒に三途故郷に還り、功業を内外に勞して、空しく八難の旧里に趣くことを。一たび泥梨に沈まば、出離何の時ぞ。嗚呼痛ましいかな。志は越の国に向かうと雖も、行は還つて胡の里に赴く。これみな愚にして真方に迷い、正道を知らざるの致す所なり。〈中略〉既に発し難きの諸願を発せり。いづくんぞ成り易き悉地を成ぜざらん。永く名利の為に慮からず、偏に無上菩提の為なり。何ぞ勝え難きの仏日を以て、滅し易きの愚暗を滅せざらん。〈中略〉真言難思の功、密印神通の用、古今未だ旧からず、靈驗豈空しからんや。当座に三身を成ずることまた未だ難しとせず。即身に万徳を証すること、また猶以て易しとなす。

(42) 拙稿「興教大師の浄土往生思想再考」（『真言宗豊山派総合研究院紀要』第一七号・二〇一一年）

(43) 二十にして成仏せんと欲し、北京の聚楽を出で、南山の禪林に入る。少の昔より長大の今にいたるまで、即身に本地に到るの大道を求め、現生に性海を開くの深門を願う。〈中略〉二十有七にして、さらに一願を加う。所謂臨終の尅、入滅の時、もし生を離るることを遂げず、成仏を果たすことなくば、また正念を得て、定んで倒想を離れ、忽ちに大日の来迎に預かり、速やかに遍照の引接を感じん。両部界会の加持する所、十方聖衆の擁護する所、密厳の金利に往生し、華嚴の蓮都に至らせん。その土において本尊を成じ彼の界において性仏を証せん。〈中略〉一生に仏果たとい成ぜずとも、臨終には密厳国に往き、順次に定んで法性の京に生じ、すなわち彼の華藏に仏果を開け、並びにその月殿に無明をも破し、衆生を化して三平等に住せしめ、万類を導いて九界の城を離れしめん（興全二三三九頁）

(44) 木内堯央著『天台密教の形成―日本天台思想史研究―』二九四頁

元禄期における護国寺住持の役割

―快意による桂昌院への取成しを通して―

櫛田良道

一、はじめに

これまで、近世における將軍家祈禱寺について、新義真言宗護持院と天台宗寛永寺を中心に、將軍政治の下で祈禱行為がどのような意味を有し、機能を果たしていたのか、という点について考察を続けてきた。⁽¹⁾ その結果、それぞれの祈禱寺としての機能は、護持院が將軍政治の内部部分に、寛永寺が朝廷を意識した將軍政治の外部部分にあつたと位置付けた。⁽²⁾ 寛永寺については、寛永寺住職が兼任した輪王寺において日光東照宮の祭祀を実施することで、江戸幕府の鎮護国家思想の根幹を精神面から支える役割が与えられており、一貫して継続されたものであつたと判断できる。一方、護持院の場合は、近世初期より徳川家康との関係を有し、やがて五代將軍綱吉期に護持院隆光の活躍によつて隆盛を極めたが、それ以降は様々な制約を受けた上で存続を果たさなければならなかつた。しかし、護持院の場合は、そのような時代の浮き沈みを経ながらも、將軍の生活や家族といった將軍家内の人物や出来事を対象とした祈禱を専門的に実施することで、その役割を果たし続けた。このように、江戸幕府の開府から崩壊に至るまでの江戸時代を通

して、將軍家における祈禱寺の存在とは、正式な制度として設定されたわけではなかったが重要な位置にあったことが指摘できる。

先にも触れたが、護持院が規模・寺格ともに急成長を見せるのは、元禄期・五代將軍徳川綱吉の治世下の時である。綱吉・生母桂昌院・住持隆光といった人物が、密接に関係することで伽藍整備や寺領増加を繰り返し、質実ともに巨大寺院へと変貌を遂げた。同時期の護持院を考察する際に、同寺の法会や行事、さらには隆光の行動を史料上で探ってみると、護国寺が同行している事例が散見する。護国寺は、桂昌院の発願を受けて幕府が江戸に建立した寺院であり、桂昌院の祈禱寺として機能を果たし、新義真言宗内における移転寺制度上では護持院に次いで両能化を超える存在となった⁽³⁾。そして、享保期以降、護持院が伽藍を焼失してからは護国寺境内に護持院が移され、住職兼帯・別立が繰り返された。そうした経緯が裏付けているように、両寺院は密接な関係性を有していたことが指摘できる。護国寺の性格や機能の実態については『護国寺史』⁽⁴⁾をはじめとする幾つかの論考によってまとめられており、特に同寺の祈禱寺としての様相については、桂昌院が体調を崩し、逝去するまでの間、全国の諸大名から寄せられる祈禱依頼や、享保期に江戸幕府へ提出した年間行事の書上などから全体像が浮き彫りにされつつある⁽⁵⁾。そうした研究成果は祈禱行為という側面から護国寺を見たという点では一定の評価を下すことはできる。しかし、護国寺の役割について「將軍家祈禱寺」という部分に絞って考えると、護持院に次ぐ將軍家祈禱寺という印象が強く、どうしても護持院の存在感や機能性の陰に隠れてしまっているようにも感じる⁽⁶⁾。そして、隆光と同時期に活躍した護国寺住持快意についても、その職掌や地位といった側面の具体像を見出すことは難しいのが現状である。果たして、快意をはじめとする護国寺の存在価値とは、將軍家の祈禱をするだけの役割だったのだろうか。そこで本稿では、『護国寺日記』に見える、他宗派寺院の出開帳を題材にしながら、護国寺が有していた祈禱行為以外の役割などについて考察を試みたい。

二、護国寺略史と出開帳について

①護国寺略史と三代住持快意について

まず、護国寺の略史について簡単にまとめておきたい。護国寺は、天和元年（一六八二）、徳川綱吉の生母桂昌院の発願を受けて、江戸幕府によって建立された寺院である。その前身は、上野国大聖護国寺（現在群馬県高崎市）に姿を求めることができる。綱吉の館林藩主時代に、大聖護国寺の住持であった亮賢が、兼ねてより桂昌院からの帰依を受けていたと言われている。桂昌院と亮賢との関係性については判然としない点が多く、『徳川実紀』には、

（世に伝ふる所。この亮賢。其上より験者の聞えありければ。御母君懐胎の時より。平産の御祈りなど仰付られ。お誕生の時も御尊容をうかがひ。この君たぐひなき至貴の相ましますよし申ければ。御母君ことの外よろこばせ給ひ。潜邸の御時より。常に護持にめされける故とぞ聞えし）⁽⁷⁾

とある。これは、同史料中に記述された、護国寺建立を伝える記事の後半に付け加えられている部分である。「世に伝ふる所」としているが、要約すれば、桂昌院が子どもを身籠った際、安産の祈願をしたのが験者の聞こえ名高い亮賢であり、出産後にその子どもを見た亮賢が、類なき高貴な顔立ちであることを伝えたと桂昌院が大変喜び、將軍職を継ぐ以前よりも、護持僧として召し抱えていたことに由来する、というものである。このような経緯を背景に、当時館林藩主であった徳川綱吉の將軍就任に合わせて亮賢も江戸へ移転することとなったという。その時に、幕府より土地を与えられ建立されたのが音羽護国寺である。以降、護国寺は住持が亮賢―賢広―快意へと代替わりする中においても、綱吉と桂昌院の参詣は三千回以上に及び、加増が繰り返され、都合千二百石の寺領を誇る寺院となった。そして、元禄五年（一六九二）には、毎月將軍家へ祈禱札を献上することを命ぜられ、桂昌院の護持だけではなく將軍家祈禱寺

としても役割を果たすようになったのである。このような経緯から、護国寺は新たに江戸に建立された寺院であったが、將軍家に関係する寺として護持院と共に巨大化し、元禄年間後半から宝永年間初頭には隆盛を極めた。

さて、三代住持快意についても触れておきたい。快意は、大和国三味田に生まれ、十三歳で長谷寺金蓮院頼意に弟子入りし修行を重ねた。天和元年（一六八二）南都の知足坊清慶から唯識を学び、その翌年に醍醐寺有雅から受法して、貞享三年（一六八六）に長谷寺六坊の梅心院の住持となった。元禄八年（一六九五）春、室生寺の住持兼務を命ぜられ、七月には弥勒寺住持への転任を経て、十一月に護国寺住持に補任されている。⁽⁸⁾これ以降の快意の略歴をまとめると左の通りとなる。⁽⁹⁾

元禄八年（一六九五）十一月 護国寺住持を命ぜられる。

元禄一〇年（一六九七）七月 正僧正に任ぜられる。

元禄一六年（一七〇三）二月 年齒の祝儀として、鳩杖を綱吉より与えられる（隆光・牧野成貞と共に）。

宝永二年（一七〇五）六月 桂昌院葬送の儀に供奉する。

宝永三年（一七〇六）十二月 大僧正に任ぜられる。

宝永四年（一七〇七）二月 護持院住持を命ぜらる。

宝永六年（一七〇九）八月 成満院へ移転する。

正徳三年（一七一三）春 大和へ帰り法喜寺にて隠棲する。

享保九年（一七二四）七月 入寂する。

このように、快意が護国寺住持として在任していたのは元禄八年（一六九五）十一月から宝永四年（一七〇七）二月までの十一年余りだが、その間に大僧正に補任され、やがては護持院へ移転し新義派内で最高の地位に上り詰めた僧侶であることがわかる。護持院入寺後は、隆光に代わって將軍家祈禱寺住職としての権威を有するようになったが、

隆光の隠居、綱吉の逝去、護持院住職の就任を巡る新義派内の諸問題などが発生したため、快意自身も江戸を離れ隠居してしまった。そうした経緯を踏まえると、快意の活躍した期間は護国寺・護持院の住持を務めた十三、四年であったと言える。以上のように、護国寺の成立から発展、三代住持快意代までの様相などを見てみると、同寺は桂昌院の祈禱寺であることを由緒として機能を果たし、同時に住持個人の立身にも大きな影響を与えた寺院であったことがわかる。

②出開帳について

護国寺の発展は、桂昌院の祈禱寺、さらには將軍家の祈禱寺として幕府からの庇護を受けたものであり、伽藍・境内地・住持任命権に至るまで全ての最終的な権限は幕府が握った。その一方で、護国寺では諸国の寺社が各々の本尊や秘宝を江戸に移設し、参詣者を集う出開帳興行も頻繁に実施された。將軍家の寺であると同時に庶民層に対しても寺地が広く開かれることがあった。

開帳とは、通常は閉ざされている仏像の帳を一定期間に限って開き、信者に公開することで、さらなる結縁などの機会を与えることである。古くは平安時代にも行われていたとするが、近世に入ると全国的に普及し、江戸・京都・大阪などの大都市を中心に、都市以外でも地方の寺社などでも盛んに行われた。開帳の最初の目的は、信者と仏像との結縁で、宗教的、もしくは信仰的な繋がりの需要と供給によって始まったことで、純粹な宗教行事としての性格であったと思われる。しかし、開帳が実施される毎に奉納品や賽銭が増加していったことから、次第に収入興行としての性格を強める結果となった。⁽¹⁰⁾江戸時代中期には、開帳は寺社にとっては重要な収入目的の事業へと変貌していった⁽¹¹⁾。その背景には、江戸幕府の布く宗教政策によって寺社に対する締め付けが行われていたことが理由としてあげられ、幕府は朱印地などの増加の禁止、金品などの寄付の制限などを定めた一方、経年風化、火災、自然災害など

による伽藍の損傷や維持・修復についても金策を講じていたことが指摘されている。⁽¹²⁾ 幕府の財政難と、人口過密による火事の被害の拡大化などの社会現象とが相俟つて、逼迫した状態が続いていた。そのために、十分な援助を与えることもできず、場合によつては寺社の檀家や氏子に負担させることもあったが、そうした民衆レベルでの修復事業には限界があったことは言うまでもない。また、寺院によつては檀家を持たない祈禱寺院などの場合は、自力もしくは幕府からの援助なしには自らの経営を維持することは難しかった。また、幕府側では寺社の格付を通して、援助許可に対する一定の基準を設けていたため、幕府の公金を得られる寺院は限られていた。

これまで、近世における開帳に関する研究は、比留間尚氏、北村行遠氏らによつて進められ、多くの寺院における出開帳史料を通して、その全体像が明らかにされている。⁽¹⁴⁾ 特に比留間氏は、開帳に関する情報を一覧表化しており、開帳研究を進める上では一定の基準になっている。⁽¹⁵⁾ そうした先論によれば、江戸における出開帳は延べ一一五八回実施されており、当時の庶民信仰の一端が窺い知れる。開帳を実施する会場となる寺を宿寺といったが、護国寺を宿寺としたケースは元禄十年（二六九七）を初回とし、明治五年（一八七二）まで、全五二回の開帳が実施されている。⁽¹⁷⁾ その内わけとしては、居開帳（護国寺の本尊・寺宝を開帳すること）が二一回、出開帳（他の寺院が護国寺を宿寺として開帳すること）が三〇回となっており、護国寺は宿寺として利用されることが比較的多い寺院であつたといえる。しかし、享保期以前には、幕府による出開帳制度は完成していなかった。そのため、出開帳興行を実施するに当たつての一連の流れは、各史料上でも安定していないと言えるだろう。興行を実施した寺院、宿寺となつた寺院それぞれに、同一の動きを記録した史料が残されていれば、さらなる研究の深化も期待できよう。

三、『護国寺日記』に見られる清涼寺出開帳

護国寺に遺されている『護国寺日記』には、当時の役者が綴つた寺務内容から同寺の様相を窺い知ることができる。元禄期についても、桂昌院をはじめとする將軍家に関わることや、寺院内部の事情、宗内外における周辺寺院との取り取りなど、さまざまな事例と共に出開帳に関する記述も散見する。本節では、護国寺を宿寺として実施された出開帳の内容から護国寺の役割を探つてみたい。

元禄十三年（一七〇〇）、京都嵯峨清涼寺の釈迦如来の出開帳が護国寺で実施された。清涼寺は、京都嵯峨釈迦堂に所在する浄土宗寺院で、通称嵯峨釈迦堂とも言われ、平安中期の東大寺僧齋然が請来した栴檀釈迦像を安置している。この釈迦像は、三国伝来の霊像であると同時に「生身の如来」として信仰の機運が高まり、同像から霊驗を受けようとする多数の参詣者で賑わつたという。また、浄土教の普及とともに、清涼寺は嵯峨地域の遁世僧らの念仏の拠点ともなっており、鎌倉・室町時代に数度火災に遭つたが、念仏者の勧進によつて復興している。⁽¹⁸⁾ また、古来から真言・念仏の両宗派が混同する寺院であつたが、慶長年間には家康の仕置状によつて真言系僧侶が排除され、以降、念仏系僧侶が支配権を有した寺院である。⁽¹⁹⁾ 清涼寺における出開帳は、江戸期に一〇回実施され、庶民の間でも人気を博したが、その初回が元禄十三年度で、寛永十四年（一六三七）に焼失した釈迦堂再建を目的としていたという。⁽²⁰⁾ この時の出開帳の様子について『武江年表』には次のように記されている。

護国寺にて城州嵯峨清涼寺釈迦如来開帳（四月二十七日下向ありし由なれば、五月より開帳始まりしなるべし。日数は八十日の間也。此の本尊江戸始めての開帳にして、貴賤群集夥しかりしとぞ）。

と、当時の出開帳が繁盛したということを伝えている。このことに関して『護国寺日記』五月十三日条には、

一、今晚星供結願仕候、暮過二阿部部飛驒守殿方御手紙参候、普門院罷出候事、夜四時程二飛驒守殿御逢候而、嵯峨開帳之義、當院二而可仕旨、口上書を以委細被仰渡候事、九ツ時罷帰、其夜僧正へ申上候事、

とある。⁽²²⁾ 寺社奉行阿部正喬からの手紙を受けて、護国寺役者普門院が訪ねたところ、嵯峨清涼寺の出開帳を護国寺で

実施する旨を伝えられ、帰寺した後、住持快意へ報告していることがわかる。この内容から、護国寺を宿寺とするところが寺社奉行から正式に通達されたことが指摘できる。開帳の開催に際して、宿寺側ではさまざまな準備を行わなければならないことを加味すると、この時点までの間に、寺院側と幕府側の双方で情報の遣り取りがあったことが推測できる。しかし、さまざまな状況から、その決定はすぐには下されなかった、というのが事実なのではないだろうか。この実施令が通達された翌日十四日には、清涼寺の使僧として役者多宝院が開帳の会場となることに対する挨拶をしており、さらに、幕府からは三之丸賄頭である向坂正勝と森川好生から護国寺両役者宛てに、開帳の賄いとしての米や薪が届けられている。⁽²³⁾ 続く十五日、寺社奉行は再び役僧に出頭を命じているが、それを示すのが次の史料となる。

一、普門院七半時と飛驒守殿へ罷出候、

被仰候者、嵯峨之本尊川崎二守置候、尤昨日ハ清涼寺二急々引越候義成かたく候ハ、其元勝手次第第二可仕由申渡候へ共、大事之本尊二候間、万一異變之事も有之候半も難計候間、早々今明日二も引越申様ニ、飛驒守殿被思召候、其元様子いかゝと用人衆被尋候故、普門院申候ハ、護国寺義ハ何時成共被仰付次第第二候由申上候二付、同時ニ清涼寺之多宝院をも被召候而、左候ハ、片時もはやく引越可成由被仰付候二付、明十六日ニ本尊當院へ御到着之筈ニ被仰渡、其通ニ御受申上候事、(後略)

⁽²⁴⁾とあり、京都を出発した清涼寺が一旦、川崎に留まっていたことがわかる。それは急ぐ必要がないと判断した寺社奉行からの「勝手次第」との申し渡しによるものだったが、大切な本尊に万が一事故などがあつてはならないため、早急に江戸へ到着するように言い渡されている。このような状況に、護国寺側の準備は整っているか確認され、受け入れ体制が万全であることを返答している。同日中に清涼寺役者多宝院が一団より先に護国寺へ到着し、挨拶を済ませ、十六日には釈迦如来と供に百五、六〇人の関係者が到着している。⁽²⁵⁾ 到着から約二週間の内に本尊を安置して拝覧させる小屋の建設、門前通りの整備などの準備を整え、五月二十九日に開帳が開始し、先にも触れたような盛況を

博した。通常、開帳の期間は六十日と定められているが、いよいよ閉帳が迫った七月二十六日には次のような願が出されている。

清涼寺

一、開帳来月中迄相延申願候儀ニ付、清涼寺御同道被成□□三御丸へ御上り被成□□、(中略)

一、暮相、清涼寺役者被参候而、今日開帳来月中迄相延申度由□□□□出羽守様へ願書持参候処、出羽守様方寺社御奉行所へ被仰遣候而、寺社御奉行所より可被仰渡候由被仰付候由、

⁽²⁶⁾とする会期延長の願である。特にこの前日条には「今日開帳参詣者別而夥敷候而、御客も繁御座候事」⁽²⁷⁾と伝えられるほどの盛況ぶりが伝えられている。こうした参詣者数の増加に後押しされ、会期延長を願い出たのであろう。この願出の内容と共に、護国寺快意も清涼寺に同行し、桂昌院の居所である三之丸へ赴いていることがわかる。同日夕方、清涼寺が柳澤吉保へ直接持参した延長願が寺社奉行へ回され、最終的な結果は寺社奉行から清涼寺へ伝えられるという流れが記されている。この結果は次の史料に記されている。

廿八日、晴天(中略)

一、阿部飛驒守様より只今役者被遣候様に申来、歓喜院罷出候処、清涼寺日□□被仰渡□□、開帳當月廿九日迄二候処、願之通増解答被仰付候由、護国寺へも此旨可申候由被仰渡候、

⁽²⁸⁾とあり、護国寺役者歓喜院が寺社奉行に呼ばれ、一カ月の期間延長を伝えられていることがわかる。業務上、興行主である清涼寺と宿寺である護国寺の双方へ伝達が下されるのは当然であろう。しかし、この結果を得るまでの僅かな間に、先に示した史料に見られるような快意による桂昌院への取成しがあつたことは知られていない。さらに、この交渉の先には側用人柳澤吉保の仲介を得た上で、寺社奉行へ案件を回すことにより、要求の実現を確実化させていることが指摘できる。当時の幕府と寺社の関係を踏まえて考えると、この事例に見られるような、寺院側が直接、桂昌院などの將軍家内の人物と接触して交渉を行うことは基本的には在り得ないことであつた。たとえ開帳の宿寺の住

職であっても、原則、幕府との交渉は行政機関である寺社奉行を通じて行わなければならなかった。しかし、清涼寺の出開帳に関する内容からは、快意には桂昌院へ直接面会することが許されていたということがわかる。このような交渉方法は、將軍家との特別な関係性を持たない寺院にとつては困難な案件であり、快意の行動に見られる役割について指摘した論考はほとんどない⁽²⁹⁾。こうした点が、護国寺と住持快意に与えられた、將軍家祈禱寺住職の特権ともいえる部分であることが指摘できる。

四、その他の出開帳と快意の取成し

快意が清涼寺と桂昌院との取成しをすることで、出開帳の会期延長は実現したが、こうした取成しは、この時に限ったものなのだろうか。清涼寺の出開帳開催と同時期に、京都真如堂の出開帳も行われているので、その事例についても考察したい。真如堂は京都市左京区に所在する天台宗寺院である。正式には真勝極楽寺とも称し、正暦三年(九九二)一条天皇の勅願により戒算が開基したと伝える。本尊阿弥陀如来像は比叡山常行堂の円仁作阿弥陀如来像を移したものとされるが、応仁の乱の戦火に遭うなどして寺地の移転を繰り返し、寛文元年(一六六一)と元禄五年(一六九二)の火災により、元禄六年に東山天皇の勅願によつて現在の地に復帰したことが知られている⁽³⁰⁾。真如堂の出開帳も護国寺を宿寺として実施されたが、宿寺が決定する前の状況を伝える史料として次のものが挙げられる。

一、真如堂法仙房被參被申置候、開帳之儀願之通相叶候二付、御當地二而開帳仕度奉存候由、(後略)
とあり、真如堂法仙が護国寺を訪れ、自分たちの希望通りに開帳実施の許可が下りたこと、さらに護国寺を会場としたい旨を伝えていくことがわかる。続けて、およそ一週間後の十二月十六日には、

(前略) 一、本庄安藝守様方御使者二而、真如堂開帳當院二而仕候様二と、三御丸へ願申上候間、弥其通被成給候

様二と被仰越候、御逢□□□、御返事被仰遣候、(後略)

と記されており、本庄資俊より真如堂出開帳を護国寺で実施したい旨を本庄の伯母でもある桂昌院へ出願したので、きつとその通りになるであろうと予測していることがわかる。この出願に対する桂昌院や寺社奉行からの返答を伝える記述は確認できないが、翌月廿八日状には次のように記されている。

一、今日、永井伊賀守殿へ普門院罷出候、右之趣ハ舊冬極月廿八日二、御月番故伊賀守殿へ罷出、真如堂開帳場所於當院為致候様二と、三御丸様方被仰付候、右之御断ニ普門院舊冬罷越候處、至今日真如堂へ、寺社方方開帳之場所、當院二而仕候義被仰渡候義無之二付、伊賀守殿御役人衆迄舊冬御断申進候義、伊賀守殿へ被仰上候哉、三御丸御年寄中右之御断寺社御奉行へ申候哉と、護国寺へ御尋ね二付、成程舊冬伊賀守殿へ申進候由被申候二付、いよく為念承度存、役人衆迄右之間合ニ罷出候處、成程伊賀守殿へ為申間候由役人衆被申候也、

とある⁽³³⁾。長い文章なので要約すると、真如堂には、護国寺が宿寺に決定したという旨が正式に伝えられていなかったようだが、役人らに直接確認したところ、役人までは伝えられていたので問題なさそうだ、という解釈になる。このことから、宿寺が護国寺に決定したことは確かであり、実際に出開帳は護国寺で実施されている。真如堂の希望は実現したが、これは純粋に本庄資俊の個人的な信仰心や願いによつて、桂昌院へ依頼したものなのだろうか⁽³⁴⁾。そこで、前掲した本庄資俊が桂昌院へ出願した元禄十二年十二月よりも遡る同年九月廿日条を見ると、

(前略) 一、今日、本庄安藝守様御家督之祝儀振舞、三汁七菜之御料理、御相伴、

本庄日向守様 同兵庫様

六角主殿様 小田切土佐守様

佐野三左衛門様 木下清兵衛様

岡登伝兵衛様 船越三郎四郎様

向坂治部右衛門様 矢野三右エ門

真如堂法仙房 已上御相伴衆、

夜之四ツ時過ニ後段出ル、安キ守様・日向守様ハ温飴御望被成、外ハ何茂そは切・御湯漬、

とある。⁽³⁵⁾ 本庄資俊は父宗資の遺領を元禄十二年閏九月二日に相続しているが、⁽³⁶⁾ その一周忌が過ぎたのを見計らい、護国寺が祝儀の席を設けたものと思われる。その出席者欄に真如堂の名前が記載されていることから、護国寺はこの席を介して真如堂と本庄資俊とを対面させ、取成しを図ったのではないだろうか。言わば、このようなお膳立てを受けて、本庄が桂昌院に直接真如堂の件について直接頼み込んだものと考えられる。そう考えると、後日、真如堂が護国寺へ訪れた理由も、これまでの経緯を鑑みながら報告しにきたものであると判断できる。この本庄資俊の祝儀の席に真如堂を同席させたことが、実際に取成しを目的としていたかについて確証は持てない。しかし『護国寺日記』には取成しを具体的に示す事例も記載されているので幾つか紹介したい。

宝永元年（一七〇四）六月十七日、前年に開帳を行った平泉中尊寺が桂昌院の本尊拝覧を願い、護国寺に来寺した。⁽³⁷⁾ その一週間後の六月二十四日には、

一、奥州平泉金色院開帳仕候二付、一位様へ本尊物入後上覧度願候二付御窺、弥上覧可被遊候旨被仰出候、依之、今日右之通旨申遣候、

とあり、護国寺が桂昌院へ伺いを立て、許可を得ていることがわかる。そして実際、七月三日に中尊寺は本尊を携えて三之丸へ上り、桂昌院の拝覧を得ている。⁽³⁹⁾ さらに、七月五日条には次のようなことが記されている。⁽⁴⁰⁾

一、金色院方へ用事二付、今日中被参候様手紙二而申遣、
一、七ツ時、金色院入来、

右者、一位様方昨日金子五十両、六地藏御修復料として被下之、僧正へ相渡候様二被仰下、仍之、今日呼寄御渡被仰越候、

この史料によると、桂昌院から、中尊寺六地藏の修理料金五十両が快意を介して渡されていることがわかる。したがって、中尊寺が六月に護国寺を訪れたのは、快意の取成しによつて六地藏の修理料を桂昌院へ願うことを目的としていたということがわかる。これ以外にも元禄十四年には南都南井院が寺号改称の出願に、⁽⁴¹⁾ 宝永元年には京都下賀茂社が神宝覆のための寄進を願ひ、⁽⁴²⁾ それぞれ桂昌院への取成しを護国寺へ依頼してきている。ここまでに挙げた事例は他宗派に関わる内容だが、新義派内においても取成しは行われている。次の史料には、

一、成田新勝寺入来、昨日首尾能閉帳仕候二付、右之為祝義、

白銀三枚参持、

御逢被成候、兼而当小池坊亮貞弥勒寺之節、被為願置候二付、当弥勒寺方今日手紙被相添候而、一位様御拝見之事、先達而僧正被仰上候由、来月初御拝見可有由、新勝寺へ今日被仰渡候事、

とあり、⁽⁴³⁾ 新義派の成田山新勝寺の不動尊を桂昌院が拝覧する約束を快意が取成していることがわかる。『護国寺日記』はこの翌月七月朔日から十日までの記事が欠けているため確認できないが、『隆光僧正日記』には次のような記述を確認することができる。

一四日、三之丸へ成田新勝寺之不動尊・上州新田明王寺之不動尊令持参、右両寺今度於御当地開帳ス、成田ハ殊之外繁昌、又新田ハ以之外不繁昌也、成田ハ護国寺取持、新田ハ愚納取持、依之両人共、一位様御拝之節、段子壹卷・しゅちん一卷・金入一卷・金子十両つゝ被献之、両寺へハ晒三疋つゝ、伴僧へも拝領物有之、扱又、新田以之外不繁昌之旨御聞被遊、金子卅両愚納へ御渡被成、御寄附被遊、則木村宗竹へ相渡、明王寺へ相達、
(後略)

とあり、七月四日に新勝寺と上州新田明王寺が不動尊を持参し、桂昌院の拝覧を得たことが確認できる。さらに、「成田ハ護国寺取持、新田ハ愚衲取持」と新勝寺は快意が、明王寺は隆光がそれぞれ取成したことも記されている。隆光の取成しについては既に別稿で指摘したが、こうした事例から護国寺住持である快意にも宗内外の諸寺社から桂昌院への取成しを行う役割があつたことが指摘できる。

五、取成し依頼の目的

これまで挙げた幾つかの事例から、護国寺住持としての快意の有する権限は見えてきた。しかし、取成しを要求する寺院側の本来の目的とは、どういったものなのだろうか。前節で挙げた清涼寺や真如堂の本来の目的は、単に護国寺で出開帳を実施するというだけだったのだろうか。その疑問に対する答えは、右に挙げた金色堂や新勝寺の事例から窺い知ることが可能である。両寺院とも護国寺の取成しを得て、桂昌院の本尊拝覧の機会を得ることに成功し、下賜物を拝領している。この時、拝領した物は晒三巻程度だったが、繁昌しなかつた明王寺に対しては金三十両が下されていることがわかる。新勝寺の場合には、出開帳が成功したため、それ以上の下賜物を与える必要がないと判断されたのかも知れない。一方の明王寺は、出開帳が失敗に終わったことからその補填ともいえる金が与えられた。こうした拝領物は、桂昌院が直々に拝覧をしなければ得られない物であり、そのためには何らかの行動を起こさなくてはならないだろう。つまり、護持院や護国寺といった將軍家に直接取成しのできる寺院を介さなければ、実現できないことであると考えられる。

前節で触れた清涼寺の事例を再び取り上げて考察すると、会期延長中の元禄十三年九月十日、本尊釈迦如来は江戸城中へ迎え入れられた。その時の様子について『徳川実紀』では次のように記述している。

十日 桂昌院殿の仰とて。嵯峨清涼寺の釋迦像を。さきより護国寺にて衆人に拝せしめられしが。けふ其像を二丸にむかへられて御拝あり。寺寶どもかずく御覧に備ふ。御臺所もわたらせ給ひ拝させ給ふ。本尊に御所より銀千枚。御臺所のうへより百枚進薦せられ。又うへより清涼寺堯鎮に縮緬十巻。檜重一組たまひ。護国寺僧正快意に時服三賜ふ。(後略)

とあり、綱吉と正室鷹司信子の拝覧を得て、さまざまな金品を拝領していることがわかる。そして、十一日には綱吉側室於伝之方、十二日には徳川綱教と鶴姫(綱教室・綱吉長女)、十三日には八重姫(綱吉養女)らの下へ釈迦如来はそれぞれ迎え入れられ、拝覧を得て金品を拝領している。⁽⁴⁶⁾このように、將軍家の人物から本尊拝覧の機会を得ると、寺院側には出開帳場現地で得られる収入とは別に、比較的まとまった金額の収入があつたことが指摘できる。また、塚本氏によれば、⁽⁴⁷⁾この出開帳の収益により清涼寺は再建に必要としていた金額を得ることに成功したという。寺院側としても、少しでも会期を延ばして集客し、同時に多くの権力者から寄進を募ることを希望する現実的な考えがあつたと思われる。また、別の史料には次のような記述がある。

一、桂昌院様御存生之内、取次被成候出家中へ被遣候金子御用御屋敷二而、五人之御用人口歡喜院手形仕候而、請取罷帰候、

一、金三百両、館林福壽院

一、金百両、同所惣徳院

一、金貳百両、泉州国分寺

一、金貳百両、西大寺金剛院

とある。⁽⁴⁸⁾これは、桂昌院が逝去(宝永二年六月二十二日)した後の記事であるが、桂昌院が生前に快意が取成した諸寺院へ金子を寄進していることを伝えるものである。ここに見える諸寺院への取成しが実際どのような内容であったのかは不明だが、史料上にあるように快意が取成した結果、右のような金額が与えられたということがわかる。

以上見てきたように、諸宗寺院にとって、快意に求めた桂昌院への取成しは、自らに対する寄進や収入を期待してのことであろう。それは、桂昌院の宗教への信仰心を逆手に取った寺院側の交渉手段の一つであり、交渉役として最も高い成功率を有していたのが快意(『護国寺』)だったのではないだろうか。

六、おわりに

本論では、元禄期に於いて実施された出開帳を題材として、將軍家祈禱寺の一つであった護国寺と住持快意の有する役割について考察した。護国寺に遺された日鑑に記載されている内容を中心に、住持快意をはじめとする護国寺側の動向に着目し、特に嵯峨清涼寺と京都真如堂の事例を見ると、宿寺であるからこそ知り得る情報も多く記載されていたことが指摘できる。これまで、出開帳の目的は寺院における伽藍整備などを理由とした資金集めであったとされてきた。実際に、江戸の都市部まで本尊や秘宝が運び込まれ展示されれば、多くの集客を期待できたであろうし、結果としても、相応の収益を得ているケースも多い。しかしその反面、思うように集客に繋がらず、赤字を計上してしまった寺院の存在も指摘されているのも事実である。先論では、そうした興行上の収益面だけで、出開帳の成功・失敗を判断するに留まっているように思える。しかし、清涼寺の事例に見られるように、出開帳の会期延長中では、会場に本尊を安置し続けただけではなく、本尊そのものを別空間へ移動させて特権階級者(ここでは將軍・將軍家族など)

が個人的に拝覧することも行われていた。先行研究でも、この動向について指摘がされているが、その本意は、古の時代より信仰を集めた釈迦如来を拝覧することで得られる利益を將軍家の人々も求めたことに起因するかのようによ説かれている。それは、桂昌院の仏教や神道への帰依の姿勢を考慮すれば当然かもしれない。しかし、寺院側にも、伽藍再建などの明確な目的があったことも確かである。その証拠として、清涼寺は何も行動せず、言わば手放しの状態で、桂昌院や將軍家の人々の直接拝覧を実現させたわけではなく、快意という取成し役が存在したからこそ実現し得たということも史料上から確認できた。つまり、寺院側が目標とする出開帳の終着点は、將軍家の人々の拝覧を得て、その代償となる寄進を入手することにあつたと言える。庶民層の信仰によって寺院経営が支えられているのは事実だが、為政者や領主と言った支配者層の拝覧を得てこそ、新たな価値が付加されたのではないだろうか。將軍や桂昌院、幕臣らが、独占的な立場で、仏像や秘宝を拝覧した場合に下賜する金品の価値は、庶民層からの寄進内容を遙に上回ったことは想像に難くない。さらに、為政者などの特権階級者が拝覧・参詣したことは、紛れもない事実として後世に遺せることが可能である。そうした事実を仏像や寺宝に新たな付加価値として載せることで、在地に戻っても、それを理由に自らの寺院の格式を維持したり、上昇させるための一材料となり得るのではないだろうか。加えて、将来的に伽藍の修復などの事業の必要性が生じ、幕府へ出願する際、過去に遡り將軍家との関係性を強調することも可能となろう。そう考えると、將軍家内の人物らが拝覧した事実は、寺院にとって有利な出来事であり、後に大きな意味を持つものであると言える。そのために、出開帳興行において、為政者らの領主階級の人々と仏像の直接的な関係性を構築することは最終的な目標にもなり得たものだったのではないだろうか。

そうしたことを併せて、元禄期の護国寺の位置づけを考えてみると、將軍家祈禱寺であつたことは事実であるが、もう一つの役割を窺い知ることができる。それは、開帳などを通して、住持快意が興行主の寺院と三之丸へ登城していることである。各宗寺院は護国寺を「桂昌院の寺」として認識していたことから、同寺を経由して交渉のハードル

を下げようと画策したのではないだろうか。手続きなどについては、寺社奉行をはじめとする表向の機関を経由することは絶対だったが、桂昌院との直接的な繋がりを利用することで交渉を円滑に運ばせることが目的であったと思われる。つまり、護国寺に求められたものは奥向の交渉ルートであり、その権限を握っていたのは住持快意であったと言える。これまで管見する限り、隆光や護持院側の史料の記述からは護国寺の行動に主体性のようなものは見出せなかった。そこに描かれる護国寺の行動そのものには意思を伴わず、隆光からの指示を受け服従するような姿勢すら窺える。それは、將軍家祈禱寺としての寺格、移転寺制度などを考慮すれば、当然のことであろう。しかし、今回の考察結果からは、護持院が護国寺に対して介入している場面は見当たらず、住持快意の意思決定によって起こされた行動が存在していることがわかる。そして、その対象となるもの全てが、桂昌院との折衝・取成しを目的としていることが明確となった。これらのことを加味すると、護国寺住持の役割とは、やはり桂昌院の寺の住職であることから発生する両者間の関係性、そして必然的に得られる直接意思を進言できるという特別な権利であったのではないだろうか。

本来、護国寺はどのような交渉事のために取成しを行う機能は持たされていなかった。祈禱寺に課せられた本来の機能は、初代亮賢と桂昌院の関係が築かれた創建当時に見られたような、祈禱行為を請け負う僧侶としての聖的な立場である。しかし、桂昌院の祈願寺であるという由緒は、周囲の寺院が有する護国寺への価値観にも変化を与え始め、やがては寺や住持らの意志とは別に、取成しなどの役割を生じさせるに至ったのではないだろうか（もちろん、社会情勢を受けて寺院自体も権力を有し、台頭していったことを考えれば、そうした役割を能動的に身に付けていったとも言えるが）。その結果、快意は僧侶としての聖的な部分を有する一方で、世俗的な部分をも有していたと位置付けることができる。これは、同時代で見れば護持院隆光が有した將軍と護持僧としての関係性に類似している。隆光の場合も將軍・幕府と諸宗寺院との取成しを頻繁に行ったが、一貫していたのは、あくまで寺社奉行を介して將軍へ自分達の希望を願

出しており、決して直接意思を伝えることはなかった。⁽⁴⁹⁾これに対して、快意の場合、取成そうとする案件を桂昌院に直接伝えており、ここが護持院の性格と異なる点の一つであると言える。それは、要求を伝える相手がどういった立場の人物なのか、ということによる対処の違いであると思われる。交渉ルートを異にしながらも、護持院は將軍に、護国寺は桂昌院に、それぞれ意思を上進している。しかし、「同じ將軍家の家族」と言う枠組の中に在っても、それぞれ為政者と為政者の母という、政治的な立場上では明確な格差がある。そのために、寺側には、幕府の制度に従い行動することが義務付けられ、護持院は寺社奉行を介していたが、一方の護国寺と桂昌院の場合には直接交渉が比較的簡単に行える関係性が存在したことを意味しているのではないだろうか。

実際、桂昌院が逝去した宝永二年六月以降、護国寺へ將軍家との取成しを求めるような案件は寄せられなくなる。それは、護国寺の背後に君臨する將軍の生母桂昌院の姿を、諸宗寺院は確実に意識していた、ということを意味しているよう。即ち、護国寺に与えられた一つの特権は外護者である桂昌院を亡くしたと同時に失われたとも言える。さらに、宝永六年に綱吉が逝去して以降は、綱吉政権によって独断的に付加された護持院・護国寺への厚遇とも言える対応策はほとんど取り上げられてしまう。それは、両寺院へ対する抑圧ではなく、旧体制時における將軍家祈禱寺としての在り方へ修正されると解釈する方が正しいだろう。そう考えると、今回考察した元禄期における護国寺住持が有する役割とは、一過性に過ぎない内容かも知れない。しかし、護国寺史を考察する際、一時的とは言え、住持と政治権力が接近し、聖的な性格以外にも世俗的な役割を有したことを理解する必要があると考えられる。

註

(1) 拙稿「近世における將軍家祈禱寺―護持院と寛永寺の職掌に関する一考察―」(『密教学研究』四二号、二〇一〇)、「護持院と覺樹王院―近世後期における將軍家祈禱寺をめぐって―」(『鴨台史学』一〇号、二〇一〇)、「御触にみる將軍家祈禱

―近世後期を中心に― (『密教学研究』四四号、二〇一二)、「享保期以降の護持院における將軍家祈禱―護国寺所蔵『御祈禱標目』を素材として―」(『大正大学大学院研究論集』三〇号、二〇〇六)、「近世後期における將軍家祈禱寺―護持院の山内機構を中心に―」(『大正大学大学院研究論集』三四号、二〇一〇)、「高野山金剛三昧院所蔵『隆光口上覚書案』について」(『小此木輝之先生古稀記念論文集 歴史と文化』二〇一六) など。

(2) 拙稿前掲註(1)「近世における將軍家祈禱寺―護持院と寛永寺の職掌に関する一考察―」(二〇一〇)。

(3) 元禄・宝永期には、護持院―護国寺―両能化となっているが、享保期に、それまでの両能化を頂点とする位置付けに戻された。

(4) 護国寺史編纂委員会編纂『護国寺史』(護国寺、一九八八)。

(5) 右同書、七八〜九一頁。

(6) 例えば、毎年年末に江戸城中の煤払いの祈禱を護持院が実施しているが、『隆光僧正日記』(『史料纂集』) 宝永元年十二月十八日条には「西之丸へ呉服加持二参、護国寺・根生院同道也」といった記述があり、護国寺と根生院を同行させていることがわかる。一方、『護国寺日記』の同日条には、

一、今朝、護持院より御手紙を以、明十八日西之丸御煤納、九ツ時同道二而可罷上候間、四ツ半時、護持院迄御出候様
二と被仰越候、即根生院へも右之旨被仰通候様と被仰越候、依之、根生院へも右御手紙被遣候事、

とあり、『隆光僧正日記』よりも『護国寺日記』の方が具体的に記されていることがわかる。この内容から、護持院からの伝達は命令に近い状態であつたと捉えることができ、両者間には主従関係のような繋がりがあることが指摘できる。

(7) 『徳川実紀』第五篇(『改訂増補国史大系』吉川弘文館) 天和元年二月七日条。

(8) 「大僧正快意年譜」『豊山全書』(豊山全書刊行会、一九三七)

(9) 真言宗豊山派宗務所編『改訂増補豊山年表』(真言宗豊山派宗務所、一九八四)、前掲註(4)『護国寺史』、「大僧正快意年譜」『豊山全書』(豊山全書刊行会、一九三七) 参照。

(10) 基本的には信仰として考えられているが、石山寺が江戸期に行った開帳の初回は、参詣者を集めるためではなく、徳川の戦勝祈願のためであるという。高埜利彦「近世石山寺の開帳」(大野瑞男編『史料が語る日本の近世』吉川弘文館、二〇〇二) 二〇二頁。

(11) 比留間尚『江戸の開帳』(吉川弘文館、一九八〇) 二三頁。

(12) 右同書、二四頁。

(13) 澤博勝「近世の葬祭と寺院―社会集団論の視点から―」(高野利彦・安田次郎編『新体系日本史』十五、山川出版、二〇一二) 二二九頁。元禄期には既に幕府の財政難は顕著になりつつあったことが指摘されている。

(14) 比留間尚「江戸の開帳」『江戸開帳年表』西山松之助編『江戸町人の研究』第二卷(吉川弘文館、一九七三)

(15) 右同書、「開帳年表」参照。

(16) 比留間氏が述べられているように、開帳について史料は乏しい状況にある(前掲註(14)、四七二頁)。そのために分析の大半は『開帳差免帳』と『江武年表』を典拠としている。『開帳差免帳』は幕府が享保十八年(一七三三)から明治元年(一八六八)までに実施された寺社の開帳願を整理したもので、延べ一五八件の事例が納められている。『江武年表』は江戸神田雉子町の名主齊藤月岑が江戸市中に伝わる事跡や遺聞について年次を追う形式で綴った随筆で、天正十八年(一五九〇)から明治六年(一八七三)までの二八四年間に亘る内容が納められている。特に開帳に関する記事は承応三年(一六五四)から明治に至るまで収録されており、その延べ数は一〇〇件である。比留間氏は、『開帳差免帳』を基本にしながら、同史料に欠けている箇所については『江武年表』から補填する形で、一覽をまとめている。さらに『開帳願差免帳留』という史料の存在も指摘することができる。『開帳願差免帳留』は元禄十四年(一七〇二)から宝永二年(一七〇五)までの幕府に提出された開帳願を控えた記録である。これら三つの史料を併せることで、出開帳の様相は、元禄期にまで遡ることも一応可能となる。

(17) 護国寺史編纂委員会前掲註4所収「護国寺開帳年表」(一七二〜一七六頁) 参照。

(18) 『国史大辞典』第八卷(吉川弘文館、一九八七) 二七一頁、「清涼寺」の項参照。

(19) 塚本俊孝「嵯峨釈迦仏の江戸開帳について」(『仏教文化研究』六・七号、一九六五) 五七頁参照。

(20) 海原亮「嵯峨清涼寺釈尊の江戸出開帳と住友」(『住友史料館報』三六号、二〇〇五) 三五頁参照。

(21) 金子光晴校訂『武江年表』上巻(『東洋文庫』二六、平凡社、一九六八) 一〇〇頁参照。

(22) 坂本正仁校訂『護国寺日記』第一卷、元禄十三年五月十三日条(『史料纂集』八木書店、二〇一四)。なお、本稿では『護

- 国寺日記』第一巻、第四卷（八木書店、二〇一四、二〇一八）を使用するが、以降、『護国寺日記』に省略表記する。
- (23) 『護国寺日記』元禄十三年五月十四日条。
- (24) 『護国寺日記』元禄十三年五月十五日条。
- (25) 『護国寺日記』元禄十三年五月十六日条。
- (26) 『護国寺日記』元禄十三年五月廿六日条。
- (27) 『護国寺日記』元禄十三年七月廿四日条。
- (28) 『護国寺日記』元禄十三年七月廿八日条。
- (29) 元禄期の清涼寺出開帳に関しては、塚本前掲註(19)により、その経緯や収支に至るまで詳らかにされているが、快意が達成をしたことなどは一切触れられていない。
- (30) 『国史大辞典』第八卷（吉川弘文館、一九八六）八五〇～八五一頁、「真正極楽寺」の項参照。
- (31) 『護国寺日記』元禄十三年十二月七日条。
- (32) 『護国寺日記』元禄十三年十二月十六日条。
- (33) 『護国寺日記』元禄十四年正月廿八日条。
- (34) ちなみに、本庄資俊の父本庄宗資は桂昌院の弟（異父兄弟）である（『徳川婦女伝系十一 桂昌院殿』『徳川諸家系譜』第一（続群書類従完成会、一九七〇）二二八頁参照）。つまり、桂昌院は資俊の伯母に当たり、両者の関係性は非常に近しく、実際に本庄氏は一族の多くが綱吉や桂昌院に取り立てられている。
- (35) 『護国寺日記』元禄十三年九月廿日条。
- (36) 『寛政重修諸家譜』二十一卷（続群書類従完成会、一九六六）一〇七～一〇八頁、『徳川実紀』第五篇（『改訂増補国史大系』吉川弘文館）元禄十二年閏九月二日条。
- (37) 『護国寺日記』宝永元年六月十七日条。
- (38) 『護国寺日記』宝永元年六月二十四日条。
- (39) 『護国寺日記』宝永元年七月三日条。

- (40) 『護国寺日記』宝永元年七月五日条。
- (41) 『護国寺日記』元禄十四年二月十八日条、二十四日条。
- (42) 『護国寺日記』宝永元年九月十六日条、十月四日条、十月十四日条、十月廿四日条、十月廿五日条。
- (43) 『護国寺日記』元禄十六年六月廿九日条。
- (44) 永島福太郎・林亮勝校訂『隆光僧正日記』第二卷（続群書類従完成会、一九七〇）元禄十六年七月四日条。
- (45) 拙稿前掲註(1)「高野山金剛三昧院所蔵「隆光口上寛書案」について」(二〇一六)。
- (46) 『護国寺日記』元禄十三年九月十日、十三日条。
- (47) 塚本前掲註(19)、六二頁参照。
- (48) 『護国寺日記』宝永二年九月十四日条。
- (49) 拙稿前掲註(1)「高野山金剛三昧院所蔵「隆光口上寛書案」について」(二〇一六)。

諸文献所説の「金剛乗根本墮罪」該当文の 校訂テキストおよび試訳

横 山 裕 明

1. はしがき

インド密教において実際にどのような戒律が保たれてきたのかは、現在のところほとんど分かっていない。その主な原因として、部外秘を旨とする密教では口伝が重視されており、残された文献から内実を完全に把握することは困難であることが挙げられる。このような密教の戒律を解明する足掛かりとなり得るものが、本稿で扱う金剛乗根本墮罪 (Skt: vajrayānamūlapatti-, Tib: rdo rje theg pa rtsa ba'i ltung ba) である。金剛乗根本墮罪とは、金剛乗すなわち密教に共通する罪に当たる行為を一纏めに説いたものであり、密教の戒律に通じる内容が多く含まれている。

さて、この金剛乗根本墮罪は「阿闍梨を敬わないこと」や「女性を輕蔑すること」などといった14項目で構成されたものがよく知られており、そのような内容を持つ文章は複数の文献の中に確認できる。しかし、結論から先に言えば、各墮罪が説示される順序は文献により若干異なるケースが確認できる。また、各墮罪の内容は文献ごとに様々な表現を用いて説明されている。そこで本稿では、現在までに確認できている複数の文献に説かれる金剛乗根本墮罪に該当する文章の校訂テキストと試訳を同様の墮罪内容ごとに並べて示し、文献間における差異の程度を明らかにしたい。

なお、罪に該当する行為は密教の階梯ごとに異なるものとされており¹⁾、金剛乗根本墮罪と全く異なる内容を持つ墮罪がいくつか存在している²⁾。また、タン

トラに説かれる根本墮罪についても複雑な問題がある³⁾。現時点では、これらの墮罪と金剛乗根本墮罪との関係性を整理することが困難であるため、本稿では扱っていない。

2. 使用する文献および金剛乗根本墮罪の概要について

本節では、本稿で使用する諸文献およびそれらに基づく金剛乗根本墮罪の概要について述べたい。

現在のところ、金剛乗根本墮罪に該当する文章は、以下で示す 11 の文献に説かれていることを確認している⁴⁾。なお、煩雑を避けるために詳しい文献情報は本稿末尾の参考文献一覧において示し、ここでは各文献の略号（□で囲ったもの）、著者名、文献名、Skt および Tib 訳（D= デルゲ版, P= 北京版）の有無を示すに留めた。

- ① 馬鳴 : *Aśvaghōṣa* 著 *Mūlāpattisaṃgraha*. Skt & Tib (D, P).
- ② Advayaṃajra : Advayaṃajra 著 (?) ⁵⁾ *Mūlāpatti*. Skt.
- ③ Āpattimañjarī : Abhayākaraḡupta 著 *Āpattimañjarī*. Tib (D, P).
- ④ Bhaviḡa 版 VM : Bhaviḡa 著 *Vajrayānamūlāpatti*. Tib (P).
- ⑤ Anonymous 版 VM : Anonymous *Vajrayānamūlāpatti*. Tib (P).
-
- ⑥ Āmnāyamañjarī : Abhayākaraḡupta 著 *Āmnāyamañjarī*. Skt & Tib (D, P).
- ⑦ Kriyāsaṃgraha : Kuladatta 著 *Kriyāsaṃgraha*. Skt & Tib (D, P).
- ⑧ Gurvārādhana : Anonymous *Gurvārādhana*. Tib (D, P).
- ⑨ Kriyāsamuccaya : Jagaddarpaṇa 著 *Kriyāsamuccaya*. Skt & Tib (D, P).
- ⑩ Ratnāvalī : Ratnākaraśānti 著 *Ratnāvalī*. Tib (D, P).
- ⑪ Abhiṣekavidhi : Ratnaśrī 著 *Abhiṣekavidhikrama*. Tib (D, P).

以上の文献の中で、①から⑤までの墮罪内容は既に先行研究において取り上げられているが、校訂上の問題が多く残されている⁶⁾。さらに、研究を進めた結果、

⑥から⑪の中にも金剛乗根本墮罪に該当する文章が説かれていることが分かった⁷⁾。なお、⑩は根本墮罪が2箇所で説かれているため、本稿では計 12 の文章を使用している⁸⁾。

さて、次に諸文献の比較に基づいた金剛乗根本墮罪の概要を明らかにしたい。本稿で使用する 12 の文章を比較した結果として、最も共通性の高い墮罪の説示される順序と概要を示したものが表 1 である。

表 1.

順序	概要	順序	概要
第一墮罪	阿闍梨を敬わないこと	第八墮罪	五蘊を輕蔑すること
第二墮罪	善逝の教えに反すること	第九墮罪	清淨なる法を疑うこと
第三墮罪	兄弟弟子の過失を語ること	第十墮罪	悪人に対する慈悲を持つこと
第四墮罪	慈悲を捨てること	第十一墮罪	法を分別すること
第五墮罪	菩提心を捨てること	第十二墮罪	敬虔な者を墮落させること
第六墮罪	三乗を非難すること	第十三墮罪	三昧耶に專念しないこと
第七墮罪	未熟者に秘密を述べること	第十四墮罪	女性を輕蔑すること

なお、表 1 で示したものはあくまでも共通性が高いものであり、実際に使用されている語や言い回しはこの限りではない。それでは次節において、諸文献に説かれる各墮罪の内容を実際に比較していきたい。

3. 金剛乗根本墮罪該当文の校訂テキストおよび試訳

3-1. はじめに

本節では、次の 3-2 において本稿における校訂方針を述べ、3-3 において諸文献に説かれる金剛乗根本墮罪に該当する文章の校訂テキストおよび試訳を墮罪の内容ごとに示していく。各墮罪の最後には補記を設け、文献の分類や問題点などを取り上げる。なお、④Bhaviḡa 版 VMと⑤Anonymous 版 VMは別の文献であるが、

1つの文章とした上で、読みが異なっている部分のみ註で示している。これは、頼富 1990 p.450 で④と⑤の根本墮罪が同じ内容であると述べられているが、実際には細かい読みの違いが確認できるためである。また、Skt と Tib 訳の両方を確認できる文献の試訳は、Skt からの翻訳を基本とし、Tib 訳は参考とするに留めた。

3-2. 校訂方針

- 1) 校訂テキストでは以下の点には言及しない。
 - a) r の後が二重子音化している単語の標準化 (standardization)。
 - b) 二重子音が単子音化している単語の標準化 (standardization)。
 - c) ñ, ñ̄, ṇ, n, m, ṃ 間あるいは b, v 間, r, l 間, ś, ṣ, s 間での置換。
 - d) avagraha (') の補填。
 - e) カンマ (,), ピリオド (.), shad (|) の補填と削除。
- 2) 写本の汚れ等によって判読できない文字は 1 字につき + を 1 つ示す。
- 3) どのように読むべきか解決できず、校訂および翻訳に問題がある箇所は + で括る。
- 4) 脚註で本文を挙げる際に本文の一部を省略する場合は ° を付ける。

3-3. 校訂テキストおよび試訳

＜第一の根本墮罪「阿闍梨を敬わないこと」＞

① 馬鳴 MS5v5, D179a7, P220a1.

Skt : ācāryānugatā siddhiḥ proktā vajrabhṛtā svayaṃ,
mūlāpattiḥ prathamoktā tatas tadapamānataḥ.

Tib : gang phyir rdo rje 'dzin pa yis|dngos grub slob dpon rjes 'brang⁹⁾
gsungs|de bas de la brnyas¹⁰⁾ pa ni | rtsa ba'i ltung ba dang por
bshad ||

試訳：阿闍梨に従うからこそ悉地がある、と金剛杵を持つ者は自ら説示した。
したがって、根本墮罪は彼 (= 阿闍梨) を敬わないことから最初に述べられる。

② Advayavajra N 写本 8r4, T 写本 12r4.

Skt : ācāryeṣv avamānena.

試訳：阿闍梨たちに対する不敬によって [第一の墮罪がある]。

③ Āpattimañjarī D180b7, P223a1.

Tib : de la bla ma la ma gus pa dang |

試訳：すなわち、師に対する無礼と、

④ Bhavila 版 VM P140a1, ⑤ Anonymous 版 VM P222a2.

Tib : gang phyir rdo rje 'dzin pa yi¹¹⁾ | dngos grub slob dpon rjes
'brangs gsungs | de bas de la brnyas pa ni | rtsa ba'i ltung ba
dang por bshad ||

試訳：持金剛 [になるため] の悉地は、阿闍梨に従うこと [で得られる] と
説かれているので、彼 (= 阿闍梨) を敬わないことが第一の根本墮罪と
して述べられる。

⑥ Āmnāyamañjarī MS212v3, D72b7, P82a8.

Skt : tatra¹²⁾ gurvavajñā.

Tib : de la bla ma la brnyas pa dang |

試訳：すなわち、師を軽蔑すること、

⑦ Kriyāsaṃgraha T 写本 1v2, N 写本 1v2, D228a3, P260b7.

Skt : guror avajñā.

Tib : bla ma'i bka' dang |

試訳：師に対する軽蔑と、

⑧ Gurvārādhana D35a6, P28b7.

Tib : slob dpon la smod¹³⁾ pa dang |

試訳：阿闍梨を非難することと、

⑨ Kriyāsamuccaya T 写本 226v8, D207b7, P324a7.

Skt : mūlāpattiḥ prathamoktā sadguror apamānataḥ.

Tib : bla ma dam pa'i thugs dkrugs pa | rtsa ba'i ltung ba dang por
gsungs ||

試訳：根本墮罪は正しき師に対する不敬から最初に述べられる。

⑩ Ratnāvalī ① D18b1, P292a1, ② D89a2, P364a6.

① Tib: slob dpon la smod pa dang ।

試訳：阿闍梨を非難することと、

② Tib : slob dpon gyis gsan nas rigs kyi bu slob dpon la smod pa dang ।

試訳：阿闍梨によって学んだ後に善男子が阿闍梨を非難することと、

⑪ Abhiṣekavidhi D106a4, P121b2.

Tib : slob dpon dag la smod pa dang ।

試訳：阿闍梨たちを非難することと、

〔補記〕

以上のように、根本墮罪は文献ごとに様々な言い回しで説示されていることが分かる。各墮罪を偈で説いている文献もあれば散文で説いている文献もあり、そこで使用されている語も様々なのである。そのため、この第一墮罪はおおよそ師弟関係についての罪であるとは言えるが、それ以上の共通性や有効な文献の整理方法を見出すことは困難である。強いて言えば、第一墮罪は、阿闍梨 (Skt: ācārya-, Tib: slob dpon) と師 (Skt: guru-, Tib: bla ma) という語を使用する文献に二分できる。

・阿闍梨→①②④⑤⑧⑩⑪。

・師→③⑥⑦⑨。

このような使用される語の相違は、伝承の過程で韻律を合わせる必要が生じるなどして、ほぼ同じ意味を持つ別の語への言い換えがなされたものとも考えられる。したがって、使用される語の相違が伝承の相違に直結している可能性も捨てきれない。しかし、後で示すように根本墮罪には同じ著者による別の文献、さらには同一文献の中でも異なる語が使用されているケースが確認できる。そのため、現時点において使用される語の相違のみから伝承の相違を論じることは尚早である。ただし、使用される語の相違は、内容の同定や註釈文献の読解をする上で有益なものであり、以降の墮罪でも共通性の高い語を中心にして取り上げていく。

＜第二の根本墮罪「善逝の教えに反すること」＞

① 馬鳴 MS5v6, D179a7, P220a2.

Skt : dvitīyā kathitāpattiḥ sugatājñāvilāṅghanāt.

Tib: bde gshegs bka' las 'das pa ni ltung ba gnyis pa yin par gsungs ।

試訳：善逝の教えに反することにより第二の〔根本〕墮罪があると〔金剛杵を持つ者は〕語った。

② Advayavajra N 写本 8r4, T 写本 12r4.

Skt : sugatājñāvilāṅghane.

試訳：善逝の教えに反すること。

③ Āpattimañjari D180b7, P223a2.

Tib : bde bar gshegs pa'i bka' las 'das pa dang ।

試訳：善逝の教えに反することと、

④ Bhaviḥ 版 VM P140a2, ⑤ Anonymous 版 VM P222a3.

Tib : bde gshegs bka' las 'das pa ni ltung ba gnyis pa yin par bshad ।

試訳：善逝の教えに反することが第二の〔根本〕墮罪であると述べられる。

⑥ Āmnāyamañjari MS212v3, D72b7, P82a8.

Skt : tathāgatājñālaṅghanam.

Tib : de bzhin gshegs pa'i bka' la 'gong ba dang ।

試訳：如来の教えに反すること。

⑦ Kriyāsaṃgraha T 写本 1v2, N 写本 1v2, D228a3, P260b7.

Skt : sugatājñālaṅghanam.

Tib : bde gshegs bka' las¹⁴⁾ 'das pa dang ।

試訳：善逝の教えに反すること。

⑧ Gurvārādhana D35a6, P28b7.

Tib : de bzhin gshegs pa'i bka' las 'da' ba dang ।

試訳：如来の教えに反することと、

⑨ Kriyāsamuccaya T 写本 227r1, D207b7, P324a7.

Skt : dvitīyā kathitāpattiḥ sugatājñāvilāṅghanāt¹⁵⁾.

Tib : bde gshegs bka' las 'das pa ni | ltung ba gnyis par brjod pa yin ||

試訳：善逝の教えに反することから第二の〔根本〕墮罪があると語られた。

⑩ Ratnāvalī ① D18b1, P292a1, ② D89a2, P364a6.

① Tib : bde bar gshegs pa'i bka' las 'da' ba¹⁶⁾ dang |

試訳：善逝の教えに反することと、

② Tib : bde gshegs bka' las 'da' ba dang |

試訳：善逝の教えに反することと、

⑪ Abhiṣekavidhī D106a4, P121b2.

Tib : bde gshegs bka' las 'das pa dang |

試訳：善逝の教えに反することと、

〔補記〕

この第二墮罪は、善逝の教え（Skt: sugatājñā-, Tib: bde bar gshegs pa'i bka'）と如来の教え（Skt: tathāgatājñā-, Tib: de bzhin gshegs pa'i bka'）という語を使用する文献に二分できる。

・善逝の教え→①②③④⑤⑦⑨⑩⑪。

・如来の教え→⑥⑧。

これにより③ Āpattimañjari と ⑥ Amnāyamañjari は共に Abhayākara Gupta の著作であるにも関わらず、善逝と如来という語の使用が統一されていないことが分かる。③は Skt がないため Tib 訳者による訳語の問題であることも一応は考えられるが、③の Tib 訳である bde bar gshegs pa に対応する Skt の sugatājñā- は他の複数の文献でも使用されている。そのため、③と⑥は Skt 原典からして異なる語を使用していた可能性が高い。このように③と⑥で使用される語の相違から、同じ著者であっても文献ごとに使用される語が統一されていない場合があることが分かる。

<第三の根本墮罪「兄弟弟子の過失を語ること」>

① 馬鳴 MS5v6, D179a7, P220a2.

Skt : tṛtiyā vajrabhrātṛṇām kopād doṣaparakāśane¹⁷⁾.

Tib : khros pas rdo rje spun gyi ni nyes pa brjod pa gsum pa yin ||

試訳：怒りから金剛兄弟〔弟子〕たちの過失を明らかにすることにおいて第三〔の根本墮罪〕がある。

② Advayavajra N 写本 8r4, T 写本 12r5.

Skt : dveṣād bhrātraguṇākhyāne¹⁸⁾.

試訳：瞋恚から兄弟〔弟子〕の不徳を語ること¹⁹⁾。

③ Āpattimañjari D180b7, P223a2.

Tib : zhe sdang gis rdo rje spun la skyon 'bru ba dang |

試訳：怒りによって金剛兄弟〔弟子〕に関する過失を述べることに、

④ Bhāvila 版 VM P140a3, ⑤ Anonymous 版 VM P222a3:

Tib : rdo rje spun la khros pas²⁰⁾ ni | nyes par²¹⁾ brjod pa gsum pa yin||

試訳：金剛兄弟〔弟子〕について、瞋恚によって過失を語ることが第三〔の根本墮罪〕である。

⑥ Amnāyamañjari MS212v3, D72b7, P82a8.

Skt : dveṣeṇa vajrabhrātṛdoṣāviṣkaraṇam.

Tib : zhe sdang gis rdo rje'i spun la skyon gsal bar byed pa dang |

試訳：瞋恚によって金剛兄弟〔弟子〕の過失を明示すること

⑦ Kriyāsamgraha T 写本 1v2, N 写本 1v3, D228a4, P260b7.

Skt : kopād bhrātṛdoṣaparakāśanam.

Tib : spun la khro dang nyes pa sgrogs pa dang |

試訳：怒りから兄弟〔弟子〕の過失を明かすことである。

⑧ Gurvārādhana D35a7, P28b8.

Tib : rdo rje'i spun gyi²²⁾ nyes pa brjod pa dang |

試訳：金剛兄弟〔弟子〕の過誤を語ることと、

⑨ Kriyāsamuccaya T 写本 227r1, D207b7, P324a8.

Skt : tṛtiyā vajrabhrātṛṇām²³⁾ kopād doṣaparakāśane.

Tib : rdo rje'i²⁴⁾ spun la khros pa yis | nyes pa gsal byas gsum pa ste ||

試訳：怒りから金剛兄弟〔弟子〕たちの過失を明らかにすることにおいて第三〔の根本墮罪〕がある」

⑩ Ratnāvalī ① D18b1, P292a2, ② D89a2, P364a7.

① Tib : rdo rje spun la smod pa dang l

試訳：金剛兄弟〔弟子〕を非難することと、

② Tib : rdo rje spun la sdang ba dang l

試訳：金剛兄弟〔弟子〕に怒ることと、

⑪ Abhiṣekavidhi D106a4, P121b3.

Tib : rdo rje spun la brnyas pa dang l

試訳：金剛兄弟〔弟子〕を輕蔑することと、

〔補記〕

この第三墮罪は、兄弟弟子に関する罪である。第一墮罪と第二墮罪では、文献により阿闍梨・師および善逝・如来という異なる語が使用されていた。しかし、この第三墮罪では兄弟弟子（Skt: bhrātṛ-, Tib: spun）という語がすべての文献に共通して用いられている。ただし、単に兄弟弟子という文献は僅かであり、多くの文献では金剛兄弟弟子（Skt: vajrabhrātṛ-, Tib: rdo rje spun）という形で使用されている。

・金剛兄弟弟子→①③④⑤⑥⑧⑨⑩⑪.

・兄弟弟子→②⑦.

金剛兄弟弟子という語は『金剛頂経』でも使用されている²⁵⁾。そのため、密教における兄弟弟子は、金剛兄弟弟子という語で指し示すことが通常だったのであろう。②Advayavajraと⑦Kriyāsaṃgrahaは金剛という語を省略した形を使用したものといえる。偈の形式で説かれる②は韻律を合わせるために省略したと考えられるが、散文で説かれる⑦で省略されている原因は不明である。そこには著者である Kuladatta が受けた相承などに原因があるのであろう。

＜第四の根本墮罪「慈悲を捨てること」＞

① 馬鳴 MS5v6, D179b1, P220a3.

Skt : maitrīyāgena sattveṣu caturthī kathitā jinaiḥ.

Tib : sems can rnams la byams pa spong l bzhi pa yin par rgyal bas

gsungs l l

試訳：衆生たちに対する慈悲を捨てることによって第四〔の根本墮罪〕があると、勝者たちは語った。

② Advayavajra N 写本 8r4, T 写本 12r5.

Skt : mahāmaitrīvivarjane.

試訳：大いなる慈悲を捨てること。

③ Apattimañjarī D180b7, P223a2.

Tib : byams pa gtong ba dang l

試訳：慈悲を捨てることと、

④ Bhāvila 版 VM P140a4, ⑤ Anonymous 版 VM P222a3:

Tib : sems can rnams la byams pa²⁶⁾ spong l bzhi pa yin par rgyal bas²⁷⁾ gsungs l l

試訳：衆生たちに対する慈悲を捨てることが第四〔の根本墮罪〕であると勝者によって述べられた。

⑥ Āmnāyamañjarī MS213r1, D72b7, P82a8.

Skt : maitrīyāgo.

Tib : byams pa gtong ba dang l

試訳：慈悲を捨てること。

⑦ Kriyāsaṃgraha T 写本 1v3, N 写本 1v3, D228a4, P260b8.

Skt : sattveṣu maitrīyāgaḥ.

Tib : sems can byams pa²⁸⁾ spangs dang l

試訳：衆生たちに対する慈悲を捨てること。

⑧ Gurvārādhana D35a7, P28b8.

Tib : sems can yongs su spong ba dang l

試訳：衆生を見捨てることと、

⑨ Kriyāsamuccaya T 写本 227r2, D208a1, P324a8.

Skt : maitrīyāgāc ca sattveṣu caturthī²⁹⁾ gaditā jinaiḥ.

Tib : sems can rnams la byams pa spong l bzhi pa yin par rgyal bas

gsungs | |

試訳：衆生たちに対する慈悲を捨てることから第四〔の根本墮罪〕があると、
勝者たちは語った。

⑩ Ratnāvalī ① D18b1, P292a2, ② D89a2, P364a7.

① Tib: byams pa chen po spong ba dang |

試訳：大いなる慈悲を捨てることと、

② Tib: byams pa spangs pa dang |

試訳：慈悲を諦めることと、

⑪ Abhiṣekavidhi D106a4, P121b3.

Tib : byams pa chen po spong ba dang |

試訳：大いなる慈悲を捨てることと、

〔補記〕

この第四墮罪は、ほとんどの文献で慈悲（Skt: maitrī-, Tib: byams pa）という語が使用されており、慈悲に関する罪と言える。しかし、慈悲ではなく衆生（Tib: sems can）という語が使用されている文献も1つだけ確認できる。

・慈悲→①②③④⑤⑥⑦⑨⑩⑪。

・衆生→⑧。

この⑧ Gurvārādhanaは、衆生を見捨てることが罪にあたるという内容である。そのため、他の文献に比べると独特な表現ではあるが、意味はほぼ同じものと言える。これ以降の墮罪において⑧は独特な表現を用いるケースが散見される。

＜第五の根本墮罪「菩提心を捨てること」＞

① 馬鳴 MS6r1, D179b1, P220a3.

Skt : bodhicittaṃ dharmamūlaṃ tasya tyāgāc ca pañcamī.

Tib : chos kyi rtsa ba byang chub sems | de spong ba ni lnga pa yin ||

試訳：法の根本は菩提心であり、それ（= 菩提心）の放棄により第五〔の根本墮罪〕がある。

② Advayavajra N 写本 8r4, T 写本 12r5.

Skt : bodhicittaparityāge.

試訳：菩提心を捨てること。

③ Āpattimañjari D180b7, P223a2.

Tib : byang chub kyi sems gtong ba dang |

試訳：菩提心を捨てることと、

④ Bhavila 版 VM P140a4, ⑤ Anonymous 版 VM P222a4:

Tib : chos kyi rtsa ba byang chub sems | de spong ba ni lnga pa yin ||

試訳：法の根本は菩提心であり、それ（= 菩提心）を放棄することが第五〔の根本墮罪〕である。

⑥ Amnāyamañjari MS213r2, D73a2, P82b2.

Skt : bodhicittatyāgaḥ.

Tib : byang chub kyi sems gtong ba dang |

試訳：菩提心を捨てること。

⑦ Kriyāsamgraha T 写本 1v3, N 写本 1v3, D228a4, P260b8.

Skt : bodhicittatyāgaḥ.

Tib : byang chub sems spangs dang |

試訳：菩提心を捨てること。

⑧ Gurvārādhana D35a7, P28b8.

Tib : byang chub kyi sems bskyed pa yongs su gtong ba dang |

試訳：生じた菩提心を捨てることと、

⑨ Kriyāsamuccaya T 写本 227r2, D208a1, P324a8.

Skt : bodhicittaṃ dharmamūlaṃ tasya tyāgāc ca pañcamī³⁰⁾.

Tib : chos kyi rtsa ba byang chub sems | de spong ba ni lnga pa ste ||

試訳：法の根本は菩提心であり、それ（= 菩提心）の放棄により第五〔の根本墮罪〕がある」

⑩ Ratnāvalī ① D18b1, P292a2, ② D89a2, P364a7.

① Tib : byang chub kyi sems gtong ba dang |

試訳：菩提心を捨てることと、

② Tib : byang chub kyi sems dang bral ba dang ।

試訳：菩提心から離れることと、

⑪ *Abhiṣekavidhī* D106a4, P121b3.

Tib : byang chub sems ni spong ba dang ।

試訳：菩提心を放棄することと、

〔補記〕

この菩提心に関する罪は、多くの文献で5番目に説示されているために便宜上、第五墮罪と呼んではいるが、必ずしも5番目に説示されているわけではない。⑥ *Āmnāyamañjari* では、この菩提心に関する罪が、第十一墮罪である法に関する罪の直後に説かれている。すなわち、⑥は他の文献に比べると第六墮罪から第十一墮罪までを1つずつ繰り上げて説示しており、その後の11番目に菩提心に関する罪を説いているのである。なお、同じ Abhayākara Gupta の著作である③ *Āpattimañjari* は、⑥のような順序で説示しておらず、その他の文献と同様の順序である。したがって、同じ著者の文献であっても墮罪を説く順序が異なっている場合があることが分かる。

なお、菩提心 (Skt: bodhicitta-, Tib: byang chub kyi sems) という語は、すべて文献に共通して使用されている。

<第六の根本墮罪「三乗を非難すること」>

① *馬鳴* MS6r1, D179b1, P220a4.

Skt : śaṣṭhī sve parakiye ca siddhānte dharmanindanāt /

Tib : rang ngam gzhan gyi grub pa'i mtha' । chos la smod pa drug pa yin Ⅱ

試訳：自〔派〕と他派の教義における法を非難することにより第六〔の根本墮罪〕がある。

② *Advayavajra* N 写本 8r4, T 写本 12r5.

Skt : yānatritayanindane.

試訳：三乗を非難すること。

③ *Āpattimañjari* D180b7, P223a3.

Tib : theg pa gsum la smod pa dang ।

試訳：三乗を非難することと、

④ *Bhaviṣya* 版 VM P140a5, ⑤ *Anonymous* 版 VM P222a4:

Tib : rang ngam gzhan gyi grub pa'i mtha' । chos la smod pa drug pa yin Ⅱ

試訳：自〔派〕または他派の教義における法を非難することが第六〔の根本墮罪〕である。

⑥ *Āmnāyamañjari* MS213r1, D72b7, P82a8.

Skt : yānatrayanindā.

Tib : theg pa gsum la smod pa dang ।

試訳：三乗を非難すること。

⑦ *Kriyāsaṃgraha* T 写本 1v3, N 写本 1v3, D228a4, P260b8.

Skt : saddharmanindā³¹⁾ .

Tib : dam chos smod dang ।

試訳：正しい法を非難すること。

⑧ *Gurvārādhana* D35a7, P28b8.

Tib : chos spong ba dang ।

試訳：法を捨てることと、

⑨ *Kriyāsamuccaya* T 写本 227r2, D208a1, P324b1.

Skt : śaṣṭhī sve parakiye vā siddhānte dharmanindanāt.

Tib : rang dang gzhan gyi grub pa'i mtha'i । chos la smod³²⁾ pa drug pa yin Ⅱ

試訳：自〔派〕あるいは他派の教義における法を非難することにより第六〔の根本墮罪〕がある」

⑩ *Ratnāvalī* ① D18b1, P292a2, ② D89a2, P364a7.

①② Tib : theg pa gsum la smod pa dang ।

試訳：三乗を非難することと、

⑪ Abhiṣekavidhi D106a5, P121b3.

Tib : theg pa gsum la smod pa dang l

試訳：三乗を非難することと、

〔補記〕

この第六墮罪は文献ごとに様々な語が使用されており共通性に乏しいが、三乗 (Skt: yānatraya-, Tib: theg pa gsum) あるいは自〔派〕と他派の教義における法 (Skt: sve parakiye ca siddhānte dharma-, Tib: rang dang gzhan gyi grub pa'i mtha' chos) という語が複数の文献に共通して使用されている。

- ・三乗→②③⑥⑩⑪.
- ・自派と他派の教義における法→①④⑤⑨.
- ・正しい法 (Skt: saddharma-, Tib: dam chos) →⑦.
- ・法 (Tib: chos) →⑧.

全体的に見れば、この第六墮罪は自らの所属する宗派および他宗派を非難することが罪といえる。なお、三乗という語が具体的に何を指しているのかは不明であり、声聞乗・縁覚乗・菩薩乗を指している可能性もある。しかし、ここでは金剛乗根本墮罪という名称および自派と他派という語が見られることから、小乗・大乘・金剛乗の三乗を指している可能性が高いのではないかと考えている。

<第七の根本墮罪「未熟者に秘密を述べること」>

① 馬鳴 MS6r1, D179b1, P220a4.

Skt : aparipācitasattveṣu guhyākhyānāt saptamī.³³⁾

Tib : yongs su ma smin sems can la | gsang ba sgrog³⁴⁾ pa bdun pa yin ||

試訳：未熟な衆生に対して秘密を述べることにより第七[の根本墮罪]がある。

② Advayavajra N 写本 8r4, T 写本 12r5.

Skt : guhyākhyāne jane 'pakṣe.³⁵⁾

試訳：対立する者に秘密を述べること。

③ Āpattimañjarī D181a1, P223a3.

Tib : yongs su ma smin pa la gsang ba sgrog pa dang l

試訳：未熟な者に秘密を述べること。

④ Bhāvila 版 VM P140a5, ⑤ Anonymous 版 VM P222a5:

Tib : yongs su ma smin sems can la | gsang ba sgrog³⁶⁾ pa bdun pa yin ||

試訳：未熟な衆生に対して秘密を広めることが第七[の根本墮罪]である。

⑥ Āmnāyamañjarī MS213r1, D73a1, P82a8.

Skt : 'paripācīte³⁷⁾ guhyākhyānaṃ.

Tib : yongs su ma smin pa la gsang³⁸⁾ ba 'chad pa dang l

試訳：未熟な者に秘密を述べること。

⑦ Kriyāsaṃgraha T 写本 1v3, N 写本 1v3, D228a4, P260b8.

Skt : guhyākhyānaṃ.

Tib : gsang sgrog pa l

試訳：秘密を述べること。

⑧ Gurvārādhana D35a7, P28b8.

Tib : snod ma yin pa'i sems can la gsang ba'i chos ston pa dang l

試訳：非器の衆生に秘密の法を示すことと、

⑨ Kriyāsamuccaya T 写本 227r3, D208a1, P324b1.

Skt : aparipācitasattveṣu guhyākhyānāc ca saptamī.

Tib : yongs su ma smin sems can la | gsang ba sgrog³⁹⁾ pa bdun pa ste ||

試訳：未熟な衆生に対して秘密を述べることにより第七[の根本墮罪]がある。

⑩ Ratnāvalī ① D18b2, P292a2, ② D89a3, P364a7.

① Tib : skal ba med pa la gsang ba'i chos ston pa dang l

試訳：不適格者に秘密の法を示すことと、

② Tib : snod ma yin pa la gsang ba'i chos bshad pa dang l

試訳：非器の者に秘密の法を説くことと、

⑪ Abhiṣekavidhi D106a5, P121b3.

Tib : skal min gsang ba ston pa dang l

試訳：不適格者に秘密を示すことと、

[補記]

この第七墮罪は、秘密 (Skt: guhya-, Tib: gsang ba) という語が全ての文献に共通して使用されており、秘密に関する罪と言える。しかし、秘密を漏洩してはならない対象者については様々な語が使用されている。未熟者 (Skt: aparipācitasattva-, Tib: yongs su ma smin sems can) という語が最も多くの文献で使用されているが、非器者 (Tib: snod ma yin pa) や不適格者 (Tib: skal ba med pa)、対立者 (Skt: jane 'pakṣe) という語も見受けられる。

- ・未熟者→①③④⑤⑥⑨.
- ・非器者→⑧⑩ (②).
- ・不適格者→⑩ (①) ⑪.
- ・対立者→②.
- ・秘密を漏洩してはならない対象者に関する語が含まれていない→⑦.

なお、⑩[Ratnāvalī]は、①では不適格者という語を使用しているが、②では非器者という語を使用しており、同じ文献の中でも使用される語が統一されていないことが分かる。⑩は Skt が確認できないため、Tib 訳者による訳語の問題であることも考えられるが、他の文献でも非器者と不適格者という語が使用されている。そのため、①と②は Skt 原典からして異なる語を使用していた可能性が十分に考えられる。非器者に対応する Skt は apātra- や abhājana-, 不適格者に対応する Skt は abhāga- や abhavya- などが想定できる。これと同様に①と②で使用される語が異なるケースは後の第九墮罪の中でも見られる。

<第八の根本墮罪「五蘊を軽蔑すること」>

① [馬鳴] MS6r1, D179b1, P220a4.

Skt : pañcabuddhātmakāḥ skandhās teṣām avajñāyā aṣṭamī.⁴⁰⁾

Tib : phung po sangs rgyas lnga bdag nyid | smod par byed pa brgyad pa yin ||

試訳 「[五] 蘊は五仏を自体とするものであり、それら (= 五蘊) の軽蔑によ

り第八 [の根本墮罪] がある」

② [Advayavajra] N 写本 8r5, T 写本 12r6.

Skt : jinātmaskandhadūṣaṇe.

試訳：勝者の本質たる [五] 蘊を損なうこと。

③ [Āpattimañjarī] D181a1, P223a3.

Tib : de bzhin gshegs pa'i bdag nyid phung po lnga la smod pa dang |

試訳：如来の本質たる五蘊を非難することと、

④ [Bhavila 版 VM] P140a6, ⑤ [Anonymous 版 VM] P222a5:

Tib : phung po sangs rgyas lnga⁴¹⁾ bdag nyid | de la smod byed⁴²⁾ brgyad pa yin ||

試訳：[五] 蘊は五仏を自体とするものであり、それに非難をなすことが第八[の根本墮罪] である

⑥ [Amnāyamañjarī] MS213r1, D73a1, P82b1.

Skt : tathāgatātmakapañcaskandhanindā.

Tib : de bzhin⁴³⁾ gshegs pa'i bdag nyid kyi phung po lnga la smod pa dang |

試訳：如来の本質たる五蘊を非難すること。

⑦ [Kriyāsaṃgraha] T 写本 1v3, N 写本 1v3, D228a4, P260b8.

Skt : pañcaskandhāvajñā.

Tib : phung po nyon mongs dang |

試訳：五蘊に対する軽蔑。

⑧ [Gurvārādhana] D35a7, P29a1.

Tib : phung po la brnyas pa dang |

試訳：[五] 蘊を軽蔑することと、

⑨ [Kriyāsamuccaya] T 写本 227r3, D208a2, P324b1.

Skt : pañcabuddhātmakāḥ skandhās teṣām avajñāyāṣṭamī.

Tib : phung po lnga bdag sangs rgyas nyid | de la smod⁴⁴⁾ pa brgyad pa'o ||

試訳：[五] 蘊は五仏を自体とするものであり、それら（= 五蘊）の輕蔑により第八 [の根本墮罪] がある。

⑩ Ratnāvalī ① D18b2, P292a2, ② D89a3, P364a7.

① Tib : rang gi phung po smod pa dang l

試訳：自らの [五] 蘊を非難することと、

② Tib : phung po smod pa dang l

試訳：[五] 蘊を非難することと、

⑪ Abhiṣekavidhi D106a5, P121b4.

Tib : bdag nyid rgyal ba phung po smod l

試訳：勝者を自体とする [五] 蘊を非難すること。

[補記]

この第八の根本墮罪は蘊 (Skt: skandha-, Tib: phung po) という語が全ての文献に共通して用いられており、五蘊に関する罪といえる。なお、五蘊が何を本質とするものであるのかを説明する文章が多く見られる。

- ・五仏 (Skt: pañcabuddha-, Tib: sangs rgyas lnga) →①④⑤⑨.
- ・如来 (Skt:tathāgata-, Tib: de bzhin gshegs pa) →③⑥.
- ・勝者 (Skt jina-, Tib:rgyal ba) →②⑪.
- ・説明がないもの→⑦⑧⑩.

<第九の根本墮罪「清浄なる法を疑うこと」>

① 馬鳴 MS6r2, D179b2, P220a5.

Skt : svabhāvaśuddhadharmeṣu navamī vicikitsayā.

Tib : rang bzhin dag pa'i chos rnams la l som nyi za ba dgu pa yin l l

試訳：本性からして清浄な諸法に疑惑を持つことによって第九 [の根本墮罪] がある。

② Advayavajra N 写本 8r5, T 写本 12r6.

Skt : śuddhātmadharmasandehe.

試訳：清浄を本質とする法を疑うこと。

③ Āpattimañjarī D181a1, P223a3.

Tib : chos thams cad rang bzhin med par rnam par dag pa la the tshom za ba dang l

試訳：本性からして清浄な一切諸法を疑うことと、

④ Bhavila 版 VM P140a7, ⑤ Anonymous 版 VM P222a6:

Tib : rang bzhin dag pa'i chos rnams la l som nyi⁴⁵⁾ za ba dgu pa yin l l

試訳：本性からして清浄な諸法に疑惑を持つことが第九[の根本墮罪]である。

⑥ Āmnāyamañjarī MS213r1, D73a1, P82b1.

Skt : sarvadharmaprakṛtiśuddhau vicikitsā.

Tib : chos thams cad rang bzhin⁴⁶⁾ gyis yongs su dag pa la the tshom za ba dang l

試訳：本性からして清浄な一切法を疑うこと。

⑦ Kriyāsaṃgraha T 写本 1v3, N 写本 1v3, D228a4, P260b8.

Skt : mahāyānavicikitsā⁴⁷⁾ .

Tib : theg chen the tshom za dang l

試訳：大乘を疑うこと。

⑧ Gurvārādhana D35a7, P29a1.

Tib : rang bzhin gyis yongs su dag pa'i chos la the tshom za ba dang l

試訳：本性からして清浄な法を疑うことと、

⑨ Kriyāsamuccaya T 写本 227r4, D208a2, P324b1.

Skt : svabhāvaśuddhadharmeṣu navamī vicikitsayā.

Tib : rang bzhin dag pa'i chos rnams la l som nyi za ba dgu pa ste l l

試訳：本性からして清浄な諸法に疑惑を持つことによって第九 [の根本墮罪] がある。

⑩ Ratnāvalī ① D18b2, P292a3, ② D89a3, P364a8.

① Tib : chos rang bzhin med pa la som nyi za ba dang l

試訳：無自性なる法に疑惑を持つことと、

② Tib : dag pa'i chos la⁴⁸⁾ som nyi dang l

試訳：清浄なる法に疑惑を持つことと、

⑪ Abhiṣekavidhi D106a5, P121b4.

Tib : dam pa'i chos la yid gnyis dang l

試訳：正しい法を疑うことと、

[補記]

この第九墮罪は、ほとんどの文献で清浄なる法 (Skt: śuddhadharma-, Tib: dag pa'i chos) を疑うことが罪にあたるという内容になっている。ただし、清浄なる法ではなく無自性なる法 (Tib: chos rang bzhin med pa) や正しい法 (Tib: dam chos) などの語が使用されている文献もある。

・清浄なる法→①②③④⑤⑥⑧⑨⑩ (②).

・無自性なる法→⑩ (①).

・正しい法→⑪.

・大乘 (Skt: mahāyāna-, Tib: theg chen) →⑦.

さて、ここで問題となるのが⑦である。⑦Kriyāsaṃgrahaは大乘を疑うことが罪にあたるという独特な内容である。⑦の第六墮罪（三乗や自他の宗派における法を非難する罪）では「正しい法を非難する罪」と説かれ、第九墮罪（法を疑う罪）では「大乘を疑う罪」と説かれている。⑦は第六墮罪と第九墮罪の内容が入れ替わっているとまでは言えないが、両墮罪の内容に一部混乱があったと考えられる。

また⑩Ratnāvalīは、①では無自性なる法という語を使用していたが、②では清浄なる法という語を使用している。したがって、第七墮罪で見たケースと同じく、同一文献であっても使用される語が統一されていない。

<第十の根本墮罪「悪人に対する慈悲を持つこと」>

① 馬鳴 MS6r2, D179b2, P220a5.

Skt : duṣṭamaitrī sadā tyājyā daśamī tatkr̥tau matā.

Tib : gdug la rtag tu byams ldan pa l byed pa de ni bcu par 'dod l l

試訳：悪人に対する慈悲は常に捨て去られるべきものであり、それ (= 悪人に対する慈悲) をなすことに第十 [の根本墮罪] が考えられる。

② Advayavajra N 写本 8r5, T 写本 12r6.

Skt : duṣṭamaitryavirāgataḥ.⁴⁹⁾

試訳：悪人に対する慈悲から離れないこと。

③ Āpattimañjarī D181a1, P223a4.

Tib : gdug⁵⁰⁾ pa la byams pa dang ldan pa dang l

試訳：悪人に対する慈悲を持つことと、

④ Bhāvila 版 VM P140a7, ⑤ Anonymous 版 VM P222a6.

Tib : gdug la rtag⁵¹⁾ tu byams ldan par⁵²⁾ l byed pa de ni bcu par 'dod l l

試訳：悪人に対して常に慈悲を持つこと、その行為が第十 [の根本墮罪] に望まれるものである。

⑥ Āmnāyamañjarī MS213r2, D73a1, P82b1.

Skt : duṣṭamaitrī.

Tib : gdug pa'i byams pa dang l

試訳：悪人に対する慈悲を持つこと。

⑦ Kriyāsaṃgraha MS omitted, D228a4, P260b8.

Tib : gdug⁵³⁾ la byams pa dang l

試訳：悪人に対する慈悲を持つことと、

⑧ Gurvārādhana D35b1, P29a1.

Tib : gdug pa la⁵⁴⁾ byams pa dang l

試訳：悪人に対する慈悲を持つことと、

⑨ Kriyāsamuccaya T 写本 227r4, D208a2, P324b2.

Skt : duṣṭamaitrī sadā tyājyā daśamī tatkr̥tau matā.

Tib : gdug la rtag tu byams ldan par l byed pa de ni bcu pa'o l l

試訳：悪人に対する慈悲は常に捨て去られるべきものであり、それ (= 悪人に対する慈悲) をなすことに第十 [の根本墮罪] が考えられる。

⑩ Ratnāvalī ① D18b2, P292a3, ② D89a3, P364a8.

① Tib : gdug pa can la byams pa dang chags pa dang bral ba dang l
悪人に対する慈悲および欲望から離れることと、

② Tib: gdug⁵⁵⁾ pa la byams pa dang chags pa dang bral ba dang l

悪人に対する慈悲および欲望から離れることと、

⑪ Abhiṣekavidhi D106a5, P121b4.

Tib : gdug la⁵⁶⁾ byams dang chags bral dang l

試訳：悪人に対する慈悲および欲望から離れることと、

[補記]

この第十墮罪は、悪人に対する慈悲 (Skt: duṣṭamaitri-, Tib: gdug la byams) という語が全ての文献に確認できる。ただし、⑦Kriyāsaṃgrahaの第十墮罪は、Tib 訳では説示されているに関わらず、Skt では N 写本にも T 写本にも書かれていない。⑦の第十墮罪は、Skt が書写される過程で誤写により脱落してしまったか、あるいは Skt に元々書かれていなかったものを Tib 訳が補ったものである可能性が考えられる。

ところで、⑩Ratnāvalīの Tib 訳 chags pa dang bral ba および⑪Abhiṣekavidhi の Tib 訳 chags bral は、virāga- の訳語であることも考えられる⁵⁷⁾。それならば⑩および⑪は、②Advayavajraの N 写本の読みである duṣṭamaitrīvirāgataḥ (悪人に対する慈悲から離れること) に近い形の Skt が説かれていた可能性がある⁵⁸⁾。

<第十一の根本墮罪「法を分別すること」>

① 馬鳴 MS6r2, D179b2, P220a5.

Skt : dharma⁵⁹⁾ ekādaśī⁶⁰⁾ tu kalpanāt.

Tib : chad sogs ma yin chos rnams la l brtags pa las ni bcu gcig pa l l

試訳：法を分別することにより第十一 [の根本墮罪] がある。

② Advayavajra N 写本 8r5, T 写本 12r6.

Skt : dharmesṣv anadvayārope.

試訳：諸法を不二ではないものへと置き換えること。

③ Āpattimañjarī D181a1, P223a4.

Tib : thog ma dang tha ma dang dbus kyi chos thams cad stong pa la
thog ma dang tha ma dang dbus su rtog pa dang l

試訳：始まりも終わりの中間もない一切諸法を始まりと終わりと中間に分別することと、

④ Bhaviḥ 版 VM P140a8, ⑤ Anonymous 版 VM P222a6:

Tib : ming sogs⁶¹⁾ bral ba'i chos rnams la l der rtog pa ni bcu gcig pa l l

試訳：名称等から離れた諸法について、それを分別することが第十一 [の根本墮罪] である。

⑥ Āmnāyamañjarī MS213r2, D73a1, P82b1.

Skt : ādyantamadhyasūnyeṣu sarvadharmesṣv ādyantamadhyakalpanā.

Tib : thog ma dang tha ma dang dbus stong pa'i chos thams cad la thog
ma dang tha ma dang⁶²⁾ dbus su rtog pa dang l

試訳：始まりも終わりの中間もない一切諸法を始まりと終わりと中間に分別すること。

⑦ Kriyāsaṃgraha T 写本 1v3, N 写本 1v3, D228a4, P260b8.

Skt : duḥkhasukhayor dharmakalpanā.

Tib : bde sdug chos la rtog cing l

試訳：苦と楽の2つに法を分別すること。

⑧ Gurvārādhana D35b1, P29a2.

Tib : rtag pa dang chad pa'i lta ba dang l

試訳：常 [見] と断 [見] という見解を持つことと、

⑨ Kriyāsamuccaya T 写本 227r5, D208a2, P324b2.

Skt : ādyantarāhite dharma ekādaśī tatkalpanāt.

Tib : thog mtha' bral ba'i chos rnams la l der rtog pa ni bcu gcig pa l l

試訳：法は始まりと終わりの間に離れたものであり、それ (= 法) を分別することにより第十一 [の根本墮罪] がある。

⑩ Ratnāvalī ① D18b2, P292a3, ② D89a3, P364a8.

① Tib : chos rnams la mtha' gnyis bzahag⁶³⁾ pa dang l

試訳：諸法に両極端を定義することと、

② Tib : chos la mtha' gnyis bzhag pa dang l

試訳：諸法に両極端を定義することと、

⑪ Abhiṣekavidhi D106a5, P121b4.

Tib : chos la mtha' gnyis tshul byed pa ।

試訳：法に両極端があると見せかけること。

〔補記〕

この第十一墮罪は、表現に共通性を見出すことが困難であるが、ほとんどの文献で法(Skt: dharma-, Tib: chos) という語が使用されている。ただし、⑧ Gurvārādhanaのみ使用されていない。

・法→①②③④⑤⑥⑦⑨⑩⑪。

・法という語が使用されていない→⑧。

この⑧には、常見と断見を持つことが罪にあたるという独特な内容が説かれており、他の文献の内容と同定できるかは判断し難い。この内容をどのように扱うかは今後の課題としたい。

なお、④ Bhavila 版 VM と⑤ Anonymous 版 VMは、全体を通してほぼ①馬鳴と同じ形で説かれているが、この第十一墮罪の前半部分のみ①とは大きく異なっているという特徴がある。

<第十二の根本墮罪「敬虔な者を墮落させること」>

① 馬鳴 MS6r3, D179b2, P220a6.

Skt : dvādaśī śrāddhasattveṣu proktā cittadūṣaṇe.

Tib : sems can dad dang ldan pa yi । sems sun 'byin pa bcu gnyis pa ।

試訳：敬虔な衆生に対して心の墮落することを語ることが第十二〔の根本墮罪〕である。

② Advayavajra N 写本 8r5, T 写本 12r6.

Skt : śrāddhacittapradūṣaṇe.

試訳：敬虔な心を墮落させること。

③ Āpattimañjarī D181a2, P223a5.

Tib : dad ldan gyi sems sun 'byin pa dang ।

試訳：敬虔な心を墮落させることと、

④ Bhavila 版 VM P140a8, ⑤ Anonymous 版 VM P222a7:

Tib : sems can dad dang ldan pa yi । sems sun 'byin pa bcu gnyis pa ।

試訳：敬虔な衆生の心を墮落させることが第十二〔の根本墮罪〕である。

⑥ Āmnāyamañjarī MS213r3, D73a2, P82b2.

Skt : śrāddhacittadūṣaṇam.

Tib : dad pa can gyi sems sun⁶⁴ 'byin pa dang ।

試訳：敬虔な心を墮落させること。

⑦ Kriyāsaṃgraha T 写本 1v3, N 写本 1v4, D228a4, P261b1.

Skt : śrāddhacittapratikṣepo.

Tib : dad can sems sun 'byin ।

試訳：敬虔な心に反対すること。

⑧ Gurvārādhana D35b1, P29a2.

Tib : dad pa can gyi sems can gyi sems⁶⁵ sun 'byin pa dang ।

試訳：敬虔な衆生の心を墮落させることと、

⑨ Kriyāsamuccaya T 写本 227r5, D208a2, P324b2.

Skt : dvādaśī śrāddhasattveṣu proktā cittapradūṣaṇāt.

Tib : sems can dad dang ldan pa yi⁶⁶ । sems sun 'byin pa bcu gnyis pa ।

試訳：敬虔な衆生たちの心を墮落させることから第十二〔の根本墮罪〕が語られる。

⑩ Ratnāvalī ① D18b3, P292a3, ② D89a3, P364a8.

① Tib : dad pa'i sems smod pa dang ।

試訳：敬虔な心を持つ者を非難することと、

② Tib : dad pa dang ldan pa'i sems smod pa dang ।

試訳：敬虔な心を持つ者を非難することと、

⑪ Abhiṣekavidhi D106a5, P121b4.

Tib : dad pa'i sems ni bzlog pa dang ।

試訳：敬虔な心を持つ者を妨げることと、

〔補記〕

この第十二墮罪は、いずれの文献でもおおよそ敬虔な者を墮落させることが罪にあたるという内容で共通している。なお、敬虔（Skt: śrāddha-, Tib: dad pa）という語はすべての文献で使用されている。

＜第十三の根本墮罪「三昧耶に専念しないこと」＞

① 馬鳴 MS6r3, D179b2, P220a6.

Skt : samayaṃ yathālābham asevaṃ trayodaśī.⁶⁷⁾

Tib : dam tshig ji bzhin rnyed pa dag | mi bsten pa de bcu gsum pa ||

試訳：獲得した通りの三昧耶に専念しないことにより第十三〔の根本墮罪〕がある。

② Advayavajra N 写本 8r5, T 写本 12v1.

Skt : samayāsevane 'prāptau⁶⁸⁾ .

試訳：三昧耶の専念に到らないこと。

③ Āpattimañjari D181a2, P223a5.

Tib : ji ltar rnyed pa'i dam tshig mi bsten pa dang |

試訳：獲得した通りの三昧耶に専念しないことと、

④ Bhavila 版 VM P140b1, ⑤ Anonymous 版 VM P222a7:

Tib : dam tshig las ni ji bzhin rnyed⁶⁹⁾ | mi brten pa de⁷⁰⁾ bcu gsum pa ||

試訳：獲得した通りの三昧耶を信頼しないこと、それが第十三〔の根本墮罪〕である。

⑥ Āmnāyamañjari MS213r3, D73a2, P82b2.

Tib : yathālabdasamayāsevā.

Tib : ji ltar rnyed pa'i dam tshig mi bsten pa dang |

試訳：獲得した通りの三昧耶に専念しないこと。

⑦ Kriyāsaṃgraha T 写本 1v3, N 写本 1v4, D228a5, P261a1.

Skt : labdhasamayāsevā.

Tib : dam chos rnyed pa mi rten⁷¹⁾ |

試訳：獲得した三昧耶に専念しないこと。

⑧ Gurvārādhana D35b1, P29a2.

Tib : dam tshig mi spyod pa dang |

試訳：三昧耶を実践しないことと、

⑨ Kriyāsamuccaya T 写本 227r5, D208a3, P324b3.

Skt : samayāṇaṃ yathālābham asevanāt trayodaśī.

Tib : dam tshig rdzas⁷²⁾ ni ji bzhin rnyed | mi bsten pa ni bcu gsum pa ||

試訳：獲得した通りに三昧耶を実践しないことから第十三〔の根本墮罪〕がある。

⑩ Ratnāvalī ① D18b3, P292a3, ② D89a4, P364a8.

① Tib : ji snyed pa'i dam tshig la mi brten⁷³⁾ pa dang |

試訳：獲得した通りに三昧耶を維持しないことと、

② Tib : dam tshig dag mi brten⁷⁴⁾ pa dang |

試訳：諸三昧耶を維持しないことと、

⑪ Abhiṣekavidhi D106a6, P121b5.

Tib : ji ltar dam tshig bsten pa nyams |

試訳：三昧耶の通りに専念しないという過失。

〔補記〕

この第十三墮罪は、三昧耶（Skt: samaya-, Tib: dam tshig）という語が全ての文献で共通して用いられており、三昧耶に関する罪といえる。なお、三昧耶を守らないことを「根本墮罪の第十三の過失」という言い回しが存在する⁷⁵⁾。

ただし、⑦ *Kriyāsaṃgraha* の Tib 訳では、三昧耶ではなく正しい法（dam chos）という語が使用されている。しかし、Skt は N 写本も T 写本も samaya- という語が確認できる。おそらく、正しい法を意味する dam chos と三昧耶を意味する dam tshig はチベット文字の形が似ているため、Tib 訳の中で誤写された可能性が高いと考えられる。

＜第十四の根本墮罪「女性を輕蔑すること」＞

① 馬鳴 MS6r3, D179b3, P220a7.

Skt : striṇāṃ prajñāsvabhāvānāṃ jugupsayā caturdaśi.

Tib : shes rab rang bzhin bud med la | smod par byed pa bcu bzhi pa ||

試訳：般若を自性として持つ女性を嫌惡することにより第十四〔の根本墮罪〕がある。

② Advayavajra N 写本 8r5, T 写本 12v1.

Skt : prajñātmastrīpradūṣaṇe.

試訳：般若を自体とする女性を輕蔑すること。

③ Āpattimañjarī D181a2, P223a5.

Tib : bud med la smod pa ste rtsa ba'i ltung ba bcu bzhi'o ||

試訳：女性を非難すること。〔以上が〕十四根本罪過である。

④ Bhavila 版 VM P140b2, ⑤ Anonymous 版 VM P222a7:

Tib : shes⁷⁶⁾ rab rang bzhin bud med la | smod par byed pa bcu bzhi pa ||

試訳：般若を自性として持つ女性を非難することが第十四〔の根本墮罪〕である。

⑥ Āmnāyamañjarī MS213r3, D73a2, P82b2.

Skt : strīnindā ceti caturdaśamūlāpattayaḥ.

Tib : bud med la smod pa | zhes pa rtsa ba'i ltung ba bcu bzhi rnams so ||

試訳：女性を輕蔑すること。以上が十四の根本墮罪である。

⑦ Kriyāsaṃgraha T 写本 1v3, N 写本 1v4, D228a5, P261a1.

Skt : strījugupsā.

Tib : bud med kun smod pa ||

試訳：女性を嫌惡すること。

⑧ Gurvārādhana D35b1, P29a2.

Tib : rang bzhin gyis dag pa'i bud med zhin⁷⁷⁾ tu smod⁷⁸⁾ pa rnams so ||

試訳：自性からして清淨な女性を輕蔑することである。

⑨ Kriyāsamuccaya T 写本 227r6, D106a6, P324b3.

Skt : striṇāṃ prajñāsvabhāvānāṃ jugupsayā caturdaśi.

Tib : shes rab rang bzhin bud med la | smod⁷⁹⁾ par byed pa bcu bzhi pa ||

試訳：般若を自性として持つ女性を嫌惡することにより第十四〔の根本墮罪〕がある。

⑩ Ratnāvalī ① D18b3, P292a4, ② D89a4, P364a8.

① Tib : shes rab kyi pha rol tu phyin pa'i rang bzhin bud med la smod pa'o ||

試訳：般若波羅蜜を自性として持つ女性を輕蔑することである。

② Tib : bud med rnams la mi smod pa'o ||

試訳：女性たちを輕蔑しないことである。

⑪ Abhiṣekavidhi

対応箇所なし

〔補記〕

この第十四墮罪は、ほとんどの文献で女性（Skt: strī-, Tib: bud med）という語が使用されており、女性に関する罪といえる。ただし、⑪ Abhiṣekavidhiには対応する文章が説かれていない⁸⁰⁾。

・女性→①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩。

・この墮罪に対応する箇所が説かれていない→⑪。

4. まとめ

諸文献に説かれる金剛乗根本墮罪に該当する文章を比較させてみたところ、そこには様々な問題があることが分かった。まず注目すべき点は、各墮罪の内容が説示される順序である。金剛乗根本墮罪は、密教にとって重要な内容のものから順に説示されていると考えられるが、一部の文献では説示される順序が異なっ

いた。また、一部の墮罪が脱落している文献があることも確認できた。それらを簡潔に示したものが表2である。なお、表2の右端には横山 2017a pp. 41-43 で示した *Vajrapañjara* に説かれる根本墮罪を参考までに挙げた。

表2.

文献 墮罪の順序	⑥	⑦	⑪	<i>Vajrapañjara</i> ⁸¹⁾	
	<i>Aṃnāyamañjarī</i>	<i>Kriyāsaṃgraha</i>	<i>Abhiṣekavidhī</i>	D・東系	西系・Ph
第一墮罪	1	1	1	1	1
第二墮罪	2	2	2	2	2
第三墮罪	3	3	3	3	3
第四墮罪	4	4	4	4	4
第五墮罪	11	5	5	5	×
第六墮罪	5	6 (第九と混乱?)	6	6	×
第七墮罪	6	7	7	7	5
第八墮罪	7	8	8	12	6
第九墮罪	8	9 (第六と混乱?)	9	8	7
第十墮罪	9	10 (Skt ×)	10	9	×
第十一墮罪	10	11 (Skt 10)	11	10	×
第十二墮罪	12	12 (Skt 11)	12	11	8
第十三墮罪	13	13 (Skt 12)	13	13	×
第十四墮罪	14	14 (Skt 13)	×	15	10
同定不可	—			14	9

次に注目すべき点は、文献ごとの各墮罪に関する表現である。当初は文献間における全体の相違点を取り上げる予定だったが、諸文献を実際に比較させてみたところ、全体の相違点ではあまりに多く複雑であるため收拾がつかなかった。そこで、本稿では共通性の高い語に焦点を当てたが、同じ人物によって書かれた別の文献、さらには同一文献の中でも使用される語が異なっているケースが確認できた。また、他の文献と同定し難い内容を説くものも散見された。それらを簡潔に示したものが表3である。

表3. * なお、ここでは格変化や些細な異読は示していない。

各墮罪における共通性の高い語		* 丸付き数字は先に挙げた文献の通し番号
第一	阿闍梨	Skt: ācārya-, Tib: slob dpon ①②④⑤⑧⑩⑪
	師	Skt: guru-, Tib: bla ma ③⑥⑦⑨
第二	善逝の教え	Skt: sugatājñā-, Tib: bde bar gshegs pa'i bka' ①②③④⑤⑦⑨⑩⑪
	如来の教え	Skt: tathāgatājñā-, Tib: de bzhin gshegs pa'i bka' ⑥⑧
第三	兄弟弟子	Skt: bhrātṛ-, Tib: spun 全文献共通
		* ②⑦以外は前に金剛 (Skt: vajra- Tib: rdo rje'i) が付く
第四	慈悲	Skt: maitrī-, Tib: byams pa ①②③④⑤⑥⑦⑨⑩⑪
	衆生	Tib: sems can ⑧
第五	菩提心	Skt: bodhicitta-, Tib: byang chub kyi sems 全文献共通
第六	三乗	Skt: yānatraya-, Tib: theg pa gsum ②③⑥⑩⑪
	自 / 他派の教義における法	Skt: sve parakiye ca siddhānte dharma-, Tib: rang dang gzhan gyi grub pa'i mtha' chos ①④⑤⑨
	[正しい] 法	Skt: [sad]dharma-, Tib: [dam] chos ⑦⑧
第七	未熟者	Skt: aparipācita-, Tib: yong su ma smin ①③④⑤⑥⑨
	非器者	Tib: snod ma yin pa ⑧⑩ (●)
	不適格者	Tib: skal ba med pa ⑩ (●) ⑪
	対立者	Skt: jane 'pakṣe ('pāke?) ②
	——	対応する語がないもの ⑦
第八	[五] 蘊	Skt: skandha-, Tib: phung po 全文献共通
第九	清浄なる法	Skt: śuddhadharma-, Tib: dag pa'i chos ①②③④⑤⑥⑧⑨⑩ (●)
	無自性なる法	Tib: chos rang bzhin med pa ⑩ (●)
	正しい法	Tib: dam chos ⑪
	大乘	Skt: mahāyāna-, Tib: theg chen ⑦
第十	悪人に対する慈悲	Skt: duṣṭamaitrī-, Tib: gdug la byams 全文献共通
第十一	法	Skt: dharma-, Tib: chos ①②③④⑤⑥⑦⑨⑩⑪
	常見と断見	Tib: rtag pa dang chad pa ⑧ (同定不可?)
第十二	敬虔な者	Skt: śrāddha-, Tib: dad pa can 全文献共通
第十三	三昧耶	Skt: samaya-, Tib: dam tshig 全文献共通
第十四	女性	Skt: stri-, Tib: bud med ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩
	——	* 第十四墮罪が書かれていない ⑪

以上のように、根本墮罪の説示される順序や表現の相違は、伝承や韻律だけが原因ではないことが明らかと言える。おそらく、根本墮罪は当時からそれほど表現などに固執せず、各人が割と自由に説示していたものだったのであろう。なお、本稿で扱ったもの以外にも根本墮罪に該当する文章が説かれる文献は存在している可能性が高い。今回明らかになった各墮罪における共通性の高い語に基づき、これからも継続して関連文献を収集していきたい。また、根本墮罪の註釈書類についても読解を進めていく予定である。今後の研究によって金剛乗根本墮罪およびそれ以外の墮罪の詳細が明らかになれば、三昧耶や律儀といった類似概念との比較検討も可能となるはずである。そうすれば、密教の戒律も徐々に解明の糸口が見えてくるであろう。

参考文献一覧

<一次文献>

[馬鳴]. *Vajrayānamūlāpattisaṃgraha* by Aśvagoṣa (馬鳴): National Archives of Kathmandu 3/715 = Nepal-German Manuscript Preservation Project B23/8 (listed as *Ṣaḍgatikārikā*); Toh. 2478, Ota. 3303.

[Advayavajra]. *Mūlāpatti* by Advayavajra (?): N 写本, National Archives of Kathmandu 3/360 = Nepal-German Manuscript Preservation Project B22/24 (listed as *Tattvadaśaka*); T 写本, Tokyo University Library ID 232, Matsunami no. 151-04, 東京大学総合図書館所蔵, <http://utlsktms.ioc.u-tokyo.ac.jp> (accessed May 26, 2017); Tib 欠.

[Āpattimañjarī]. *rdo rje theg pa'i ltung ba'i snye ma zhes bya ba* (*Vajrayānāpattimañjarī*) by Abhayākaragupta: Toh. 2484, Ota. 3310.

[Bhavila 版 VM]. *rdo rje theg pa rtsa ba'i ltung ba* (*Vajrayānamūlāpatti*) by Bhavila: Toh. 欠, Ota. 5083.

[Anonymous 版 VM]. *rdo rje theg pa rtsa ba'i ltung ba* (*Vajrayānamūlāpatti*), anonymous: Toh. 欠, Ota. 3308.

[Āmnāyamañjarī]. *Samputatantrārājaṭikāmnāyamañjarī* by Abhayākaragupta: *dpal*

yang dag par sbyor ba'i rgyud kyi rgyal po'i rgya cher 'grel pa (喜金剛吉祥正加行续王之注解 班智达晋麦迥列贝巴著), *Rare and ancient Tibetan texts collected in Tibetan regions series* (藏区民间所藏藏文珍稀文献丛刊 / bod yul dmangs khrod kyi rtsa chen dpe rnying phyogs bsgrigs) 第1巻. Compiled by Institute of the Collection and Preservation of Ancient Tibetan Texts of Sichuan Province (四川省藏文古籍搜集保护编务院), Published by Chengdu: Sichuan Nationalities Publishing House (四川民族出版社) / Beijing: Guangming Daily Press (光明日报); Toh. 1198, Ota. 2328.

[*Kriyāsaṃgraha*]. *Kriyāsaṃgrahapañjikā* by Kuladatta: N 写本, National Archives of Kathmandu 4/318 = Nepal-German Manuscript Preservation Project A934/10T 写本, Tokyo University Library ID 164, Matsunami no. 117, 東京大学総合図書館所蔵, <http://utlsktms.ioc.u-tokyo.ac.jp> (accessed May 26, 2017); Toh. 2531, Ota. 3354; Tanemura, Ryugen. *Kuladatta's Kriyāsaṃgrahapañjikā* (Groningen Oriental Studies XIX), Egbert Forsten, Groningen, 2004.

[*Gurvārādhana*]. *bla ma'i bsnyen bkur gyi dka' 'grel* (*Gurvārāadhanapañjikā*), anonymous: Toh. 3722, Ota. 5013.

[*Kriyāsamuccaya*]. *Vajrācāryakriyāsamuccaya* by Jagaddarpaṇa: Tokyo University Library ID 158, Matsunami no. 111, 東京大学総合図書館所蔵, <http://utlsktms.ioc.u-tokyo.ac.jp> (accessed May 26, 2017); Toh. 3305, Ota. 5012.

[*Ratnāvalī*]. *mdor bsdus pa'i sgrub thabs kyi 'grel pa rin chen phreng ba shes bya ba* (*Piṇḍikṛtasāadhanopāyikāvṛttiratnāvalī*) by Ratnākaraśānti: Toh. 1826, Ota. 2690.

[*Abhiṣekavidhi*]. *dbang gi cho ga'i rim pa zhes bya ba* (*Abhiṣekavidhikrama*) by Ratnaśrī: Toh. 1535, Ota. 2246.

[*Vajrapañjara*]. *Ḍākinivajrapañjaratantra*: Toh. 419, Ota. 11, チョーネ版 (C) no. 10, ナルタン版 (N) no. 371, トクパレス版 (T) no. 380, 河口写本 (K) no. 379, シェルカル写本 (Sh) no. 297, ブタク写本 (Ph) no. 458.

『金剛頂経』. *Sarvatathāgatatatṭvasaṃgraha*: Kaiser Library 108; 堀内本 = 堀内寛仁『梵藏漢対照 初会金剛頂経の研究 梵文校訂篇』, 密教文化研究所, 1983 (上), 1974 (下); 不空訳『金剛頂一切如来真实撰大乘现証大教王経』大正蔵 no. 865.

<二次文献>

Lévi, Sylvain. 1929 “Autour d’Asvaghosa”, *Extrait du Journal asiatique* (Octobre-Décembre 1929), pp. 255-285, Paris.

Szántó, Péter-Dániel. 2013 “Minor Vajrayāna texts II. A new manuscript of the *Gurupañjaśikā*”, *Puṣpikā –Tracing Ancient India through Texts and Traditions–*, pp. 443-450, Oxbow Books, Oxford.

Śāstri, Haraprasāda. 1927 *Advayavajrasaṃgraha* (Gaekwad’s Oriental Series XL), Oriental Institute, Baroda.

Tanemura, Ryugen. 2004 *Kuladatta’s Kriyāsaṃgrahapañjikā* (Groningen Oriental Studies XIX), Egbert Forsten, Groningen.

遠藤祐純 2005 『統金剛頂経入門 2 初会金剛頂経 降三世品』ノンブル社.

2008 『戒律概説 初期仏教から密教へ』ノンブル社.

金岡秀友 1993 「密教における戒律の特色」『戒律の世界』pp. 365-378, 溪水社.

河口慧海 1936 「西藏仏教の戒律」『大正大学学報』24・25 合輯, pp. 39-54.

酒井真典 1989 『酒井真典著作集 第四巻 後期密教研究』法蔵館.

桜井宗信 1996 『インド密教儀礼研究 後期インド密教の灌頂次第』法蔵館.

静春樹 2015 『ガナチャクラと金剛乗』起心書房.

島田茂樹 1983 「Vajrapañjara と Hevajra」『印度學佛教學研究』32 [1], pp. 188-189.

高田仁寛 1981 「インド・チベットの真言密教における戒律」『戒律思想の研究』pp. 205-232, 平楽寺書店.

高橋尚夫 1980 「Samaya と Saṃvara —三昧耶戒の一理解—」『豊山教学大会紀要』8, pp.(1)-(9).

多田等観 1940 「喇嘛教の倫理観」『岩波講座倫理学』4, 岩波書店.

苦米地等流（密教聖典研究会）2017 「Abhayākaraḡupta 作 *Āmṇāyamañjarī* 所引文献 —新出梵文資料・第1～4章より—」『大正大学総合佛教研究所年報』39, pp.(99)-(136).

羽田野伯猷 1987 『チベット・インド学集成 3 インド編 I』法蔵館.

藤田光寛 2003 『仏教徒のあり方と戒律』高野山大学.

松長有慶 1998 『松長有慶著作集 1 密教經典成立史論』法蔵館.

密教聖典研究会 1988 「アドヴァヤヴァジュラ著作集 —梵文テキスト・和訳 (1) —」『大

正大学総合佛教研究所年報』10, pp.(1)-(57).

横山裕明 2016 「*Ḍākinīvajrapañjara* の文献学的研究」, 博士論文, 大正大学, <http://id.nii.ac.jp/1139/00000697/> (accessed July 5, 2017).

2017a 「*Ḍākinīvajrapañjara* 所説の禁戒について —金剛乗十四根本墮罪との比較—」『密教学研究』49, pp. 37-50.

2017b 「金剛乗根本墮罪における諸問題 —密教行者にとっての主要戒律の実際—」『豊山教学大会紀要』45, pp.(306)-(289).

頼富本宏 1972 「Āpatti 論書群について」『密教学』9, pp. 56-83.

1990 『密教仏の研究』法蔵館.

註

- 1) タントラ階梯ごとの墮罪内容については、遠藤 2008 pp. 203-213 に詳細が述べられている。
- 2) 例えば、金剛乗根本墮罪と合わせて説かれることも多い普通墮罪 (sthūlapatti-) がある。その他にも複数種の墮罪が確認されている。
- 3) *Kṛṣṇayāmāritantra* は根本墮罪という語が用いられておらず、過失の一部根本墮罪と同定できる内容が説かれているに過ぎない。また、*Kālacakratāntra* は密意語が含まれているため、註釈書 *Vimalaprabhā* を使用しなければ意味の通る文章にならない。そのため本稿では、これらのタントラを他の文献との比較に用いることは避けた。ただし、*Vajrapañjara* については横山 2017a の成果のみ部分的に取り上げた。
- 4) これらの文献については、『豊山教学大会紀要』46 に掲載予定の拙論の中でも触れている。
- 5) この文献は著者名が書かれておらず、あくまでも *Advayavajrasaṃgraha* と呼ばれる文献集に含まれていたに過ぎない。密教聖典研究会 1988 および頼富 1990 でも、この文献が 11 世紀初め頃に活躍したとされる Advayavajra の著作であるという確たる証拠は存在しないとしている。
- 6) この①から⑤について、直近の研究では頼富 1990 pp. 444-467 に校訂テキストと試訳が掲載されている。しかし、そこには Skt 写本が入手できないために Tib から Skt 校訂がされているなど多くの問題が残されている。そこで、本稿では改めて

Skt 写本から校訂した上で先行研究の修正すべき点を取り上げている。

- 7) なお、⑥⑦⑧は横山 2017b pp.(303)-(304) で既に金剛乗根本墮罪に該当する文章が説かれていることを述べている。ただし、その時点では詳しい内容についてまで取り上げていない。
 - 8) 本稿では頼富 1990 および横山 2017b の内容と比較させやすいように、これらの先行研究に沿った形で文献を並べている。
 - 9) 'brang] D; 'brangs P.
 - 10) brnyas] D; bsnyad P.
 - 11) yi] [\[Bhavila 版 VM\]](#); yis [\[Anonymous 版 VM\]](#).
 - 12) 写本では tatra の直前に khyau という文字が入っているが、この khyau は前文の最後の文字を誤って再度書き入れてしまったものと考えられる。
 - 13) smod] D; dmod P.
 - 14) las] D; la P.
 - 15) sugatājñāvilāṅghanāt] em.; sugatājñāviraṅglaṅghanāt MS.
 - 16) 'da' ba] P; 'das pa D.
 - 17) vajrabhrātṛṇām kopād doṣaparakāśane] em.;
vajra+ṛṇām kopād doṣaparakāśane MS.
- なお、Lévi 1929 p.266 では vajrajñātṛṇām kopādveṣaparakāśane、頼富 1990 p. 452 では vajrajñātṛṇām kopād doṣaparakāśane と校訂している。この問題の詳細については横山 2017b pp.(301)-(298) で述べている。
- 18) dveṣād bhrātṛaṅgākyāne]] diagnostic conjecture;
dveṣād bhātraguṇākhyāne N 写本; dveṣāñ ṛgāṭṛaguṇākhyāne T 写本.
なお、Śāstri 1927 p.13 では dveṣāt gotraguṇākhyāne、密教聖典 1988 p.(43) では dveṣād gotraguṇākhyāne と校訂している。この問題の詳細については横山 2017b pp.(298)-(295) で述べている。
 - 19) ここでは「兄弟 [弟子] の不徳 (bhrātṛ-aguna) を語ること」と読んでいるが、同じような意味で「兄弟 [弟子] の性質 (bhrātra-guna) を語ること」と読むこともできる。この問題の詳細については『豊山教学大会紀要』46 に掲載予定の拙論の中で述べている。
 - 20) pas] [\[Anonymous 版 VM\]](#); pa [\[Bhavila 版 VM\]](#).

- 21) par] ; [\[Bhavila 版 VM\]](#); pa [\[Anonymous 版 VM\]](#).
- 22) gyi] D; gyis P.
- 23) vajrabhrātṛṇām] em.; vajrabhrātṛiṇām MS.
- 24) rje'i] P; rje D.
- 25) 堀内本 §1393 vajrācāryaṃ na gauravyaṃ vajrabhrātṛṣv amitratā / duṣṭamaitrivrīrāgaś ca yadi kuryād bhavān kadā // iti. 試訳「もし金剛阿闍梨を尊敬せず、金剛兄弟 [弟子] たちに敵対し、悪人に対する慈悲から離れるならば、その者はある時に [再び] 生存 (= 輪廻) をなすであろう」。この文章は根本墮罪と何らかの関係があると考えられる。この問題については『豊山教学大会紀要』46 に掲載予定の拙論で述べている。
- 26) byams pa] [\[Anonymous 版 VM\]](#); sems [\[Bhavila 版 VM\]](#).
- 27) bas] [\[Bhavila 版 VM\]](#); bar [\[Anonymous 版 VM\]](#).
- 28) pa] D; la P.
- 29) caturthi] em.; caturthi MS.
- 30) pañcamī] em; pañcami MS.
- 31) saddharmanindā] T 写本; sa 'ddharmanindā N 写本.
- 32) smod] D; dmod P.
- 33) Lévi 1929 p. 266 では aparipavitasattveṣu guhyākhyānāt [tu] saptamī、頼富 1990 p. 453 では aparipakvasattveṣu guhyākhyānāt tu saptamī と校訂されているが、本稿では改めて Skt 写本から校訂したものを掲載している。
- 34) sgrog] P; sgrogs D.
- 35) jane 'pakṣe] T 写本; jane, pakṣe N 写本. N 写本には jane と pakṣe の間にハーフダングがあるが、これはアヴァグラハを誤写したものと考えられる。また、'pakṣe は元々 'pāke (未熟者) であった可能性も考えられる。
- 36) sgrog] [\[Anonymous 版 VM\]](#); sgrogs [\[Bhavila 版 VM\]](#).
- 37) 'paripācite] em.; 'paripacite MS.
- 38) gsang] D; gsal P.
- 39) sgrogs] D; sgrog P.
- 40) この avajñāyā aṣṭamī の部分は、Lévi 1929 p.266 と頼富 1990 p.453 では共に avajñāyāṣṭamī と校訂されている。

41) lnga] Anonymous 版 VM; mnga' Bhavila 版 VM.

42) byed] Anonymous 版 VM; pa Bhavila 版 VM.

43) bzhin] em.; 'an MS.

44) smod] D; dmod P.

45) nyi] Bhavila 版 VM; nyid Anonymous 版 VM.

46) bzhin] em.; 'an MS.

47) 'vicikitsā] N 写本; 'vicitsā T 写本.

48) la] P; las D.

49) duṣṭamaitryavirāgataḥ] T 写本; duṣṭamaitrivirāgataḥ N 写本.

なお、Śāstri 1927 p.13 では iṣṭamaitrivirāgataḥ、密教聖典 1988 p.(43) では、duṣṭamaitrivirāgataḥ と校訂されている。この問題の詳細については横山 2017b pp.(303)-(301) で述べている。

50) gdug] D; gdugs P.

51) gdug la rtag] Bhavila 版 VM; gdugs la brtag Anonymous 版 VM.

52) ldan par] Anonymous 版 VM; sems ldan Bhavila 版 VM.

53) gdug] D; sdug P.

54) pa la] D; pa'i P.

55) gdug] D; bdug P.

56) gdug la] D; gdul bya P.

57) Skt の virāga- や vitarāga- は、'dod chags dang bral ba と Tib 訳されることがある。

Cf. Chandra, Lokesh. 1976 *TIBETAN-SANSKRIT DICTIONARY*, Rinsen Book company, Kyoto. pp. 1262-1263.

58) 無理に読めば、㉔と㉕は「悪人に対する慈悲を持つ罪」と「欲望から離れる罪」という2つの墮罪があると考えられる。そうすれば、第十四墮罪が欠けている㉕にも計14の墮罪が説かれていると言えるが、欲望から離れることが罪にあたるとは考え難い。

59) この直前には prajñāsvabhāvanāṃ jugtapbhayācaturdaśī という文章が入っている。これは後の第十四墮罪に関する文章の一部と合致しており、誤写により混入したものと考えられる。

60) dharma ekādaśī] em.; dharme ekādaśī MS.

なお、Lévi 1929 p. 266 および頼富 1990 p. 453 では、写本の読み通り dharme ekādaśī と校訂されている。

61) sogs] Anonymous 版 VM; tshogs Bhavila 版 VM.

62) tha ma dang] D; om. P.

63) mtha' gnyis bzhag] D; mthab gnyis gzhaḡ P.

64) sun] D; su P.

65) gyi sems] D; om. P.

66) yi] D; yis P.

67) samayaṃ yathālābham asevayā trayodaśī] em.; samayaṃ yathālābham asevayā MS.

なお、Lévi 1929 p.266 では samayā yathālābham mameva yā trayodaśī、頼富 1990 p.454 では samayāni yathālābham asevayā trayodaśī と校訂されている。

68) N 写本と T 写本は共に prāptau の前にアヴァグラハが書かれていないが、文脈から追加した。

69) rnyed] Bhavila 版 VM; rnya Anonymous 版 VM.

70) brten pa de] Anonymous 版 VM; sten pa ni Bhavila 版 VM.

71) rnyed pa mi rten] D; snyed pa mi bsten P.

72) rdzas] D; las P.

73) brten] D; bsten P.

74) brten] D; rten P.

75) 静 2015 p.304, p.332, p.405。なお、横山 2017a でも述べている通り、墮罪数も順序も他の文献と異なる *Vajrapañjara* 東系でも13番目に三昧耶に関する罪が説かれている点は興味深い。

76) shes] Bhavila 版 VM; she Anonymous 版 VM.

77) zhin] P; zhig D.

78) smod] P; dmod D.

79) smod] D; dmod P.

80) 先に述べた通り、この㉕の第十墮罪は、強引に2つの墮罪に分けて読むことも可能である。しかし、いずれにしても第十四墮罪に該当する内容は書かれていない。

81) Vajrapañjara に説かれる根本墮罪は、Tib 訳の系統によって墮罪の数が大幅に異

なっている。東西の両系統から影響を受けたとされる D および東系統（P, C）には 15 の墮罪、西系統（N, T, K, Sh）および東西のどちらの系統にも属さない異訳である Ph には 10 の墮罪が説かれている。これらの問題の詳細は横山 2017a において論じている。

『金剛頂經』和訳(二)

高 橋 尚 夫

はしがき

本稿は「正宗分」それも、五相成身觀の部分のみである。アーナンダガルバ（慶喜藏）によれば、三種三摩地の第一「最勝第一瑜伽三摩地」に当たる。三種三摩地とはアーナンダガルバ辺りから定着してきたと思われるが、三段階による本尊瑜伽の觀修法 (bhāvanā) である。『金剛頂タントラ』に端的に示されているのでその部分を翻訳しておく。なお、偈頌の番号は「北村太道・タントラ仏教研究会訳『全訳金剛頂大秘密瑜伽タントラ』起心書房、平成 24 年」を踏襲しておく。

三種三摩地

362 薩埵跏坐をなして、仏陀を觀念する心によって、

因と無因 (rgyu dang mi rgyu 有情・非情?) の三界に大慈を憶念し、

363 最勝第一瑜伽三摩地に瑜伽者は入りなさい。

次に最勝曼荼羅王 [三摩地] に [入りなさい]。次にまた、[最勝] 羯磨王

364 三摩地 [に入るのであるが、それは] 勝れた賢者により百十あると説かれ、一切の業は三であると、『秘密タントラ』*に説かれている。

*【Guhyatāntra: 「三部・三院・三種尊等凡曼荼羅皆須應作三事法」(「摩訶曼荼羅品第七」大正 18、766 中) とあるがそれに当たるか】

365 [最勝第一瑜伽] 三摩地に瑜伽することがなければ、曼荼羅は堅固にならないであろう。

[最勝] 曼荼羅 [王三摩地] に瑜伽することが無ければ悉地は生じないで

あろう。

366 それ故常に努力して、[最勝第一瑜伽] 三摩地を成就し、[最勝] 曼荼羅 [王三摩地] を行じなさい。

もし、最勝に秘密であり、この上ない乗り物の秘密を欲するならば、

367 三つの三摩地の行境を [行じなさい]。そこで正しく説くであろう。
さて、菩薩の神変は凡夫には不可能である。

368 それらの最勝なる三摩地を、心そのものによって行じなさい。

第一のタントラ (初会金剛頂經) に説かれたように、仏陀によって神変が説かれる。

最勝第一瑜伽三摩地

369 有智の菩薩は三摩地によって、自身を大神通者と思い、
種々の激しい難行を自らなしたと思いなさい。

370 アカニシュタという住処があつて、本尊の住処であると思いなさい。
一切諸仏が集まる清浄な集会を思いなさい。

371 先ず、仏陀 (毘盧遮那) に頂礼し、次に諸の牟尼 (阿閼・宝生・世自在・不空成就) に同様に [頂礼しなさい]。
教示されたように教説を思惟し、再び結跏趺坐をなしなさい。

372 五種の現等覺 (五相成身觀) を満足すると思いなさい。
一切の相で飾られた自身を仏身と [思い]、

373 一切諸仏によって灌頂された五 [仏] を自身に思いなさい。
金剛座に坐して、峯楼閣を思いなさい。
第一瑜伽という三摩地である。

最勝曼荼羅王三摩地

374 金剛 [阿闍梨] は東に坐して、仏陀の輪を化作し、
菩薩たちをも出生し、[月] 輪の曼荼羅を化作しなさい。

375 勝者 (五仏) と共なる [各] 部の曼荼羅 (十六尊)、門番 (四摂)、嬉等 (内供養) と、
[外供養の] 女尊と共なる [大] 印の瑜伽によって、持金剛の灌頂、

376 金剛の事業を為しなさい。自ら虚空界において、
一切諸仏を信解し、一切諸仏をして自性 (自分自身) であると

377 灌頂を為しなさい。金剛法を持する勝者を
曼荼羅に布置して堅固に為しなさい。一切諸仏を鈎召し、

378 最勝なる持金剛たちを入れなさい。そして、悉地を自在に為しなさい。
この所作は最勝 [曼荼羅王三摩地] である。

最勝羯磨王三摩地

自分の [身の] 各部に曼荼羅として

379 住すると、信解しなさい。[金剛界] 曼荼羅のように、そのように布置も
印も自在に為しなさい。最勝羯磨王と名づける三摩地である。

【Vajraśikharamahāguhyayogatantra (P No.113, 192b7~193b3 : D No.480, 170a6~171a3)】

この記述に基づき、略説すれば、五相成身觀が第一瑜伽三摩地 (H17-2~H33) にあたる (アーナンダガルバの訳註によれば、第一から第五まで順に、阿閼・宝生・弥陀・不空成就・毘盧遮那の五仏と瑜伽する)。金剛薩埵以下三十二尊と瑜伽するのが第二最勝曼荼羅王三摩地 (H35~H190) である。そして、第三最勝羯磨王三摩地 (H191~H195) にて自分の身体の諸処に諸尊を布置していく。その詳細は「第六・大三法羯・四種印智」に説かれる「(3) 大印成就法広大儀則」(H254~256) のいわゆる三昧耶薩埵 (samayasattva) と智薩埵 (jñānasattva) の合一に委ねられる。これは真言密教の『金剛界念誦次第』に「現智身・見智身・四明・成仏」の修法として伝わっている。今は触れずに、当該個所に於て詳細に論じたい。

また、五相成身觀とは、釈尊菩提樹下の禪定にも比定されると考えられるが、真実に至る方法を五段階に踏んだものである。序分において、冒頭に劇的な場面が展開された。釈尊の成道前の名前であるシッダールタに由来するサルバルタシッダ (Sarvārthasiddha 一切義成就) という名の菩薩がアースパーナカという呼吸を止める苦行をしているところに、一切の如来たちがやって来て、「一切如来の真実を知らずしてあらゆる難行を堪え忍んでも無上正等覺は悟れない」(H18) と勸

告する。そこで、一切義成就菩薩は「どのように修行すればよいのか、真実とは何か。お教え下さい」と懇請し、一切の如来たちから教えられたのが「五相成身觀」の瑜伽觀法である。その精しい内容は本論、また訳註において紹介したが、極簡単に記しておく。

第一通達菩提心。^{つうだつ ぼだいしん}自己の心を自性清浄であると審らかに觀察し、om cittaprativedhaṃ karomi. と唱えて、自己の胸に月輪のようなものを見る。

第二修菩提心。^{しゆ ぼだいしん}自性光明なる心の智を増大させるために、om bodhicittam utpādayāmi. (発菩提心の真言) と唱えて、自己の胸に月輪そのものを見る。

第三成金剛心。^{じようこんごうしん}その月輪は普賢心の生起が現前したのであり、それを堅固にするために、om tiṣṭha vajra. と唱えて、自己の胸の月輪の上に金剛杵を思念する。

第四証金剛心。^{しようこんごうしん}普賢心そのものである月輪上金剛杵をより堅固にするために、om vajrātmako 'ham. と唱えて、自身が金剛杵と一体となると観じる。

第五仏身円満。^{ぶつしんえんまん}最後に、om yathā sarvatathāgatās tathāham. と唱えて、自分自身を一切の形相をそなえた仏の姿そのものとなると観じる。

以上最勝第一瑜伽三摩地。

五相成身觀を達成した一切義成就大菩薩は「金剛界」という灌頂名を授かり金剛界大菩薩となり、一切の如来たちの加持により金剛界如来(毘盧遮那如来・釈迦牟尼如来)と成ったのである。そして、同じようにして成仏した阿閼等の四如来が金剛界如来の四方に住して、金剛界三十七尊(五如来・十六大菩薩・四波羅蜜・八供養・四摂)の曼荼羅が形成されるのである。

以上最勝曼荼羅王三摩地。

そして、それら三十七尊を自身に布置し、その功德を体得していくのが最勝羯磨王三摩地であると捉えておく。

和訳『金剛頂經』(2) 付アーナンダガルバ釈抄訳

略号

梵文テキスト

H 堀内寛仁「梵藏漢対照 初会金剛頂經の研究 梵本校訂篇」(上)(下)、密教文化研究所、昭和58年(上)、昭和49年(下)

なお、堀内本にはないが、真言の所出の順に○番号を附した。

註釈

慶喜蔵 Ānandagarbha; Sarvatathāgata-tattvasaṃgrahamahāyānābhisamaya-nāma-tantravyākhyā-tattvāloka-kāri-nāma (P No.3333, D No.2510)

釈友 Śākyamitra; Kosalālaṃkāratattvasaṃgrahaṭīkā (P No.3326, D No.2503)

覚密 Buddhaguhya; Tantrārthāvatāra (P No.3324, D No.2501)

[正宗分]

第一・第一瑜伽の三摩地(五相成身觀)

(1) 一切如来の住所

17-2 さて、この仏国土(jambudvīpa)はあたかも胡麻粒のように(胡麻がさやの中に満ち満ちているように)、一切の如来たちによって満たされた。

慶喜蔵 (P 43a7, D 37b4)

かくのごとく毘盧遮那と大毘盧遮那を示したことによって、自と他の利益の円満の結果の相を有する如来が所化の有情の願望を生じたのであって、願望を生じることなど、自と他の利益の円満の結果の相を有する世尊、それをかくのごとく獲得するであろうと分別することにおいて、それ自身を現証せんがために「さて」

云々とそれを獲得する方便としてタントラを説いたのである。「さて」(atha)という語は、ちょうどその時、であって所化のものたちの理解にしたがったものである。「一切如来」とは一切世間界の極微塵に等しい毘盧遮那や阿閼等の一切の如来によってである。「この仏国土」というのは、無尽の世間界である万百の四洲等の類である。「あたかも」という語は比喩を示した語である。「胡麻莢のごとくに満ち満ちた」というのは、以前のごとくに仏を随念し、其れによって現前してと示したのである。真言門の行を行じるもの達によっても仏を随念することが修されるべきである。一切如来の色身と法性が随念せられるべきであると知るべきが故に。

〔釈友〕 (P 19b3~, D 17b1~)

「さて」というのは、居住の相に相応する故に、もし、世尊毘盧遮那が、アカニシュタ天の住居に居られると説いて、世尊毘盧遮那は、一切如来の心に住すると説くならば、今、一切如来はどこにでも居られて、調伏のために化身の自在をなすのであるならば、一切如来によってこの仏国土は胡麻のさやの如くに満たされたというのである。このように示して、如来たちは、有情たちを成熟させんがために生じて、有情界乃至それら一切の行において居住するが故に、坐の過失を尋ねるべきである。智慧と法身の二つは遍在せるものであるが故に、讃じ尽さずとも、以前の誓願の力によって、諸仏は遍く有情の利益をなす。普光と云われる意味である。それはまた、守護者であり、涅槃しているにもかかわらず、輪廻の趣において、積集力の力によって有情の利益を為すと、このように説くが如し。マントラの行を行ずる有情 (P20a) たちに於て、マントラの行は阿闍梨に於て依存するので、自ら相を勝手に持すべきではないという意味を示すために、世尊は一切の義を成就するマントラの法門より、以前の仏の教え等に於て、菩提に依存すると示さんがために、「さて」云々と述べたのである。「さて」という語は説き終わった。

(2) 諸仏の驚覚

18 そのとき、実に、一切の如来たちは雲集して、菩提〔道〕場に坐している一切義成就という偉大な菩薩の所に近付いた。近付いて〔その〕菩薩に対して、報身(受用身)をもって出現し、次のように言った。

「善男子よ、汝は一切如来の真実を知らずにあらゆる難行を耐え忍んでいるが、[そのようなことで] どうして無上の正等菩提を悟れようか」

〔慶喜藏〕 (P 43b7, D 38a3)

一切仏国土を満たしてどうするのかというならば、「そのとき」云々といわれるのである。そのとき (atha) という語は以前のごとし。「雲集して」というのは、集会の規則によって完全になすのであって、そのごとなしたのである。菩提(bodhi)を思惟して、その勇猛な (sattva) 心があるならば「菩提薩埵」である。(P 44a) 薩埵の大集団のなかで偉大な目的をなすことに熱心であるならば「偉大な」もの(大薩埵)である。「一切義成就」というのは、福德と智慧の積集を完成して、一切の目的を成就せんとする願によって其れをなすならば一切義成就である。菩提の原因の心髄が「菩提場」であって、醍醐と似た住居の心髄である。「そこに坐す」とは近くに住することである。「そこに」というのに三因がある。その意味は以下である。三無数劫の間、種々の生を受けて、福德と智慧の積集を円満して、〔四〕禪定と〔四〕無色定を生じて、第四禪の大また大の〔禪定を〕生じて、三摩地の力によって意生身の存在を最後有となして、一切如来より宝冠と繒綵の灌頂を得て、一切有情に対する利益と安樂のために悟るべきであると思惟して、呼吸の止息の難行をなして、尊き一切義成就〔菩薩〕はアカニシュタ天の菩提場に坐しているが、そこに至って主張して次のように言ったのである。『世尊は不可思議劫の昔に現等覺してから釈迦族において生を示すことをなした』というならば、『釈迦族に生を得てから』というのはふさわしくない。至っても彼らによってそこにおいて何がなされたのかというならば、「ことさらに」云々というのである。そこで、最後に「報身」とは煩惱と(44b)所知の障から離れ、大〔乗〕に住する普賢菩薩たちの法の享受を等しく味わうために大転法輪の規則によって住するものであるならば、彼は法の報身を願ったのであって、〔それ故〕報身というのである。彼らによって「報身を示してかくのごとく言った」となれば、「善男子よ、汝は」云々といわれるのであって、「善男子よ」というのは呼びかけである。「どうして」というのは拒絶である。その上に他の特殊性がないならば「無上」であって、正等覺を現証するに五種ある。「どうして」云々において、「真実を修すことなしにこの

不可動三摩地によっては汝は現等覺しないであろう」というまで考えられる。それは何故かとならば、「一切如来の眞実を知らないで」云々等といわれるからで、一切如来の眞実を知る者、その者は現等覺するであろう。ならば、汝も不可動三摩地において行じ、苦しみ、難行に住するならば、それ故眞実はなく、現等覺もないであろうと。

〔釈友〕 (P 20a2~, D 17b7~)

仏世尊、彼らは有情の利益を為すとき、個々に為すか、或いはもし一つの方法で為すならば、義平等性、願平等性、調伏平等性によって一緒に為す。それに由れば、「一切如来は雲集して」云々と示される。如来でもあり一切でもあるならば一切如来である。彼らの集会とは、集をなして接触を為すことである。「菩提に於ける有情」が菩薩である。有情の最勝にして大なる大義に編入するならば大薩埵である。福德と智慧の積集が完成しているならば、一切義を成就せんとのみ依存するならば、「一切義成就」である。菩提に於ける心髓となるものが「菩提場」である。現等覺の原因である故に、その場所の心髓が「場」というので、一切の地上に坐すことによって、醍醐のごとし。そこに居るのが「住する」である。世尊・一切義成就は、釈迦族に生を受けて、童子遊戯と、学習と、婦人の輪の中に居ることと、出家することと、苦行を示して、(P 20b) 有情成熟をなす人として生じることなどと、寿命を遂げること等によって利益を為すためと、外道の見解を欲して難行によって解脱するであろうと自慢する者たちに対して、高慢を打ち砕くために、難行をなすことも示すのである。そして、難行の地において、加持によって人身を示して、神通によって天王宮に行き、意生身によって無上正等菩提を現等覺せんがために、空性の三摩地である不可動三摩地の如きに住して、アカニシユタ天の住处に居すという、そこに行き、そこを離れるという意味である。行って到着して、「ことさらに報身を示して」ということについて、報身とは、法の受用を受けんがために、清浄にも清浄なる自分の光明を生じて、一々の力によって相互に知ることである(?)。それはまた、清浄な一弟子にたいし、二つの光明の樂欲の義を示すべく無上光明の受用の意を満足させんが為に、報[身]を行じて、この報身の顯現を示して、次のように云うのである。「善男子よ、汝は何故一切如来

の眞実を悟らずに、一切の難行を楽しんでいる。どうして無上の正等覺を現証し得ようか」云々について、一切如来の眞実は一切如来の眞実を観察することであり、(P 21a) これらの三界は心のみであると知って、その想いを淨めることと、満月輪の形による所作と、その福德の積集と、清浄な智慧の金剛による加持と、それをまた、自己の自性であると信解することと、そこにおいてまた、仏界に入ることと、そこに於て、仏の姿を修すことであって、この転依の相は普賢地にはいる理趣であり、以前の如く成熟せる有情たちの利益行が「一切如来の眞実」である。それを「現証することを知らないで、一切の難行に励んでいる」と云って、「難」とは、この人の世に於ける難行を行ずることである。そこに於てまた、不動の三摩地を現証せんと、行者が不可動三摩地に住するならば、無感覺(死んだ如く)に息の出入を止め、動かず、震えず、変化せず、身と語と意の働きを離れて住するのである。住の特徴として、そこに住するならば有情たちの利益を為すことが出来ない故に、かの諸仏・世尊によって驚覺されたのである。

(3) 五相の一・通達菩提心

19 時に、偉大な一切義成就菩薩は一切の如来たちによって勧告(驚覺)され、息を吹き返し(samānas; sam/an: to breathe live)、[それまで修していた] 不可動三摩地(アサハナカ三摩地)¹⁾より立ち上がり、一切の如来たちにひれ伏し、懇請して次のように言った。

「尊き如来たちよ、どのようにして私は修行すれば良いのか。[また、その一切如来の] 眞実とはいかなるものであるのか、教示したまえ」

〔慶喜藏〕 (P 44b7, D 39a1)

「一切の如来たちによって勧告せられ」云々とは、そのように説かれた言葉によって勧告されたのである。「そこで不可動三摩地より立ち上がって」というのは、この三摩地より立ち上がることをなしてであり、その[三摩地]とは呼吸を止めて住することであるという自明の理より知る。それはまた、世尊によって、そのような三摩地において増上慢を(P 45a) 獲得し、息を吸ったり出したりするのを止めて、om vajra tiṣṭha と告げられるべきである云々といわれるのである。

「一切の如来たちにひれ伏し」というのは om sarvatathāgatapādavandanāṃ karomi (H192) ということである。「次のように言った」とはこのように尋ねて、ある説者たちの本性を示すために「諸々の尊き如来たちよ」云々というのである。「真実とはいかなるものであるのか」というのは、どうして一切如来の真実を現証しないのかという汝らによって説かれたものである。「如何が修行」というのはこのような真実を修することによってである。

〔覺密〕 (P 17b7, D 15b6)

自身を観察すること等の次第は以下の如くである。即ち、最初に先ず、意を自の心中に集めて、一切の身の氣息を繰り返し集める軌則によって、(P 18a) すべての根の相続を内に向けて、舌を上顎に着け、頸をわずかに曲げて、眼を細目に為してから、身体をまっすぐに立てて安定した後、心観察の心呪を呼吸せずに誦して、身と心の作用において不適当なものを排除して、両者(身と心)を一致させるべし。そこに於ける自身観察の心呪は是れであって、自性成就せるものである。

om cittapratiḍḍhaṃ karomi /

自身観察はまたこの場合に於ては、人と法とについて無我であると示す論拠によって、我と我所と蘊と界と処と所取と能取の垢を捨てて、わずかに虚空に似たものを縁じて、第一日の月の部分と似たものである内空の月輪の形を信解すべし。何の故かとならば、具徳一切義成就菩薩摩訶薩が現等覺したとき、次に出す軌則によって、「菩提心を生じて、諸々の如来たちに対して、月輪の形をしたものがあるが、それを月輪そのものと見ます」と説かれているからである。ここに、「月輪の形を月輪そのものと見ます」という言葉によるならば、月輪の形とは、円満ならざる月輪であることを明かしたのである。何となれば、「月輪そのものと見ます」と後に説くからである。その意味するところは即ち、輪廻の習気の一切の垢の塵を捨てて、その心を清浄にして、無始の時より積集せる増大せざる白法の習気を具したままでは、月輪の形は円満せず、福德と智慧の資糧を円満しない間は、(P 18b) 月輪は決して輝かないであろう。是れによっても結果を有せる智(因の菩提心)によって、一切の白法の習気の場所は無始の時より生ずと示すのである。

〔釈友〕 (P 21a7, D 19a1)

そこで、「一切義成就菩薩摩訶薩」は彼ら(諸仏)によって勧告されるやいなや、不可動三摩地より立ち上がって、一切如来に頂礼し、敬礼して述べて次のように云った。「世尊・一切如来よ、真実とは云何ん。云何に成就せん」というのは、(P 21b) 云何にして修行したらよいかと云うことである。これら一切も阿闍梨と弟子の関係を示したものであって、真言行の理趣に於ける智慧と三昧耶の相と灌頂と一切智智の認識と有情たちの利益とが阿闍梨に依存するものであると示したのである。

20 このようにいわれたとき、一切の如来たちはその菩薩に口を揃えて(異口同音)次のように言った。

「善男子よ、汝は自己の心をつまびらかに観察する三摩地²⁾に〔住〕し、本来〔的にその効力が〕成就している(自性成就 prakṛtisiddha) 真言をほしいまに唱えて修行せよ」〔その真言とは〕

① オン シッタ ハラチ ベイドウ キャロミ (om cittapratiḍḍhaṃ karomi // オーン 我は心を洞察す)

〔慶喜藏〕 (P 45a4, D 39a5)

「異口同音に告げた」というのは、一義によって真実を示したのである。「修行せよ」というのは修法せよということである。かくのごとくならば、「自心を観察して」云々といって、自己の心とは自分の心であって、それを観察するとは、因より離れるがゆえに一切法は自性清浄であると観察する。その義を決定したのが、「自心を観察し決定する」というのであり、心一境性である。決定によって成就せよというだけで無尽の他もまた〔成就する〕。「自性によって」とは、自ら成就することが「自性成就」であって、「自性成就せる真言をほしいまに誦せ」というのは、数の決定ではない。何故かとならば、悟りを獲得することにおいて修さるべきものの主となるものであるが故に。ほしいまに誦さるべきその真言は(P 45b) 何であるかとならば、om cittapratiḍḍhaṃ karomi というのである。「心」というのは、意の観察等の自性であり、所取能取のないことと知るべきである。「cittapratiḍḍha-」(心を洞察する)というの観察することである。また、習気

を伴う煩惱を離れることによって知る。

【釈友】 (P 21b2, D 19a4)

自の歡喜の心を得ることと、上師に仕えることをなさないこと等においては、真言行も成就しないであろうと示すために、このように、弟子は弟子の功德を有し、根成熟と無上正等菩提を現証することが出来ると、告げることを求めて、一向に努力すること、そこに於いて如来の輝く道に行くことを示して、彼ら[一切如来が]一音調によって、「このようにと告げた」のである。「一音にて」というのは、一音性であるならば、一音であって、一聞と一義によるならば、一音に加持したのである。すなわち、多く語られても一声の如く聞くなれば、一音というのであって、一音というのは、一声にて現証次第を説示するのである。もし、他の現証の説示に於いて示さんとするならば、世尊の福德と智慧の積集を円満せる阿闍梨無しの智慧においてかくのごとくあるならば、そのものは世尊一切義成就菩薩であり、福德と智慧の積集を円満せることは因の状態を円満したことであり、その結果の状態を(P 22a)円満したことはない。その故に、説示者は摂取の理に於いて、ある時、閻浮州の人々の利益をなすために現証を示し、その時、阿闍梨無しの智慧を有して住するのである。かくのごとく成就するならば、「**自心を觀察して整える**」といわれるのであって、自分の心であるが故に、「**自心**」であって、意の認識である。その觀察が「**觀察**」であって、義を觀察するが故に「**觀察**」である。それはまた、色等の[五]蘊の相に於いて、種々に思惟するならば、

それは一または境無くして、宝石を研磨するに多か無である。

それらを集めることもなく、そのように微塵も成就しないがゆえに。

六の内一に瑜伽するならば、宝石の研磨は六部分となる。

第六の一に於いて、微塵塊のみとなる。(?) (出典不詳)

と説かれている。すなわち、これらの理趣によるならば、所縁と不具足に依るとき、それらは心のみであると決定する。觀察を了義そのものに於いて修すとき、心一境性を得る。すなわち、心を觀察して、三昧に入るのである。自心を觀察して調えるだけで成就するという真言を唱えることによって成就するが故に、「**自性成就**」であって、これは言葉によって成就すべきものではないならば、「**自性からし**

て成就している」と示すのである。「ほしいままに誦して」というのは、欲しいままに誦することによってである。このように示して、ここに於いて修習において非常に努力すべき誦はないと示すべき為に、「ほしいままに誦して」というのであって、「修行せよ」と(P 22b)というの、努めて成就せよということである。

21 そこで、菩薩は一切の如来たちに次のように言った。

「尊き如来たちよ、私は[如来たちが]私に教えられた[通りに]、自己の心臓に月輪の形をしたものを見ます」

[すると]、一切の如来たちが言った。

「善男子よ、この心は本来光り輝いているもの(自性光明 prakṛti-prabhāsvara)である。それゆえ、この[心というものは]清められれば[清められるほど]それだけ[清まる]のである。それはあたかも[染め物師が]白い布を染め粉で染めるようなもので、[色鮮やかに染まるので]ある」

【慶喜藏】 (P 45b2, D 39b3)

このように示された誦と觀想によって法界は無始無終であると証得するならば、「自心において月輪のごときものを私は見ます」というのは、自心において確認することである。所取の本性である月輪は母音の十六字より生じ、内なる[義は]十六空性を示すのである。出世間の俱生の智の月輪の觀見ということである。月輪そのものがはっきり現れるならば、月輪のようなものを觀想すると説くタントラに示されているならば疑うべきではない。ある者は、一時の月の色に似たものが「月輪のごときもの」という。他のもの達はそのことを理解しない。それはまた、

それが完全な月であるもの、それは清浄で、明るく、汚点がなく、

集起が完全なるがゆえに、心は満月のごとし。(出典不明)

と説くがゆえに。それによって、菩提心の本性は阿閼の自性といわれるのである。「**自性からして**」というの、本性からしてである。「**光明**」とは無垢の意味であり、所取能取の習気の執着から離れて客塵垢によて垢あるものとなるものではないが故に。「それは清められるだけ」というのは、如来たちの身を觀想することによって、それだけそれによってである。(P 46a)「**そのようになる**」というの、それとそれ

によって非常に明らかになることである。どのようにかというならば、「**あたかも**」云々というのであって、「**あたかも一切の垢を離れた白い布を染め粉で染める**」とは、赤蓮華等の色において、色が非常に鮮やかにその色を持つものとなる、それと同じようなものであるという意味である。

〔**釈友**〕 (P 22b1, D 20a1)

今は観察して輪廻の实事よりまた、煩惱の結果の形相の自身の実事を減することを修習して、勝義を観察して、等流の自身の清浄を成就するために「**自身によって観察する**」と示したのである。「**自身によって**」というのは、自分自身によってである。「**観察する**」というのは、普く観察して示されたようにそのように理解するという意味である。今は、自内証智の理趣を示さんがために、「**自己の心臓において**」云々というのであって、「**自己の心臓**」とは、自の心においてなさるべきであって、阿羅耶識を全く浄めて住するのである。〔大円〕鏡智の理趣となることにおいて、〔大円〕鏡智の相を有するその自心の中に、三無数劫の間、福德の資糧を積んで、そこに住する色身が清浄なる種子と等しいことを知るのみで、有情界の自性を充足する分別のその色〔身〕をますます分別する因は、月輪のようであるから「**月輪の如き**」と仰せられ、月輪と部分が等しいと見たという意味である。瑜伽者が心に自在を得ることなどは、自と他に依止する変化等が欲するままに排除されるであろうと如来たちがお示しになるが故に、「**善男子よ、その心は**」云々というのであって、「**部 (kula)**」というのは、悪い生まれを離れたものであると尋ねるならば、「**部**」であって王家等である。乃至、清浄にして輪廻より救済せる (P 23a) 義によるならば、「**子**」であって、部の子であるならば、「**善男子**」である。「**この心**」というのは、その心である。「**自性光明**」とは、本性であって、自性からして非常に清浄であるならば、「**本性からして光明**」であり、自性からして無垢であるという意味である。「**これは**」というのは、心と結びつくのである。「**浄められた如く**」というのは、あるものによって浄めて、本体と結合して重なり合うならばその心は同じとなる。そのものの住処が輝くように光輝を保持するであろうという意味である。その意味を喩えによって明らかにするために、「**例えば**」云々というのであって、「**例えば**」という語は譬喩を示したのである。「**白**」とは、清浄

であって、垢より離れているが故にそれと一致した喩えによって示したのである。それによれば、清浄な布において、様々な色と一緒にすると、それとそのものが、それを非常に明るくする。同様に、煩惱の一切の垢から離れた自性清浄なる心においてこそ、悲による有情の利益をなすことが出来て、清浄なる身体や財産等をどこにでも引き渡すこと、それとそのものが非常に明るくなる、それが譬喩の示す意味である。

(4) 五相の二・修菩提心(発菩提心真言)

22 そのとき、一切の如来たちは自性光明なる心の智を増大せしめんがために、再びまた、その菩薩のために、

② オン ボウジシッタ ボダハダヤミ (om bodhicittam utpādayāmi //
オーン 我は菩提心を起こさん)

というこの自性成就の真言によって菩提心を起こさせた。

〔**慶喜蔵**〕 (P 46a2, D 40a3)

「それによるならば」云々等において、「**自性光明**」とは、本来的に所取と能取の分別を離れていることである。それは何かというならば心である。「**その〔心の〕智**」とは、現証である。「**それを増大する**」とは、方便波羅蜜の自性で、月輪の上に第二の月輪を生じることが増大することであり、その原因が「**そのために**」で、菩提心を生じることなすべきである。というのである。毘盧遮那等の自性を示す文字、ka 等より、二つの月輪を生じることが、「**菩提心を生じること**」であって、

文字 ka 等の星のような形より二つの月輪を生じると思え。

と説くタントラ (Mañitilaka) にいわれている。

〔**覺密**〕 (P 18b2, D 16b1)

次に、自性清浄なる智の月、それが円満となる相を堅固に為す因である菩提心をこの自性成就せる心呪にて起こすべし。

om bodhicittam utpādayāmi /

が心呪である。是のごとく為して、月輪の形を多くの光線を発する瑜伽によって、秋の満月輪の如く清浄なりと信解すべし。非常に長い間、明るく輝くことと、念じ

ることとを氣息を止めた後、ほしいままに思念する。是れによって因の状態に於て摂せられた普賢の智の地の究竟である福德と智慧の資糧が円満に加持されると知るべし。『一切儀軌集』(Sarvakalpasamuccaya)に、

円満なる月輪の上に第二の満月を修す。(次の訳注3)を参照)

と説くことがあるが、それは現等覺の加持と説くことによって、所化の有情の力によって別に觀察することで、そこに於て自心を觀察することによって、遍く煩惱の一切の習気を清浄にし、[十]地と[六]波羅蜜の習気を円満する地位である月輪を先ず加持するのである。第二の月[輪]によっては、如来たちの現觀を得る菩提の自性の心の相と示すのである。その[月輪]に住する金剛杵によって、次に生じる清浄な五智等に於て加持して(P 19a)、次のようにまたその[儀軌集(Sarvakalpasamuccaya)]³⁾に、

心呪を智者は摂受して、自身を觀察すべし。

彼は刹那に等引して月輪の如きものを見る。(1)

これは心の自性であるのか、或いは煩惱の種子であるのか、

善・不善の心であるのか、それはアラヤの種子であるのかと。(2)

法の遍際を理解し、そこに於いて六度の習気を集めたもので、

清浄なる大心であり、煩惱やアラヤ[識]ではない。(3)

福德と智慧の大資糧を永い間積集すれば、

あたかも満月の如く、清浄にして無垢なり。(4)

かくのごとく、資糧が円満なるが故に、自心は満月の如し。

[一切諸法は、]非存在であり、実体なきが故に、月の如しとは説かれない。(5)

福德と智慧の大資糧が円満することによって、月の如しと説かれる。

自心の月輪に於いて、よくなされた積集を見て、(6)

歡喜・喜悅を生じて、再び言葉を述べた。

主・世尊よ、私は煩惱の一切の垢と、(7)

所取と能取を捨てたことによって、自心を月輪と見る。

すると、一切諸仏が仰った。心は本来不生であり、善である。(8)

けれども、客塵煩惱にて[けがされている]。円満な菩提心を浄めんがため、

月輪の中央において、一切の罪過を捨てたものは、(9)

菩提心を理解し、この喜ばしき心呪によって、

心清浄を獲得して、月輪の中央に觀察するならば、(10)

第二の月輪をまた、月輪の中央に見る。

そこで、一切如来がのたまえり。この菩提心は堅固なり。(11)

云々等広く説かれている。それによるならば、Sarvakalpasamuccayaに説かれた現等覺の規則はまた、(P 19b)他の意趣であるが、それはまた、他(根本タントラ)における意味からすれば無過失である。

〔釈友〕(P 23a7, D 20b4)

所作の円満(D yoñs su ma rdsogs pa 未円満)において、再びまた、他の指示を授けるために、「そこで」云々というのであって、「そこで」という語は、すぐさまである。「自性光明なる心と」というのは以前に説き終わった。その「増大」とは円満であって、そのためにまた、その菩薩は菩提に心を生じるのである。そこにおける菩提心とは、ここに、菩薩の十地の果の自性である仏陀によって普賢の相を有する心を生じるのである。すなわち、菩提でもあり心でもあることによるならば、「菩提心」である。それを生じるために指示を与えるのであって、菩薩も世尊によるその指示に触れて、その心を浄めて円満し、それによって心にわずかに生じたことをいうために「月輪の如き」云々との經の言葉が述べられたのである。

23 すると、菩薩は再びまた、一切の如来たちの教令によって菩提心を起こして、次のように言った。

「その月輪の形をしたもの、それが月輪そのものに外ならないと私は見る」

〔慶喜藏〕(P 46a6, D 40a6)

「月輪のごとく見えるもの、それを月輪そのものと見る」というのは、次のように示される。すなわち、心を觀察する智があり、それが月輪のごとく輝くものであり、そこにおいて、菩提心の生起を修すならば、大月輪の形をもつものが二つに見えるのである。それがまた、

月の中央にまた、第二の月輪を見るのである。(VŚ. P 46a6, D 40a7)
と説かれるのである。それは布施波羅蜜の自性を有する宝生を本性とするといわれるのである。

〔釈友〕 (P 23b3, D 21a1)

「月輪のごときものを月輪そのものと見る」云々とは、そのときの心が一つの月輪の如きものであるのを見て、それを修す力によって、秋の十五夜の月の如くはつきりと見るという意味であり、一切如来が彼に対し心に印づけたものを得たというために「一切如来」というのであり、一切如来の御心であることによるならば、一切如来の心臓であり、一切智者の智である。

(5) 五相の三・成金剛心

24 一切の如来たちが言った。

「〔それは〕一切如来の心臓 (hr̥daya) であり、汝に普賢という心の生起が現前したのである。汝はその〔心〕をよく完成すべし。一切如来の普賢心の生起を堅固ならしめんがために、次の真言によって、自己の心臓の月輪の上に金剛杵を思念せよ」

④ オン チシュタ バザラ(om tiṣṭha vajra // オーン 起て 金剛[杵]よ)

〔慶喜藏〕 (P 46a7, D 40b1)

「一切如来 (P 46b) の心臓」とは、字のごとくであり、「普賢」とは貪欲等より離れ、一切有情の一切の想を満たす原因である。その〔原因〕は何であるかというならば、「心を生じること」といわれる。かくのごとくならば、「汝に現前することによって」といわれるのである。何とならば、一切如来の御心と等しいものを得るからで、それが一切如来の心臓の形となるのである。「堅固になさるべきために」というのは、自性からして清浄なることを観察して、把握さるべき事物は不可得であることを示すそのためである。「自己の心臓の月輪の上に」とは、第一の月輪と根本の月輪の上で、「五鉤金剛杵の形を思え」というのは、観想せよということで、観想するだけでいいのかとならばそうではない。「次の真言によって」というのである。第二の月輪に金剛〔杵〕を観想することによっても毘盧遮那等

の自性を得るといわれる。「空性を金剛という」と〔經典に〕出ているので、金剛の印は空性であるけれども金剛を自性とするとするのである。それによって、般若波羅蜜の本性は無量光の自性であるという。

〔覺密〕 (P 19b1, D 17a7)

「次に普賢心を発せり」〔というのは〕、この月輪において金剛の語のこの心呪を誦して、二口の五股金剛杵(十字金剛杵)を観想したのち、それをまた、非常に明るく輝かすべきである。そこに於ける心呪は以下である。

om tiṣṭha vajra /

この〔心呪〕によってまた、現等覺を獲得する機会を得たならば、一切智と称する五支分の形による相が「如来の地に住すること」と示されたのである。かくのごとくこの〔五股杵〕は、一切の邪見の山を征服することに巧みな智慧である、金剛峰の中央が法界清浄の相を示しているのである。それより他の四〔峰〕等は、大円境智と平等性智と妙觀察智と成所作智と示されている。二口(十字形)によって、如来の智のその光明が、十方に広がる威力を示している。

〔釈友〕 (P 23b6, D 21a3)

「心を生じる」というのは、心に印づけられた相においてなさるべき観察の相でもなく、受持や仮名 (brdar btags <D brtags> ?) でもない。一切智者の智であるが故に「普賢」といわれるのであって、普く賢善である故に「普賢」であり、煩惱や所知の障垢を離れているという意味である。「現前して」というのは、相を得ることである。なぜならば、彼は一切如来と共に平等性を (P 24a) 得て、その故に「能く」であって、「殊に成就せよ」であって、受せよということである。なぜならば、「能く成就せよ」というのは、以前に認識したものにおいて、それを堅固にせんがためにそういうのであって、「それ」というのは、すぐさま、心を生じることであって、修せられるべき自性を有する菩提心を生じることである。「堅固になさるべし」とは、あるままの輪〔廻〕の相続に置かれることであって、その故である。その原因は自の心の光である極清浄なる福德聚の月輪において、「金剛杵を想え」というのは、自の心臓にである。自の心において、福德聚である月輪の自性を持つる法における智の集まりである極清浄なる金剛杵を想えと修すべし。

25 菩薩が言った。

「もろもろの尊き如来たちよ、私は月輪の上に金剛〔杵〕を見る」

(6) 五相の四・証金剛身

25-2 一切の如来たちが言った。

「一切如来の普賢心〔そのものである〕金剛〔杵〕を次の真言によって堅固にせよ」

④ オン バザラ タマクカン (om vajrātmako 'ham // オーン 我は〔この〕金剛〔杵〕を体とするものなり)

〔慶喜藏〕 (P 46b7, D 40b6)

第二の月輪において金剛杵を観じるべきであるという、これは何より知るかならば、何となれば、

第二の月輪の中央に大金剛杵を観じて、一瞬に (P yud tsam: muhūrta, D yid tsam: 意のみ) 観察することが堅固な大乘である。(出典不詳)

と説かれているからである。これが示されるべきである。自性光明を観じることによって、空性が金剛の自性を有すると瑜伽することによって、摂受者 (47a) 不可得が堅固になされるべきである。これを説くのが om vajrātmako 'ham というものである。

〔覚密〕 (P 19b5, D 17b3)

次に、om vajra-ātmako 'ham / というこの心呪を意になして、一切如来の普賢心を生じたかの金剛〔杵〕を一切如来の身と語と意の金剛界において布置し、その金剛〔杵〕を非常に長い間憶念して、非常に明るく輝くものに堅固になさるべし。「我は一切如来の身と語と意の金剛界なり」とそのつもり (入我入) になるべし。身界とはまた、ここにおいては多量なる如来の身である。仏の語の莊嚴の輝きがまた、ここに於ける語界である。意界は意の印となる剣や輪や金剛〔杵〕や宝珠等の形であると知るべし。それによるならば、観想が非常に堅固になさるべきであることが示され、それによって、一切種智の立場である無住所

涅槃 (P 20a) の相に於いて加持せられたと知るべし。

〔釈友〕 (P 24a4, D 21a7)

「是の如く修すべし」というのは、以前に認識した此の真言によってということである。さらにまた、菩薩たることによって心に印づけられたものを示すことは、「世尊よ」云々といわれる。聖教に記された如く理解するが故に「見る」といわれる。心に遍入したものを今、再び円満することを示すために「堅固になせ」というのである。その「堅固になせ」とは、自身の自性の理趣によって信解すべきことである。いかに堅固になすべきか、そこを理解して、「その真言によって」といわれるのである。そのように示して、自身の金剛〔杵〕なるもの、それが自身であって、自身そのものが金剛〔杵〕であるということである。金剛〔杵〕を自体とするものに、外〔道〕の義があるという者たちは、極微の集まり自体が自身の自性であるならば、いかに身の因無しに自らの実体を成就するのか (P 24b) という。[そのような] 敵者の説を理解して、「そのとき」云々というのである。

(7) 金剛名灌頂

26 そのとき、一切虚空界に遍満するほどの一切の如来たちの身・語・心金剛界、それらすべては一切如来の加持によって、その薩埵金剛 (月輪上の金剛杵) の中に入った。それより、一切の如来たちによってその尊き一切義成就大菩薩は《金剛界なり 金剛界なり》という金剛名灌頂によって灌頂された。

〔慶喜藏〕 (P 47a1, D 41a1)

「一切虚空界」云々等において、一切虚空界に遍入し、広がるものである彼こそ「一切虚空界に遍満する」である。それは誰であるかならば、「一切如来の身・語・心金剛界」といわれるものであり、如来常住 (毘盧遮那) と阿閼と宝生と無量光と不空成就の自性を有する極微たちで、毘盧遮那の身等の因となるならば界等であって、そこにおける dhātu (Tib. khams) の義は因の義であると望まれる。そこにおいて、身の秘密が「身の界」である。語の秘密が「語の界」である。彼らの心

に住する薩埵金剛なるもの、それが「**心金剛界**」である。「**一切如来**」とは世尊毘盧遮那と阿閼等であって、彼らの心と心より生じるもの(心・心所)もまた、一切如来である。「**それらの加持**」とは、磁石によって鉄を引き付けるのと同じで、力を生じることである。「**薩埵金剛**」というのは、月輪に住する金剛杵である。「**それに入る**」というのは、砂に瓶の水が滲み込むごとくであって、「**一切如来の身・語・心金剛界**」といわれる毘盧遮那の身を成就する因であるならば「**金剛界**」である。これによっても、解脱の門の自性によって、光明そのものであるならば、精進波羅蜜の自性によって、不空成就の本性(P 47b)を示すのである。ある者は、この場合「**金剛薩埵の大印である**」というけれども、他の者たちのいうのにはそれはそうではない。特別な語ではないためと、次にくる大菩薩[の語]によるならば、その薩埵金剛は一切相の最勝を具えた仏陀の身を自ら観想せよというためである。薩埵金剛の語によって「**金剛薩埵の大印であると説く**」と説くことはふさわしくない。決定して説くことはないためである。

【**釈友**】 (P 24b1, D 21b4)

「**そのとき**」という語は、すぐさまということである。真言を誦したすぐ後にある。一切虚空界を獲得し、平等に趣入したものである彼は一切虚空界に趣入したものである。このように誰であれ、分別して一切如来の「**身語心金剛界**」というのであって、仏陀の微細なる化身等は「**身語心金剛界**」である。それらは何かと言えば、薩埵金剛に入るというのである。いかなる力に依ってかとならば、「**一切の如来の加持によって**」というのである。一切如来の語はここでは、阿閼等の四[如来]を摂している。「**加持**」とは、力づけることであって、たとえば、磁石によって鉄を引きつけるように、それらをそこに入らしめるのである。「**薩埵**」とは、普賢の身である。その上に智金剛が金剛であって、薩埵と金剛が「**薩埵金剛**」である。それはまた、それこそ金剛薩女の印であって、次に説くところの一切如来部の母である。すなわち、そこに是の如き身によって薩埵金剛を入れるのである。また、この現等覺次第は真言行等は随順であることを示すために、「**そのとき**」云々というのである。普賢心の生起とは、曼荼羅に遍入する場所となることであって、その上の金剛とは、金剛の灌頂処となることである。今は「**金剛界なり、金剛界なり**」

という名の(P 25a)灌頂を行なうことである。一切如来の身と語と心が金剛界等になる金剛因等がそれであるならば、金剛界という言葉は因の門である。金剛の意味は説き終わった。金剛によって名づけられた名が「**金剛名**」である。此の金剛名によって三界の法王として灌頂されるのである。師の恩恵によって威光を生じることと結びつけるために、部の名によって大薩埵一切義成就自身に金剛界という語を説いたのである。

(8) 五相の五・仏身円満

27 そのとき、金剛界大菩薩はかの一切の如来たちに次のように言った。

「**尊き如来たちよ、私は自分自身を一切如来の身あるものと見る**」

【**慶喜藏**】 (P 47b3, D 41b2)

「金剛薩埵の三摩地は諸仏の法性と見なす」というのは因であるというならば、以前に説いた理趣によって、尊き薩埵そのものが心臓に金剛杵を観想することによって金剛薩埵と[成る]と説いて、金剛薩埵がそこにいる云々等の事実によって、一切如来の極微塵を集めたことから五峯金剛杵の形は「**一切如来の身**」であって、その自性そのものである。

【**覺密**】 (P 20a1, D 17b7)

次にこの心呪を説く。智金剛にして月輪に住するそのものが多くの光明を拡散し、また、収斂する方法によって、世尊毘盧遮那の身、或いは仏・世尊釈迦牟尼の身となり、日輪によって世間界の遍際まで満たす自身となると観察する。そこにおける心呪は以下である。

om [yathā] sarvatathāgatas tathāham /

というこの[心呪]によってまた、智の偏光によって等流となった一切如来の身語心等が集合したと見るべし。これら一切の観想はまた、『金剛頂大乘現觀』(Vajraśikharamahāguhyayogatantra P 119a6~119b3)において、種々に明らかに示されている。すなわち、

堅固にして妙 極清浄で 虚空に等しく平等である (1)

すべての障害より離れ 妄分別を捨てた 最勝で

一切の煩惱の垢清浄で 月の如くに以前見られた(2)

慈と悲より生じ 有情に於いて利益をなし

大菩提心清浄であり 仏菩提の過失なし(3)

諸々の善法を円満し 一切の煩惱を離れ

濃い中央における大月(輪)が 第二の菩提心であり(4)

三無数劫において 菩提を成就して得るのであつて

最勝の正法は無数の 行を行ずる最勝である(5)

地と地にあらざるをよく知る者 智清浄にして無漏なるものは

月輪の中央において 金剛杵の形を見るべし(6)

[そは] 一切諸仏の自性身であり 無顕現であり 無住所であり

不生であり 無作であり 清浄であつて有と無とを離れている(7)

不断であり 不燃であり 不壊であり 無蘊なる法身は

金剛杵そのものより生じ [その] 金剛身は無上である(8)

等々と説かれてゐる。

〔釈友〕 (P 25a3, D 22a4)

今は彼自身の心に入ることを示さんがために「そのとき」云々というのである。「一切如来の身を自分自身と見る」というのは、一切如来の身を摂受した色身を自分の身と見るという意味である。このように示して金剛の色身を慢によって摂受したもの、それが一切如来に入ることであつて、一切如来の極微塵より成就した五股金剛杵より生じた金剛薩埵の身の色身を見ることである。

28 一切の如来たちが言った。

「それならば、偉大な者よ、次の自性成就の真言によってほしいままに唱えて、自分自身を一切の最勝の形相を備えた仏の姿そのものである薩埵金剛なりと観想せよ」

⑤ オン ヤタ サラバ タタギヤタ サタタ カン (om yathā sarvatathāgatās tathā 'ham // オン 一切の如来たちがあのごとく、そのごとくに我はあり)

〔慶喜藏〕 (P 47b5, D 41b4)

「それならば」とは、金剛杵の形そのものを一切如来の極微塵より成就したものであるとみる相と、もし正等覺者と一身であるとするならばそうではない。それ故、その薩埵金剛とは一切相の最勝を具えた仏陀の身で、如来たちの身の秘密を体とするのである。それ故、それは一切諸仏を一つに集めた毘盧遮那となるのである。五現等覺のこの次第においてまた、阿闍の大印を結び、心を觀察するべきである。同様に、菩提[に於ける]心 (byañ chub tu sems) を生じることと、金剛杵と金剛杵を体とするものと、(P 48a) 一切如来を觀想する場合、阿闍と宝生と無量光と不空成就と毘盧遮那の大印を結ぶべきである。と釈タントラに示されている。

〔釈友〕 (P 25a6, D 22a7)

転依を円満しないことによって、再び説示を施そうとして、それによって、「大薩埵よ それならば」云々と説くのである。「それならば」という語は、「それ故」という意味であつて、それ故諸仏の微塵を完全に集めた御身体より金剛薩埵の一身を見るのだが、諸の相・随好を円満した一切有情によって見られるべき自性である有情 (P 25b) たちの利益をなすことの出来る仏陀の一身ではない。それによれば、一切の最勝の形相を備えた薩埵金剛となさるべきである。一切の形相、すなわち、諸の相・随好は転輪王たちにも存在するならば、それより殊勝なるが故に「最勝」という。「最勝」とは第一であつて、方処と顕了と円満を摂受する故に、「一切の形相の最勝を有す」というのである。真實際の最後有の菩薩であるならば、「仏陀の身」と説くのである。このような仏陀の身を面前に修して存在するならば、「自身」と説くのである。「修せ」というのは、信解を堅固になせという意味である。「yathā」云々は、一切如来が諸の相・随好の飾りによって、一切有情の意に叶う広大な身によって一切有情の利益をなすように、私もまたそのようにという意味である。

(9) 加持現証

29 そこで、このようにいわれたとき、金剛界大菩薩は自分自身を如来であると現証し、かの一切の如来たちに平伏し、懇請して次のように言った。

「尊き如来たちよ、私を加持したまえ、そして、この現証を堅固にしたまえ」

慶喜蔵 (P 48a2, D 42a1)

「加持」とは、有情のために所作を堅固になせという意味である。「堅固にしたまえ」というのは、不壊であって、金剛界自在女〔印〕によって加持することと、百字〔真言〕にて堅固になさるべきことが次に説かれている。

30 そこで、このようにいわれて、一切の如来たちは金剛界如来のその薩埵金剛の中に入った。

慶喜蔵 (P 48a3, D 42a2)

「一切如来は金剛界如来のその薩埵金剛の中に入った」というのは、yathā sarvatathāgatās tathāham / という観修の力より生じた世尊が自己の心臓に住するその薩埵金剛の中に入るという意味であって、それによって身・語・心金剛による加持のとき、そのとき如来となることである。そして、入ることと、ウッタラタントラに説かれる儀則によって、金剛界自在女〔印〕によって心臓と額と喉と頂に金剛杵と宝と蓮華と羯磨金剛杵を生じるべきである。そこで、百字にて堅固になすというそれは、自のタントラに説かれる儀則であって、om sarvatathāgatābhisambodhi dṛḍha vajra tiṣṭha / と説くタントラに説かれたことによって加持とは堅固と知るべきである。心観察等の次第によって現証と加持と堅固になさるべきことは、世尊が未来の真言門を行じる行者たちの修行の指示を与えるために示したのであって、未来の (P 48b) 者たちはこの次第によって修行に入るべきであると示したのである。

(10) 金剛界如来の成道

31 そのとき、世尊金剛界如来はまさにこの瞬間に、

- 1) 一切如来の平等性の智を現証し、
- 2) 一切如来の金剛の平等性の智の印である秘密の誓願 (三昧耶) に入り、
- 3) 一切如来の法の平等性の智の証得により自性清浄となり、

4) 一切如来の一切の平等性の自性光明なる智を蔵するものとなり、

5) 如来・阿羅漢・正等覚者となった。

慶喜蔵 (P 48b1, D 42a7)

また、世尊が「その瞬間に」遮離の区別によって阿閼等の身にて個々に現れるか、あるいは一切法無我の智を表すかである。それゆえに、「その瞬間に」といわれる。om cittapratibedham karomi というのは、まさにその瞬間にである。それは如何に知られるかとならば、分別を生じることによって菩提より退却するのであるならば、それは相応しくない。

1) 「一切如来」とは、金剛薩埵等如来部の自性ある者たちであって、彼らの「平等性」とは勝義においては真如は一つであることである。その曼荼羅等の儀則はまた、無別によって差別性は世俗の平等性である。その決定は智であって、正覚者が彼の心に入るのである。

《北京版は一葉分、別の注が混入している。デルゲ版にはないので省略する。》(P 49b-line5)

2) 「一切如来の金剛平等性」とは、宝部の自性による平等性も以前と同じであって、その「智」である。そのものが「印」である。「秘密」もまたそのものである。その「三昧耶」とは、灌頂等の施によって一切有情を喜ばせることである。そこに「入る」とは、心に入ること、彼の本性を生じさせることである。

3) 「一切如来の法」とは、蓮華部の自性である。それらの「平等性」もまた同様である。その「智」とは真実である。その「証得」とは現証である。証得することによって、それ(智)は自性清浄であり、[それは]蓮華部の自性となる。

4) 「一切如来」とは羯磨部の自性である。それらの「一切平等性」とは三輪清浄の精進 (P 50a) 波羅蜜である。それによる「自性光明の智」とは自のタントラと降伏のタントラにおいて、ウッタラタントラにおいて区別されている。その「蔵するものとなる」とはクラ(部)となる羯磨部の自性である。

5) 「如来阿羅漢正等覚となる」というのは、四智を心に入れるや否や、その瞬間に om yathā sarvatathāgatās tathāham / というこの観修によって以前の諸仏が逝ったように、そのように去って目覚めるならば、それゆえに如来である。四

魔の敵を対治するならば、「阿羅漢」である。実に、完全で不退転で、あまねく心に入って目覚めるならば、正等覚となるというのが結論である。この一切諸仏が一つに集合したものが毘盧遮那の自性であると示したのである。

(11) 宝灌頂

32 そのとき、一切の如来たちは、再びまた、この一切如来の薩埵金剛より出て、[金剛界如来をして]〈一切如来の平等性の智を生ぜしめ〉、虚空蔵の大摩尼宝の灌頂によって灌頂し、観自在の法智を生ぜしめ、一切如来の種々の事業性において安立させて、須弥山頂の金剛と摩尼と宝[石]からなる峯楼閣に近付いた。近付いて金剛界如来を一切如来性において加持し、一切如来が[座るべき]獅子座にすべて(四方)に面して安立せしめた。

慶喜蔵 (P 50a5, D 43a3)

調伏に従って加持をなすごとく、灌頂等もまたなすべきであると示すために「そこで」云々というのであって、「一切如来の薩埵金剛より」というのは、毘盧遮那の心臓に住するそれよりである。「虚空蔵の摩尼宝灌頂」とは、vajraratna というこの心呪による金剛宝冠の灌頂である。「観自在法智を生ぜしめ」ということについて、観自在については説き終わった。その「法」とは如説の毘盧遮那と大毘盧遮那を示すことと、金剛薩埵等の曼荼羅化作の境界である。その「智」とは(50b)決定であってそれを生じることである。このように示して、灌頂から略して一切世間に云々等の第五の許可を曼荼羅に入ることと、法輪に入るために与えることである。「一切如来の一切の事業に安立させて」というのは、曼荼羅を描く儀軌によって有情の利益をなすことが、「一切如来の一切の事業」であって、灌頂と許可を与えて、曼荼羅を描く行に入るべきであると示したのである。かくのごとくにして、それらによって何をなすかとならば、「須弥山頂」云々といわれるのである。「楼閣」とは、主の住する宮殿である。「峯」とは上の部分(屋根)である。金剛とは五鉤杵である。摩尼とは思惟宝であって、それらが「屋根が金剛と摩尼と宝石からなる」であって、楼閣の峯を飾るものである。それが「屋根が金剛と摩尼と宝石からなる楼閣」である。「それがあるところそこに近づいて」というのが結び

付く。「一切如来を加持して」というのは、阿閼等四如来の身を加持して四面を生じるのである。「一切如来の獅子座に住する」というのは、一切如来の本願力によって、菩薩の身であるが、獅子座であるそこにおいてである。「顔をすべてに向けて」というのは、四面である。「安立せしめん」というのは住せしめることである。「顔をすべてに向けて」というのは、無量の面であることに外ならない。根本タントラに、

毘盧遮那は四面に描け。(出典不詳)

と説かれているので、これらの四面は(P 51a)菩提心と布施と般若と精進波羅蜜の自性であり、阿閼等を示しているのである(P 51a1 阿閼等を示しているのではない)。

(12) 金剛界如来の会座

33 そのとき、実に、阿閼如来と宝生如来と世自在王如来と不空成就如来は一切如来性を自ら自分自身に加持し、尊き釈迦牟尼如来(金剛界如来)は一切の平等性によく通達していることから、一切の方角は平等であるということを観察して、[金剛界如来の]四方に坐した。

慶喜蔵 (P 51a1, D 43b6)

「そのとき」云々について、一切如来を自ら加持して世尊は「四方に住した」というまでに結び付く。「そのとき」という語は一切如来が住するやすぐさまでである。成就者たちによって世尊を加持して獅子座なるものに住せしめる。それによるならば共通に一切有情の利益をなすことであって、阿閼等もまた、かの菩提心等の自性であることによってその支分となることである。それと不離なるがゆえに彼らもまた自身に加持をなして住するのである。もし彼らがその自性であるならば、彼らの加持もまた毘盧遮那たることによってなすことである外でなく、加持そのものも彼らによってなされたのであるが為である。それによるならば、彼ら自身によってなすのである。阿閼梨によって加持をなしたとしても、毎日自加持等をなして誦することを修すべきである。それと不離であると示す意味である。

「阿閼」というのは所取能取の分別によって不動であるならば阿閼であり、菩提心の相の自性である。

それがあるとき、七覺支と〔十〕力と〔四〕無畏等の宝石等と宝部を生じるならば「宝生」であり、布施波羅蜜の相を持つ。

「世」とは輪である。(P 51b)「自在」とは力をなすならば世自在であって、一切の色を示現することによって一切有情の利益をなすが故である。その王となって、炎と輝くならば「世自在王」である。さらに世自在の王とは観自在の王である。その頭に住むことによって世自在王は世尊無量光であって、般若波羅蜜の自性である。

「不空」とは有意義であって、有意義を成就するならば不空成就であって、精進の自性である。未来時において、釈迦族に生まれることを得るのであると心に誓うことによって釈迦牟尼といわれる。

「一切平等性に通達しているが故に」とは、菩提心等は一切平等性であって、不二の自性である。それを「よく通達する」とは証得であって、真実を如実に非常に通達するならば、「よく通達する」である。

「一切方は平等であると観察して」とは方角の区別はないということの判断のみで尽きることがゆえに一切の方は平等性である。それ故、一切の有情の生起は一切如来の真実であって、無我の智は一切処に行き渡るものであり、その結果もまた一切処に行き渡るものとなるのである。そこにおいて、東方の部分は阿閼、南方に宝生、西方に無量光、北方に不空成就が住する。さらに、一切難調の自在王、牟尼の子である阿閼は(P 52a)一切諸仏を堅固になすので東方に住する。大灌頂王、牟尼の子で虚空〔藏〕は一切諸仏を堅固になすもので南方に住する。清浄法を有する王、主宰で大蓮華を掴むものは一切諸仏を堅固になすもので西方に住する。仏作業を持する王で、有意義の悉地を勝利したものは一切諸仏を堅固になすもので北方に住する。不壊法界なるもの、秘密不壊、彼こそ主毘盧遮那で、一切諸仏の主であるというといわれている。

「そのとき一切如来によってこの仏国土は」というのから始めて、「四方に住した」というまでの間に、第一瑜伽の三摩地を示して、毘盧遮那を説き示す因縁の注釈を説いたのである。

訳註

1) 不可動三摩地(アサハナカ三摩地)とは、āsphānakasamādhī を音写して阿婆頗那伽三摩地とする。無識心平等持とも訳す。『義訣』では「伽」を身(kāya)の義とし、無識身平等持と訳す。呼吸を止めるという最も烈しい苦行である。阿含にも記されている。阿含からの一部と『ラリタヴィスタラ』から引用しておく。

「中部第 36 大サッチャカ経」(片山一郎訳『中部 根本五十経篇(II)』大蔵出版、pp.209~215)

アッジヴェッサナよ、そこで私はこのように思いました。〈私は止息禪のみを行なってみてはどうであろうか〉と。アッジヴェッサナよ、そこで私は口からも鼻からも出息・入息することを止めました。アッジヴェッサナよ、口からも鼻からも出息・入息することが止まると、その私の両耳孔から出る風の音は烈しいものになりました。たとえば、鍛冶工の轡が吹かれると、凄まじい音が出るように、アッジヴェッサナよ、口からも鼻からも出息・入息することが止まると、私の両耳孔から出る風の音は凄まじいものになりました。しかし、アッジヴェッサナよ、私の精進は始まり、不動のものになりました。念は現前し、失念のないものになりました。しかしまた、私はその苦の努力のみによって努力が制圧され、身体は激動し、静まることはありませんでした。アッジヴェッサナよ、それでも私に生じたそのような苦の感受は、心を捨てることなく、とどまりました。

アッジヴェッサナよ、そこで私はこのように思いました。〈私は止息禪のみを行なってみてはどうであろうか〉と。アッジヴェッサナよ、そこで私は口からも鼻からも耳からも出息・入息することを止めました。アッジヴェッサナよ、口からも鼻からも耳からも出息・入息することが止まると、もろもろの凄まじい風が、その私の頭上を切りつけました。たとえば、アッジヴェッサナよ、力のある人が鋭い剣先で頭上を切り裂くように、アッジヴェッサナよ、口からも鼻からも耳からも出息・入息することが止まると、もろもろの凄まじい風が私の頭上を切りつけました。しかし、アッジヴェッサナよ、私の精進は始まり、不動のものになりました。念は現前し、失念のないものになりました。しかしまた、私はその苦の努力のみによって努力が制圧され、身体は激動し、静まることはありませんでした。アッジヴェッサナよ、それでも私に生じたそのような苦の感受は、心を捨てることなく、とどまりました。

アッギヴェッサナよ、そこで私はこのように思いました。〈私は止息禅のみを行なってみてはどうであらうか〉と。アッギヴェッサナよ、そこで私は口からも鼻からも耳からも出息・入息することを止めました。アッギヴェッサナよ、口からも鼻からも耳からも出息・入息することが止まると、その私の頭に凄まじい頭痛が起りました。たとえば、アッギヴェッサナよ、力のある人が堅固な革紐をもって頭にターバンを巻き付けるように、アッギヴェッサナよ、口からも鼻からも耳からも出息・入息することが止まると、私の頭に凄まじい頭痛が起りました。しかし、アッギヴェッサナよ、私の精進は始まり、不動のものになりました。念は現前し、失念のないものになりました。しかしまた、私はその苦の努力のみによって努力が制圧され、身体は激動し、静まることはありませんでした。アッギヴェッサナよ、それでも私に生じたそのような苦の感受は、心を捨てることなく、とどまりました。

Lalitavistaraḥ p.250 (S. LEFMANN: LALITA VISTARA, TEXT. HALLE 1902)

実に、比丘たちよ、菩薩はこのように考えて、六年の間、非常になし難き苦行の内でも、殊更なし難き、非常に激しい難行を始めたのである。何故、難行といわれるのかとならば、それはなし難き行であるが故に難行といわれるのである。人々の集まりの中で、人間であらうと人間でなかりと、そのような難行を行ずるのに匹敵するようないかなる者も存在しない。一生補処の菩薩たちの内、アースパーナカの禪定に入っている彼の他には。何故アースパーナカといわれるのかとならば、先ず、第四禅に入りつつある者が、呼吸（出る息と吸う息）を止めて閉じこめる。分別されざるこの禪定は、無分別であり、不動であり、無動であり、動揺せず、一切処に行き渡り、一切処に不依止である。また、この禪定は、かつて、いかなる人々によっても決して到達されたことはない。有学であらうと、無学であらうと、縁覚であらうと、行を具えた菩薩であらうと。それ故、アースパーナカと名付けられるのである。虚空であり、無辺であり、無作であり、不変であるこれはすべてに遍満している。実に虚空に等しい。それ故この禪定はアースパーナカといわれるのである。

(p.251) 比丘たちよ、その私に次のような思いが生じた。私はアースパーナカの禪定に身を任せるであらう。それより、比丘たちよ、アースパーナカの禪定に身を任

せている私に、口と鼻からの呼吸は止められた。両の耳の孔から高い声や、大きな声が出た。例えば、鍛冶工の鞆が吹かれたときに、高い音や大きな音が出るようなものである。まさに。比丘たちよ、私の口と鼻の両方からの呼吸が止められたとき、両の耳の孔から高い声や大きな声が出た。

比丘たちよ、そのような私に次のような思いが生じた。私は猶、アースパーナカの禪定に身を任せるであらうと。そこで、比丘たちよ、私の口と鼻と耳は閉ざされた。これらが閉ざされたとき、風が上方の頭蓋骨を突き破ったのである。それはあたかも、比丘たちよ、人が尖った槍で頭蓋骨を突き破ったかのようである。比丘たちよ、まさに私の口と鼻と耳が閉ざされたとき、呼吸は上方の頭蓋骨を突き破ったのである。

『方广大莊嚴經卷』第七「苦行品第十七」

佛告諸比丘。菩薩爾時制出入息。於兩耳中發大音響。譬如引風吹鼓鞆囊。受是苦事不生疲倦。諸比丘。我於爾時耳鼻口中斷出入息。内風衝頂發大音聲。譬如壯士揮彼利刃。上破腦骨受是苦事。不生疲極退轉之心（大正藏三、五八一中）

2) 「自己の心をつまびらかに観察する三摩地」 svacittapratyavekṣaṇasamādhāna、以下「五相成身觀」が説かれるが、様々な経軌に説かれている。以下、いくつか確認したもののみを、「五相成身觀 諸本対照」として挙げておく。なお、五相成身觀の先駆的論文として次の2点を参照した。

○坂野栄範「五相成身觀の体系的研究」（『金剛頂經に関する研究』国書刊行会、昭和51年所収） 初出『智山学報』新第十一卷、昭和十二年。

○酒井眞典「五相成身觀のチベット伝訳資糧」（『酒井眞典著作集 第三卷 金剛頂經研究』法蔵館、昭和六十年所収）

初出『密教学密教史論文集』高野山大学編、昭和四十年。

3) 11 頌の引用のうち、(3) cd より (10) までは『真実摂大乘現証大教王經』二卷本（大正藏18、313c～314a）等に同趣旨の偈頌が見られる。「五相成身觀 諸本対照」、「五相の二 修菩提心（発菩提心真言）」の[蓮心] 36、[諸仏境界]、[毘三]を参照されたし。

五相成身觀 諸本対照

以下の諸本に五相成身觀が見られる。今後の研究のために参考までに挙げておく。

略号

TS Sarvatathāgatatattvasaṃgrahaṃ nāma mahāyānasūtram (Tattva-saṃgraha)

堀内寛仁「梵蔵漢対照『初金剛頂經の研究』梵本校訂篇」(上)(下)、密教文化研究所、昭和58年(上)、昭和49年(下)

※比較研究のためには掲載すべきであるが、紙数の都合により本文にあるので割愛した。

略出 『金剛頂瑜伽中略出念誦經』卷第二 大唐南印度三藏金剛智譯(大正蔵18、236c)。なお、R番号は筆者のノート番号で、未公開のものである。

蓮心 『金剛頂蓮花部心念誦儀軌』(大正蔵18、301c)34〈五相成身〉

VŚ Vajraśekharamahāguhyayogatantra (D No.478, P No.113)

諸仏境界 『諸佛境界攝真実經』卷中 闍賓三藏般若奉詔譯(大正蔵18、273b)「金剛界大道場品之餘」

毘三 『金剛頂經瑜伽修習毘盧遮那三摩地法』大唐贈開府儀同三司謚大弘教三藏沙門金剛智奉詔譯(大正蔵No.876)

Maṇiṭilaka Āryaguhyamaṇiṭilaka nāma sūtra (D No.493, P No.125)

秘密相經 『佛說秘密相經』西天譯經三藏朝奉大夫試光祿卿 傳法大師賜紫沙門臣施護等奉詔譯(大正蔵18、No.884)

SPU Saṃpuṭodbhavantra 野口圭也「Saṃpuṭodbhavantra と『秘密相經』」『豊山学報』第13号、1986年3月

(大正大学野口圭也教授より、上記の論文を頂戴した。『サンプタ』に引用された『秘密相經』のサンスクリットが回収されている。貴重な資料であるので、相当部分を再録させていただく。なお、サンスクリットの和訳は拙訳)

金剛場 Śrīvajraṃḍalālaṃkāra-nāma-mahātantrarāja (D No.491, P No.123)『吉祥金剛場莊嚴經』「大自在天曼荼羅儀軌」(D 29a4~, P 29a1~, N 172b2~)

諸仏の驚覺(アースパーナカ三摩地)

略出 R213 (阿婆頗娜伽三摩地)上の如く次第して、諸部の眷属と壇場の主とを尽(34)

くす。及び金剛薩埵を首と為して、一切の菩薩等の各各の本三摩地と自己の形状・服飾と、執る所の記印とを思惟し、然して後に自己の持する所の明主菩薩の色相を思惟す。又諸仏世尊虚空界に満ること油麻に等しき量なりと想うべし。若しくは自己の身、結加趺坐して右手を左手の上に置き、舌を上顎に挂へ、意を鼻端の微細なる金剛の大柱に住し、念の繩を以て意を繋ぎ、堪任を作さしめ、淨臘を調練せる如く、其の心随て調い、種種に任用せらる。又若しくは、水精石、雲母等は、本性明徹にして、其の色影に随て、而も為に変現するが如く、是の心も亦爾かなり。本性清浄なり。但し妄業に由て、世間の技芸工巧に耽著し、彼に随て転変し、一切妄想の莊飾する所、(237a)寧ろ、妄を翻じて真に帰す可し。実相を修習すれば、一切智智、無上の功德、分別の道用あり、是の如く決定せる慧味、善巧の意樂、勇猛の威徳を以て、自心を觀察し、散乱せる煩惱の所薰たる蘊入界等の摂と所摂とを遠離し、法無我相応して、初始て生ず。猶し、陽焰・幻化・乾闥婆城の如く、空中の響の如く、旋火輪・夢妄の如し。過を遠離し、一百六十の世間心に於て、是の思惟を作し已て、己れの身心に於て、自ら知て験すべし。彼は是れ道を知る者、道を見る者の真実に説く所なり。愚夫にして相に繋著する者は、終に了知せざるなり。次に須らく觀に入りて、出入息を止むべし。初に瑜伽の安那般那に依て、繫念修習し、身軀を動ぜず、亦た支分を動ぜざるを、阿婆頗那伽法と名づく。

R214 (H18) (諸仏の驚覺)久しく行を修する者、是の如く思惟す。時に又己身は虚空に住し、一切諸仏は、法界に遍満し、彈指の印を以て坐より起たしむと想うべし。持誦者は、応も思惟し諦聴すべし。諸仏告て言く、「善男子よ、無上正等菩提を、速に宜しく現証すべし。汝若し一切如来の真実を、未だ了知する能わざれば、云何んぞ堪忍して、能く一切の苦行を修せんや」と。

R215 爾の時、一切仏の語を聴聞し已て、即ち儀式に依て、定より出で、即ち坐より起つ印を結ぶ。其の印法は金剛拳を双べ結び已て、檀慧度を互に相鉤し、進力度を仰げて相拄う。即ち密語を説く、

④ 唵 跋折羅 底瑟姪 (om vajra tiṣṭha / オーン 金剛よ 起て)

(H216) 此の印を以て起ち已て、応に十方の仏海を觀すべし。一一の仏前に、己身は足下に住し、一切如来を頂礼し、礼し訖て、此の密語を以て、応に表白すべし。曰く、

⑤ 唵 薩婆怛他揭多 迦耶縛(无我反)祛(二合)質多鉢囉(二合)那莫 跋折囉婆那唎(二合)迦阿嚧迷 (om sarvatathāgatakāyavākcittapraṇāma vajravandanam karomi / オーン 我は一切如来の身語心敬礼の金剛頂礼をなす)

R217 梵に初の子を存す。論じて曰く

「一切如来の身口意を以て、是の如く、我れ金剛を敬礼す」と。

蓮心 34〈五相成身〉

応に結跏趺坐して 支節を動揺せざるべし
応に等持印を結ぶべし 二羽金剛縛にし
仰げて臍下に安け 端身にして動揺する勿れ
舌は上顎を拄え 止息して微細ならしむ
諦観せよ 諸法の性は 皆な自心に由ると
煩惱・随煩惱・ 蘊・界・諸入等
皆な幻と焰の如し 乾闥婆城の如し
亦た旋火輪の如し 又空谷響の如し
是の如く諦観し已て 身心を見ず
寂滅平等に住し 真実智を究竟す
即ち空中に於て 諸仏は胡麻の如く
(302a) 虚空界に遍満すると観ぜよ 身は十地を証し
如実際に住すと想え 空中の諸如来
弾指して而も警覚し 善男子に告げて言く
汝の証処の所は 是れ一道清浄なり
金剛喩三昧 及び薩婆若智は
尚お未だ証知すること能わず 此を以て定と為すこと勿れ
応に普賢を満足すべし 方に最正覚を成ずべし
身心を揺動せずして 定中に諸仏を礼せ

真言に曰く、

唵薩嚩怛他誡多波娜滿娜南(引)迦嚩弭(om sarvatathāgatapādavandanam karomi /
オーン 吾は一切如来の御足を礼し奉る)

VŚ (D 146b3~, P 167a3~)

102 〈私は最勝の仏陀となろう〉と瑜伽者は思い、
〈所作を究竟じた私は有情利益の生起を獲得せん〉と、

103 その所作を密意して、前後に安楽なく、

大希有なる法の喜びの難行をなすべきであると考え、

104 菩提樹下に坐し、難行のあらゆる所作を具し、

呼吸を止め、思念をなくし、動くことなく、

105 身体は微動だにせず、支節を揺り動かすことなく、

彼は不動の法に長い間住したのである。

106 [そのとき、] 十方の牟尼自在者である一切如来は密意して、

〈彼は[正]等覚の時であつて、苦行をなすにふさわしくない。

107 それ故、我らすべては共に驚覚させるために行かん〉

と密意して、一切が着手して、密集して出現した。

108 出現した後、一切の牟尼は最勝の驚覚をなした。

om vajra tiṣṭha / (オーン 金剛よ 立て)

という明呪によって弾指して、菩薩を立たせた。

諸仏境界 (大正 18、273b) 金剛界大道場品之余

復た次に瑜伽行者よ。是の如きの想を作せ。〈諸仏・菩薩、今当に降臨して威徳大神通力を示現すべし〉と。此の想を作り已りて、復た応に釈迦如来の成道の法を観察すべし。釈迦菩薩の如きは、菩提樹に近きこと一由旬の内にして、諸の苦行を修し、六年を満足して仏道を成ぜんことを願ひ、菩提樹に趣ぎ、金剛座に坐して金剛定に入る。爾の時、毘盧遮那如来、是れを観見し已りて、菩提樹の金剛道場に至り、無数の化仏を示現し、虚空に遍満すること猶し微塵の如くして、各の共に同声に菩薩に告げて言く。「善男子よ、云何が成仏の法を求めざるや」。

毘三 (大正 18、328c11)

行者、次に応に阿婆頗那伽三昧を修すべし。端身正坐して、身動揺すること勿れ。舌を上顎に拄え、出入の息を止め、其をして微細ならしめ、諸法は皆な自心に由ると諦観す。一切の煩惱及び随煩惱、蘊界入等は皆な幻と焰と健闥婆城との如く、旋火輪の如く、空谷響の如しと。是の如く観じ已て、身心を見ず、寂滅無相平等に住して、以て究竟真実の智なりとす。

爾の時、即ち空中を観ずるに、無数の諸仏、猶お大地の中に満つること胡麻の如し。皆な金色の臂を舒べ、弾指して警し、是に告げて言を作さく。「善男子、汝が所証の処は一道清浄なり。未だ金剛瑜伽三昧薩婆若智を証せず。知足を為す勿れ。応に普賢を満足して最正覚を成ずべし」。

Mañitilaka (D 123b2~, P 84b7~)

そのときまた、世尊・毘盧遮那・一切如来の主は金剛手〔大〕菩薩に次のように仰せになった。「真言者は、律儀を受持し大印に住して、〈一切法は無我なり〉と観修すべし。これら一切は外と内に分別しても、観察したものより他に住するものはないと、そのように心に置いて、次のように『所行は無常であり、自性から明淨にして、当初より不生なるものである』と云うべし」

秘密相經 (大正 18、463c23~)

爾の時、世尊大毘盧遮那如来、復た金剛手菩薩摩訶薩と為つて、普ねく三摩地を尽し、真実出生諸三摩地根本法門を宣説したまう。行人应当に禪定印を結び、法に依て安住し已るべし。当に諸法の無我平等を觀すべし。若し諸法に於て内外有るを見れば、是れ即ち心に其の蓋障有り。当に知るべし、心を離れて別に法有ること無し。又復た意中に是の思念を作せ。一切法は不生にして而も自性明亮なり。是れ即ち一切法は本来不生の性なり。其の念ずる所に随つて即ち是の心に住す。

SPU atha bhagavān sarvavajradharāgrasaṃbhavaṃ nāma samādhim samāpadyedam udānam udānayāmāsa /

tato dhyānālaye sthitvā sarvadharmā-nairātmyaṃ samanupaśyet / sarvam etad bāhyaṃ ādhyātmikaṃ cittavikalpitam / na cittavyatiriktam anyad vidyata iti manascoccāryānutpannāḥ sarvadharmāḥ prakṛtiprabhāsvarāḥ sarvadharmādy-anutpannatvāt /

その時、世尊は一切持金剛最勝出生と名づける三摩地に入つて、此のウダーナをお説きになった。

次に、禪定処に住して、一切法の無我を觀すべし。まさに、一切の内外は心の妄分別に依る。心を離れて他に存在するものはない。一切法は自性光明なり、一切法は本初不生なる故にと、意によって思念を生じるべきである。

金剛場 (D 29a4~, P 29a1~, N 172b2~)

その時、世尊一切如来は再びお集まりになり、一切如来の大転輪王たる金剛瑜伽の自在者に懇請した。「一切如来の部族にお生まれならんことを」と、懇請した。すると、世

尊釈迦牟尼は彼らによつて懇請された言葉をお聞きになつて、色究竟天よりお出ましになり、兜率天宮に住し、兜率天衆の天子たちに法をお示しになり、淨飯王の部族をご覧になつて、〔兜率天より〕出離なさつて、菩提座等に現在前してお坐りになり、四魔に打ち勝つことを示して、菩提座に住された。住してから、普ねく拡散する三摩地を先とする、なすべき三摩地に八十四×百千度び入定して、入定してから一切如来の金剛彈指の音によつて、一切如来を迎請して、次の真言をお説きになったのである。

(D 29b) om sarvatathāgata vajrasamāja ākarṣaya sarvatathāgatān hūṃ /
(オーン 一切如来よ 一切の如来たちを金剛集会に鈎召したまえ フーン)

五相の一 第一通達菩提心

略出

R219 (H20) 復応に思惟すべし。一切如来は各面り是の如く言を告ぐ

「善男子よ、応に三摩地の本性は成就せるを以て、意に随て念(237b)誦し、当に自心を觀察すべし」と。即ち密語を説く、

⑥⑥ 唵 質多鉢喇底(丁里切)迷曇 羯盧弭

R220 (H21) 此の密語を誦する時、自心の状、月輪の如くなるを觀じ已て、復た一切如来に白して曰く、

「世尊よ、願わくは我を教示したまえ、月輪の相を見んと欲す」

と。一切如来、復た告て言く、

「善男子よ、此の心は本性清淨なり。彼の所用に随い、意に随て堪任す。譬えば素衣の染色を受け易きが如し」。

蓮心 35 通達菩提心

行者警覺を聞いて 定中に普礼し已る

唯だ願わくは諸の如来 我れに所行の処を示したまえ

諸仏同音に言く 汝応に自心を觀すべし

既に是の説を聞き已て 教の如く自心を觀ず

久しく諦らかに觀察に住すれども 自心の相を見ず

復た仏足を礼せんと想い 最勝尊に白して言さく

我れ自心を見ず 此の心は何なるを相と為す

諸仏咸く告げて言く　心相は可測し難し
心真言を授与せん　即ち徹心の明を誦して
心は月輪の如しと観ぜよ　輕霧の中に於けるが若し
理の如く諦らかに觀察せよ
真言に曰く
唵只多鉢囉(二合)底吠鄧迦嚕弭

VS

- 109 [菩薩が] 一切の方角を見てみると、仏の海を見た。
牟尼(聖者・菩薩)は守護者たちに礼敬し、「お教え(D 147a)下さい」と懇願した。
- 110 大守護者たる一切諸仏は一声に教勅した。
「心の行境はどのようなかと自らの心を觀察すべし」
- 111 一切諸仏の声を聞いて、自らの心を觀察しつつ、
長い間住しても心の相は見えなかった。そこで、
- 112 一切の支分(五体)によって礼敬し、お尋ねした。「世尊よ、如来よ、
心の相は見えませんでした。心の相はどのようなでしょうか」
- 113 すると、一切諸仏が仰せになった。「心の行境は知りたい。
汝に心呪を授けるので、微細の念誦を行ぜよ」
om cittaprativedham karomi / (オーン　吾は心の洞察をなす)
- 114 清浄なる心呪を受持して、自らの心を觀察しつつ、
刹那にそこに住したとき、[自らの心を] 月輪の如きものと見た。
- 115 そこで、この心は何であるか、煩惱の種子を有するものであるか、
善あるいは不善の心か、アーラヤの種子を有する心であるか、
- 116 と、法の等流を了知して、これ(心)は、六波羅密に依止するものである、
大心(sems can → sems chen) 清浄であって、決して煩惱の住処ではない。
- 117 長い間に福德と智慧の大資糧を積集して、
満月の如きこれ(心)は、清浄で、明瞭で、無垢である。
- 118 このような資糧が満ちている故に、心は満月と等しい。
実事は有でも無でもなく、月の如く平等性である。
けれども、大なる福智は満月と等しいと示される。

- 119 よく行じて資糧を具した自らの心の月輪を見て、
喜び、満足を生じて、さらに再び言葉を語った。
- 120 「世尊よ、守護者よ、私は、一切の煩惱の垢は清浄であって、
所取と能取を離れた自らの心を月輪と見ます」

諸仏境界

菩薩聞き已りて、虔恭に合掌して仏に白して言さく。「我れ今、未だ成仏の法を知らず。
唯だ願くは慈悲もて菩提の路を示したまえ」。

時に諸の化仏、菩薩に告げて言く。「善男子よ、心は是れ菩提なり。当に自心に求むべし」
と。恒沙の諸仏異口同音に法身求心の真言を説いて曰く、

唵(一)室多(二)鉢囉(二合)底(丁以反三)駄憍(二合四)迦嚕(五)弭(六)
(om cittaprativedham karomi)

爾の時、菩薩是の法を聞き已て、金剛縛の印を結ぶ。二手相い又え拳を作り、之れを安んじて心に当て、一心に真言の義趣を觀察して、諸仏に白して言さく。「我れ是の法を得たり」。時に仏、問うて曰く。「何等の法を得たるや」。菩薩、答えて言く。「心は是れ菩提なり。我れ是の法を得たり」。諸仏、告げて言く。「更に復た微細に觀察し分別せよ」。菩薩、白して言さく。「心・意・識の法は、諸の煩惱に入るに、共に相い和合して、分別す可からず。然も諸法の中に心・心所を求るに悉く不可得なり。五蘊の法の中に求るに不可得なり。十二処の中にも亦た不可得なり。十八界の中にも亦た不可得なり。乃至、十八空の中にも亦た不可得なり。蘊・処・界の法の一一に分別するに、一切法の体は我・我所無し。補特伽羅も我・我所無し。心・心所の法は本来無生なり。亦た滅処も無し。諸の世間の一切の心中に於ても亦た不可見なり。内にも無く外にも無く中間にも亦た無し。過去の心も不可得なり。現在の心も不可得なり。未来の心も不可得なり。猶し幻化の如く差別有ること無し。我が今自証すること皆な悉く是の如し。世尊、我が解するが如きは、心・心所の法は本来空寂なり。何等の法に依て仏道を成ぜんことを求めんや」。諸仏、告げて言く。「心・心所法の和合の時、自らの苦楽を覚るを自の心を悟ると名く。唯だ自ら能く覚り、他の悟らざる所なり。此の心に依止して菩提心を立つ」。

毘三

行者警を聞き已て　定中に普く足を礼し

唯だ願わくは諸の如来　我が所行の処を示したまえ
諸仏同音に言さく　汝応に自心を観ずべし
既に是の説を聞き已て　教の如く自心を観じ
久しく住して諦に観察するに　自心の相を見ず
復た仏足を礼せんと想い　白して言さく「最勝尊
我れ自心を見ず　此の心は何なる相とや為さん」
諸仏咸く告げて言く　「心相は測量し難し
心真言を授与す　理の如く諦に心を観ぜよ
唵（一）質多鉢囉（二合）底（二）微鄧迦嚕彌（三）」

Mañtilaka

そのときまた、金剛手大菩薩は世尊の面前に、月輪に坐して世尊に申し上げた。「世尊よ、心が自性からして明浄なることを云何に観修すべきか、少しくお教え下さい」。

そのときまた、世尊・一切如来の主・大毘盧遮那は、《心に通達する王》と称する三摩地に等至して、金剛手菩薩に次のように仰せになった。「金剛手よ、汝は心が自性からして明浄であること、それは月輪の相を自体としており、虚空の中央[にいて]、無余に遍満する端嚴なる光輪を持つものであり、百千由旬より越えている。ā等の相の文字、すなわち、

a ā i ī u ū ṛ ṛ ḷ ḷ e ai o au am aḥ

というそれらを転変することより、月輪の相を観修しなさい」

そのとき、金剛手大菩薩は、自身月輪の観修によって、(D 124a)自身が月輪の相と[なるのを]見たのである。そして、世尊の左の月輪に坐して不空成就の姿をとって坐したのである。また、世尊毘盧遮那の御胸に坐して、このウダーナを誦した。

おお、一切諸仏の無始成就の不空たる我れは

月輪の如くにして、自身は月輪に住す。

秘密相經

然る後、乃ち自性明亮を以て音声を受す可し。彼の本心を開覚せる大明章句を誦すべし。当に誦念すべき時に、応に心に月曼拏羅相を観ずべし、大明に曰く、

唵（引）唧多鉢囉（二合）底吠（引）鄧羯嚕（引）彌（一句）

復た次に頌に曰く、

真実円満大清浄　其れ猶お虚空の垢翳無きがごとし

一切の龜重悉く鑷除す　而も復た邪分別を破遣す

彼の諸の煩惱の垢の浄なるが故に　復た朗月の初生を見るが如し

諸仏の功德聚は無辺なり　悉く阿字に入れば等しく妙相なり

其の相云何ん。所謂る

阿阿（引）壹翳嚩汚哩黎（引）哩黎（引）伊愛鄔奧暗惡

SPU tatas tad eva svacittam anena prakṛtiprabhāsvareṇa rucijaptena mantreṇa candramaṇḍalākāreṇa paśyet /

om cittaprativedhaṃ karomi // iti //

ghanamaṇḍalamahāśuddham ākāśam iva nirmalam /

sarvadoṣavinirmuktaṃ vikalpāpaharaṃ param // 18 //

sarvākṣaṃśamalāc chuddhaṃ candravaddṛṣṭamaṇḍalam /

sarvabuddhaguṇā hy atra praviśanty akārarūpeṇa // 19 //

a ā i ī u ū ṛ ṛ ḷ ḷ e ai o au am aḥ //

次に、まさにその自分の心を、この自性光明なるマントラをほしいまま唱えることによって、月輪の形をしたものと見るべし。

〈オーン　我は心を洞察す〉と。

18　聚の曼荼羅の大清浄なること、虚空の無垢なるが如し。

一切の過患を離れており、さらに妄分別を打ち砕いている。

19　一切の煩惱の垢を浄めているが故に、月輪の如く見られる曼荼羅である。

なぜなら、その中に、阿字の形を取って、一切の仏功德が入り込んでいるからである。

[即ち] a ā i ī u ū ṛ ṛ ḷ ḷ e ai o au am aḥ // [が月となる]

金剛場

その時、眷属を伴える一切如来の大曼荼羅が出現して、法界に広がり、十方無辺の一切の世間界を清浄にし、雲海の[如く] 充ち満ちて、虚空界に住し、一切は胡麻莢の如くに闇浮提に住されたのである。その時、世尊金剛瑜伽自在者は、[それらを] 鉤召し、引入し、縛し、自在になしたまい、自身の胸に安置したのである。次に、世尊金剛瑜伽自在者は、不二の瑜伽によって加持して、次の真言によって自心を観察なさったのである。

om cittaprativedhaṃ karomi / （オーン　我は心を洞察す）

五相の二 修菩提心(発菩提心真言)

略出 R221 (H22)

本性清浄心は、智を増長するが故に、本性成就の密語を以て、応に菩提心を発すべし。
即ち密語を説く、

㊦ 唵 菩提 質儻 鬱波陀耶弭

R222 (H23) 此の語を誦する時、応に金剛縛契を結ぶに此の密語を以てすべし。即ち想え、彼の月輪は極めて清浄堅牢にして、大福德の所成なり。仏性の菩提に於て、生ずる所の形状に従て、月輪の澄静清浄にして、諸の垢穢無きが如し、諸仏及び仏子、称して菩提心と名づく。既に智所成の月を見て、即ち心を以て啓告して、諸の如来を顕発す。

「世尊よ、我れ彼の月輪を見るに極て清浄なり」と。

蓮心 36 修菩提心

蔵識は本より染に非ず 清浄にして瑕穢無し

福智を具するに由るが故に 自心は満月の如し

復た是の思惟を作さく 是の心は何なる物とか為さん

煩惱習の種子 善悪皆な心に由る

心を阿頼耶と為す 修浄以て因と為す

六度熏習するが故に 彼の心大心と為る

(302b) 蔵識は本より染に非ず 清浄にして瑕穢無し

長時に福智を積むこと 喩えば浄満月の如し

体無く亦た事無し 即ち亦た月に非ずと説く

福智を具するに由るが故に 自心は満月の如し

踊躍し心歡喜して 復た諸の世尊に白さく

我れ以て自心を見るに 清浄なること満月の如し

諸の煩惱垢・ 能執・所執等を離れたり

諸仏皆な告げて言く 汝の心は本より是の如し

客塵の為に翳さるる 菩提心を浄と為す

汝は浄月輪を観じて 菩提心を証することを得よ

此の心真言を授く 密に誦して而して観察せよ

真言に曰く、

唵冒地只多母駄波那夜弭

VŚ

121 一切諸仏が仰せになった。「始めに生じたこの心は妙なるもので、
先ず、諸々の客塵煩惱を菩提心によって清浄にし、

122 一切の実事等 (D 147b) を捨てた清浄なるこの心呪によって
月輪の中央に菩提心を観察せよ。

om bodhicittam utpādayāmi / (オーン 吾は菩提心を発す)

123 清浄なる心呪を受持して、心の中央において観察するならば、
月の中央に復た、第二の月輪が見える。

124 牟尼たちに対して語を宣べた。「第二の〔月〕輪を清浄と見ます」

諸仏境界

復た次に瑜伽行者、彼の菩薩の如く、心を観察し已り、結加趺坐して金剛縛の印を作り、之を安んじて心に当て、両目を閉じて自心を諦観し、口に求心の真言を習い、意に秘密の義を想え。爾の時、世尊、而も偈を説て言く、

行者月輪を想て 定中に足を普礼す

唯だ願くは諸の如来 我に所行の処を示したまえ

諸仏同音に告げたまわく 汝応に自心を観ずべし

既に是の語を聞き已りて 教の如くに而も観察して

久しく住し諦かに思惟するに 自心の相を見ず

復た仏足を礼すと想い 白して言く、最勝尊

我れ自心を見ず 此の心は何なる相と為さん

諸仏咸く告げて語る 心相は測量し難し

汝に心真言を授く 理の如く諦かに観察せよ

復た次に瑜伽行者、金剛縛の印を結び、菩提心の相状の観を作し、并に真言を習うべし。是の諸の化仏、菩薩に告げて言く、「善男子、応に無上大菩提心を発すべし」。菩薩、問うて言く、「云何が名けて大菩提心と為すや」。諸仏告げて言く、「無量の智慧は猶し微塵の如し。三阿僧祇一百劫の中に精進修習し之を成就する所にして、一切の煩惱の過失を遠離し、福智

を成就すること猶し虚空の如し。能く是の如きの最勝の妙果を生ずる、即ち是れ無上の大菩提心なり。譬えば人身の心を第一と為すが如く、大菩提心も亦復た是の如し。三千界中に最も第一為り。何の義を以ての故に名づけて第一と為すや。謂く一切の仏及び諸の菩薩は、菩提心より而も出生することを得るがゆえなり」。菩薩、問うて言く。「大菩提心の其の相云何ん」。諸仏、告げて言く。「譬えば五十由旬の円満の月輪の清涼にして皎潔、諸の雲翳無きが如し。当に此れは是れ菩提心の相と知るべし」。是の語を作し已て、無量の諸仏、異口同音に大菩提心の真言を説きて曰く、

唵 (一) 謨尼 (上二) 室多 (三) 牟膩婆 (二合) 駄 (四) 野弭 (五)
(om bodhicittam utpādayāmi.)

彼の菩薩の菩提心を観ずるが如く、瑜伽行者も亦復た是の如し。

爾の時、如来、而も偈を説いて曰く、

一念に浄心を見るに 円満なること秋月の如し

復た是の思惟を作さく 是の心はば何なる物とか為さん

煩惱習の種子 善悪皆な心に由る

心を阿頼耶と為す 浄識が与の本と為す

六度熏習するが故に 彼の心、大心と為る

蔵識は本より染に非ず 清浄にして瑕穢無し

無始より福智を修すこと 猶し浄満月の如し

体も無く亦た用も無し 即ち月にして亦た月に非ず

福智を具するに由るが故に 満月、自心の如し

菩薩は心歡喜して 復た諸仏に白して言く

我れ已に心相を見るに 清浄にして月輪の如し

諸の煩惱の垢・ 能執・所執等を離る

諸仏、咸く告げて言く 汝が心は本より是の如し

客塵の為に翳れ 菩提心を悟らず

汝、浄月輪を觀じて 念念に而も觀照し

能く智をして明顕ならしめ 菩提心を悟るを得

毘三

念頃に便ち心を見るに 〈円満なること浄月の如し

復た是の思惟を作さく 是の心は何なる物とや為さん

煩惱の習種子にして 善と悪と皆な心に由る

心を阿頼耶と為す 浄を修して以て因と為す

六度熏習するが故に 彼の心を大心と為す

蔵識は本と染に非ず 清浄にして瑕穢無し

長時に福智を積むこと 喩えば浄満月の若し

体も無く亦事も無し 即ち説くに亦月に非ず

福智を具するに由るが故に 自心満月の如し

踊躍し心に歡喜し 復た諸の世尊に白さく

「我れ已に自心を見るに 清浄なること満月の如し

諸の煩惱の垢 能執所執等を離れたり」

諸仏皆な告げて言さく 「汝が心は本より是の如くなれども

客塵の為に翳れたり 菩提心をば浄と為す

汝浄月輪を觀じて 菩提心を得証せよ

此の心真言を授く 密に誦して觀照せよ

唵 (一) 菩提質多 (二) 母怛跛 (二合) 娜夜彌

Mañtilaka

そのときまた、金剛手大菩薩は、世尊の背後の月輪に坐して、世尊・大毘盧遮那にお願い申し上げた。「その月輪はどのように観るべきでしょうか」。

するとまた、世尊・一切如来の主は、《一切如来の大菩提の月》と称する三摩地に等入して、無尽無余の世間界に遍満する量の一切如来性の御胸にお入りになった。入り終わってまた、一塊になって、一切虚空界に遍満する理趣で住したのである。「金剛手菩薩摩訶薩よ、その菩提の月を説くであろう。その月[輪]の上に自身を月の理趣と觀修しなさい。すなわち、非常に無垢であり、虚空と等しき姿にて、一切の分別を離れた最勝であり、一切の麗重(虚妄)より解脱し、一切の安樂と適悦を領受する義を有し、乃至、虚空と等しき無垢なる者は、以前に觀た月の如くに、Ka等の姿によって仏の功德に入る。すなわち、

ka kha ga gha ṇa ca cha ja jha ṇa ṭa ṭha ḍa ḍha ṇa ta tha da dha
na pa pha ba bha ma ya ra la va śa ṣa sa ha a laṃ kṣaḥ

ka等のこれらの文字は星等の姿として入り、一塊になってから月輪そのものと[なると]

思いなさい。

秘密相經

爾の時、金剛手菩薩摩訶薩、復た世尊大毘盧遮那如來の菩提心月曼拏羅中に於て、依止して而も住し是の白言を作さく。「世尊、菩提心月曼拏羅とは、而も何等最勝の功德有るや」。

爾の時、世尊大毘盧遮那如來、即ち金剛手菩薩摩訶薩の為に、要略して菩提心月曼拏羅相を宣説す。「金剛手、当に諸仏の無辺功德を知るべし。阿字等の諸の妙相に入る時、水精の如き月の淨光明の相に入り已て、復た自性清淨にして明亮なる智心より、變化作用事業を出生す。即ち大明にして微妙なる章句である発菩提心の大明を誦して曰く、

唵(引) 冒提呬当(一句) 母怛波(二合引) 捺夜(引) 彌(二)

復た次に頌して曰く、

此の大悲心を出生するに随い 普く衆生を摂する諸の所作

一切の善法悉く周円し 一切の煩惱皆な著せず

月曼拏羅の左右の中 菩提心月を第二と為す

所有る諸仏の功德門 復た迦字等の妙相に入る

是の如く入り已て、乃ち諸法の影像と相応す。其の相云何ん。所謂る

迦佉誡伽昂(鼻音輕呼) 左蹉惹(仁左切) 鄺(重呼) 倪(倪也切輕呼) 叱吒拏(尼轄

切) 荼(重呼) 拏(平声輕呼) 多他捺陀(重呼) 那(輕呼) 波頗末婆(重呼) 摩(輕呼)

邪囉羅嚩設沙薩訶乞叉(合呼)

此等の文字、即ち是れ菩提心月曼拏羅相なり。此の曼拏羅の所有る法用と行相の次第は余の教説の如し。

SPU kidṛg guṇaviśiṣṭaṃ bhagavaṃś candramaṇḍalam //

bhagavān āha / tryasram udārarūpiṇaṃ sarvabuddhaguṇālayam / ete
'kāradirūpeṇa buddhaguṇāḥ praviśyamānāḥ sphaṭikendusamṇibhāḥ / tadupari
prakṛtiprabhāsvaracittasya sphītikaraṇahetor anena mantreṇa bodhicittam utpādayen
mantri /

om bodhicittam utpādayāmi //

kṛpānunayasambhūtaṃ sattvānugraha-kāra-kam /

sampūrṇaiḥ kuśalair dharmaiḥ sarvakleśaniśumbhanam // 20 //

candramaṇḍalamadhye tu bodhicandram dvitīyakam // 21 //

atrāpi tārakākāreṇa buddhaguṇāḥ kakāradirūpeṇa praviśanti pratibimbayogena /

ka kha ga gha ṇa ca cha ja jha ṇa ṭa ṭha ḍa ḍha ṇa ta

tha da dha na pa pha ba bha ma ya ra la va śa ṣa sa ha kṣa

etat sarvaṃ maṇḍalavidhānam anyatantreṣūktam //

「世尊よ、月輪はどのような勝れた功德を具えているのですか」。

世尊が言った。「三角で、広大な形をしており、一切の仏陀の功德を蔵している。これら仏陀の諸々の功德が阿等の形によって入っており、水晶や月に似ている。その上にある自性光明の心は増大をなす因であるので、真言者は此のマントラによって菩提心を発すべし。

〈オーン 我は菩提心を発す〉

20 悲の要請より生じたもので、有情摂取をなすものであり、

善法によって満たされているおり、一切の煩惱を打ち砕いている。

21 月輪の中央に、第二の菩提月がある。

そこに於て亦た、星の形に依つて、仏陀の諸徳が ka 等の形を取つて入っている。影像の瑜伽によって、

ka kha ga gha ṇa ca cha ja jha ṇa ṭa ṭha ḍa ḍha ṇa ta tha da

dha na pa pha ba bha ma ya ra la va śa ṣa sa ha kṣa[が星となる]」。

此の一切の曼荼羅の儀則は他のタントラに於ても説かれている。

金剛場

その後すぐに、一切諸仏は、世尊毘盧遮那の胸における受用と化身より、法身が自性からして輝く心宝として出現し、拡散なさった。その輝く心[宝]は大悲によって満たされ、一切如来平等性の相を有し、所取と能取の濁りを離れ、虚空の如く本来寂靜であつた。それより、大悲に面前して一切の有情界を觀察して、無明による老と死によって充ち満ちた世間を見て、再びまた、次の真言によって菩提心を生じることを示した。

om bodhicittam utpādayāmi / (オーン 我は菩提心を発す)

五相の三 成金剛心

略出 R223 (H24) 爾の時、一切如来告て言く、

「汝は当に一切如来の普賢の心に親近すべし。汝は応に善く此の一切如来の普賢の心を修習して、堅牢ならしむべきが故に、自心の月輪の中に於て、金剛杵の形像は、鈍真金の色に

『金剛頂經』和訳(二)(高橋)

して、具さに光焰を放つ、即ち是れ無垢清浄の仏智なりと想うべし。又其の杵には五叉股を具すと想え」。

持誦師は一切の仏旨を承けて、以て其の五叉股の契を其の杵の中に置くと想うべし。而して密語を誦ず、

㊸ 底瑟姪 跋折羅 (tiṣṭha vajra / 起て 金剛杵よ)

R224 (広観) 次に結契の法を説かん。先ず金剛縛し已て、忍願度を豎て相著け、進力度を以て、忍願の傍に於て曲叉を豎て、相去ること兩大麦許りの如くす。又定智度及び檀慧度を以て両両相合し豎て、叉股の如くす。是を五金剛契と名づく。次に修瑜伽者は、復金剛羯磨契印を以て、心に此の金剛印を広展することを想い、即ち密語を説く、

㊹ 娑婆羅 跋折羅 (sphara vajra / 拡散せよ 金剛〔杵〕よ)

R225 (斂観) 羯磨印を結ぶ法を説かん、智定度を以て各檀慧度の頭を捻じ、余の三度を申べて、三股跋折羅の如くす、左を上げ (237c) 右を覆い、右を上になき已て、其の心の上に当て、磨転すること輪の如くす。其の次に想え、自心は是れ菩提心なり。身を金剛の所成と為し、意を以て前の密語を念誦す。即ち自ら意の境界に随て、而も尽く金剛身を展べ、一切の虚空世界に満たしむ。其の次に此の密語を以て、其の金剛を收摂す。即ち密語を説く、

㊺ 唵 僧喝囉 跋折囉 (om saṃhara vajra / オーン 収斂せよ 金剛〔杵〕よ)

R226 其の次に彼の金剛を、此の密語を以て、之を堅牢にし、復た密語を説く、

㊻ 唵 涅哩茶 底瑟姪 跋折囉

(om ṇṛdha tiṣṭha vajra / オーン 堅固なれ 起て 金剛〔杵〕よ)

此の咒を以て堅牢にし已て、身を持すること故の如くす。

蓮心 37 〈成金剛心〉

能く心月輪をして 円満にし益ます明顯ならしむ

諸仏復た告げて言く 菩提心堅固のために

復た心真言を授く

唵素乞叉 (二合) 麼嚩日囉 (二合) (om sūkṣmavajra / オーン 微細金剛よ)

38 〈成金剛〉

五股金剛蓮華を觀ぜよ 真言に曰く

唵底瑟怛 (二合) 嚩日囉 (二合) 鉢娜麼 (om tiṣṭha vajrapadma / オーン 立て 金剛

(50)

—105—

蓮花よ)

39 〈広金剛〉

汝、淨月輪に於て 八葉蓮華を觀ぜよ

普ねく法界に周らし 唯一の大蓮花にならしめよ

漸広の真言に曰く、(「二卷」本に次のようにある)

【唵(引) 娑頗(二合) 嚩嚩日囉(二合引) (om sphara vajra / オーン 拡散せよ 金剛よ)】

40 〈斂金剛〉大正蔵 欠 (「二卷」本に次のようにある)

【漸略真言に曰く、

唵(引) 僧賀(引) 嚩嚩日囉(二合引) (om saṃhara vajra / オーン 収斂せよ 金剛よ)】

VS すると、一切諸仏が仰せになった。「菩提心の自性は堅固である。

125 堅固にすべき為に、それをよく成就すべし。

汝に対し、心呪を与えるべし。誦してそれ(菩提心)を堅固になすべし。

om tiṣṭha vajra / (オーン 立て 金剛杵よ)

126 第二の[月]輪の中央に位置する大金剛杵を思念して、

刹那に觀察したとき、非常に堅固なるものを見て、

127 云う。「諸々の正等覺者よ、[月]輪の中央に金剛杵を見ます。

第二の月輪の中央に、金剛杵を具するものを見ます」。

諸仏境界 復た次に瑜伽行者、金剛縛の印を結び、前に依りて觀察し、并に真言を習せ。前の如く、化仏、菩薩に告げて言く。「善男子、復た堅固菩提心の真言あり、曰く、

唵 (一) 膩瑟陀 (二合二) 嚩日囉 (二合三) (om tiṣṭha vajra)」

爾の時菩薩、前に依りて觀照し而も仏に白して言く。「我れ今、已に見る」。仏、言く、「云何が見ると為すや」。菩薩、答えて言く、「満月の中に五股金剛を見る。一切の煩惱を悉く皆な摧碎し、黄金を銷すが如く其の色煥然たり」。此の如くの智慧、最も第一為り。即ち是れ諸仏の不生不滅の金剛の身なり。彼の菩薩の月輪を觀ずるが如く、瑜伽行者も亦復た是の如し。

毘三 能く心月輪をして 円満して益々明顯ならしめよ

諸仏復た告げて言さく 「菩提を堅固と為さん

—104—

(51)

『金剛頂經』和訳(二)(高橋)

善く堅固に住するが故に 復た心真言を授く

唵(一) 底瑟吒(二合) 麼折囉(二)」

Manitilaka また、(D 124a) 金剛手よ、その月輪の中に、一切の虚空界に遍満する量の五股金剛杵が寂靜にして光明を有するのを觀修しなさい」
〈真言欠?〉

秘密相經 爾の時、金剛手菩薩摩訶薩、復た世尊大毘盧遮那如來の右の月曼拏羅中に於て、依止して而も住し是の言を白して作さく。「世尊、而して此の右の月曼拏羅中、当に云何んが入るべし」。

爾の時、世尊大毘盧遮那如來、金剛手菩薩摩訶薩に告げて言く。「金剛手、当に知るべし、金剛杵は即ち是れ金剛智なり。能く諸仏の勝れた功德聚を生ず。金剛杵とは、其の相五股、依法の所成。周匝復た光焰の熾盛有り。是の光、彼の普賢心より出づ。堅固なる因と為って諸の行相を起す。若し曼拏羅に入る者は、当に自身即ち是れ五智金剛杵の相と觀ずべし」。是の觀を作す時、此の大明を誦して曰く、

唵(引) 底瑟吒(二合) 嚩日囉(二合一句)

復た次に頌して曰く、

仏、三阿僧祇劫に於て 菩提最上行を修成し

位を歴て至り妙覺尊に登る 皆な清淨なる無漏の智に由る

菩提妙月曼拏羅 最上にして清淨、諸垢を離る

中に於て智金剛を觀想す 是れ即ち五智金剛杵

SPU tatra madhye pañcasūcikaṃ sitaṃ sakiraṇaṃ samantabhadra-cittotpādasya dṛḍhikaraṇaḥetor ātmānaṃ vajrabimbaṃ vibhāvaḥ / anena mantreṇa /

oṃ tiṣṭha vajra // iti //

bodhicaryāṃ anuttarāṃ /

tasya bhūmiḥ subodhyeyaṃ jñānaṃ śuddham anāsravam /

candramaṇḍalamadhye tu vajraṃ caiva nirikṣayet // 22 //

その[月輪の]中央に白くて、光線を有する五鈷[杵]がある。普賢心の生起は堅固をなす因の故に、自身は金剛[杵]の姿を取ると觀修すべし。此のマントラによって、

〈オーン 起て 金剛よ〉と。

(52)

無上なる菩提行を[行じたる]、

彼の[境]地は、清淨にして無漏なる智であると悟るべし。

また、月輪の中央に金剛杵を凝視すべし。

金剛場 菩提心を発すやすぐさま、一切如來の御胸に輝く心、それを満月輪の如く加持して、一切如來の御胸に安立したのである。非常に清淨なる(D30a)虚空の如く無垢であり、一切の戲論を捨てたお方は、鏡の如き[智慧を]堅固になさんと住して、大菩提心において次の真言を誦したのである。

oṃ jñānaraśmiṃ visrja hūṃ / (オーン 智の光線を放て フーン)

その後すぐさま、種々様々な光線が月輪より出たのである。それが出て、再び法界の宮殿に入り、一切の所知のマンドラを明らかにして、一切有情の心の山頂を破壊し、よく通達させて一つに集めて、大金剛身等と[なり]、世尊の御胸に隨入して、月輪の中央に坐した。そこで、世尊金剛瑜伽大自在者は次の真言によって加持したのである。

oṃ tiṣṭha vajra / (オーン 立て 金剛よ)

再びまた、次の真言によって拡散す。

oṃ sphara vajra / (オーン 拡散せよ 金剛よ)

再びまた、次の真言によって収斂す。

oṃ saṃhara vajra / (オーン 収斂せよ 金剛よ)

次に、一切如來は智金剛の此の心呪を誦した。

oṃ jñānavajra / (オーン 智金剛よ)

五相の四 証金剛身

略出 R227 其の次に、一切虚空界の所有る一切如來の身口意の金剛界、彼れ皆な諸仏神力の加持を以て、自身の金剛中に入ると思惟す。此の念を作す時に、而も密語を誦すべし。

㊟ 唵 跋折囉哆麼(二合) 俱舍 三摩愈含 摩訶三摩愈含 薩婆怛他羯多 阿毘三菩提跋折囉哆麼(二合) 俱舍

(oṃ vajrātmako 'haṃ samayo 'haṃ mahāsamayo 'haṃ sarvatathāgatā=bhisambodhivajrātmako 'haṃ /

オーン 我は金剛[杵]を体とするものなり。我は三昧耶(象徴としての金剛杵)なり。

—102—

(53)

我は大三昧耶なり。我は一切如来の現等覺〔を象徴する〕金剛〔杵〕を体とするものなり)

R228 梵に初の字を存す。論に曰く。「我は是れ金剛身なり、三摩耶身なり、摩訶三摩耶身なり、一切如来の現証菩提を金剛身と為す」と。

蓮心 41 〈証金剛身〉

応に知るべし 自身 金剛蓮華界

真言に曰く、

唵嚩日囉 (二合) 怛麼 (二合) 句 (引) 含 (om vajrātmako 'ham)

自身蓮花と為り 清浄にして染著無し

復た諸仏に白して言さく 我れ蓮華身と為る

VŚ 128 すると、一切諸仏が仰せになった。「一切諸尊の大金剛杵であり、

金剛界を生じるところの、非常に堅固なるこれ (心呪) を唱えるべし。

om vajrātmako 'ham / (オーン 吾は金剛杵を体とするものなり)」

諸仏境界 復た次に瑜伽行者、自ら我が身は金剛薩埵なりと観じ、并に復た印を結び、百言を持念せよ。(金剛薩埵は即ち是れ毘盧遮那如来の變化身なり) [前の] 如く、諸の化仏菩薩に告げて言く。「善男子、復た如金剛の真言有りて曰く

唵 (一) 嚩 (去) 日嚩 (二合二) 陀摩 (二合) 虞 (三) 吽 (去大声四) (om vajrātmako hūṃ /)」

毘三 汝、浄月輪に於て 五智金剛を観じて

法界に普周せしめよ 唯一の大金剛なり

応当に自身を知るべし 即ち金剛界と為る

唵 (一) 麼折羅 (引) 怛麼句含 (二)

Mañitilaka そのときまた、金剛手秘密主は世尊に次のように申し上げた。「世尊よ、その金剛杵は云何に観修すべきですか」。

すると、世尊・一切如来の主・毘盧遮那は、《一切如来の薩埵金剛》と称する三摩地に入

薩埵金剛の姿と観修しなさい。すなわち、一切虚空界に遍満する量の金剛杵は、炎によって飾られ、一切の莊嚴によって覆われた一切の身体を仏の影像の理趣によって満たし、清浄である。左手で鈴を執り、右の手で金剛杵を胸に持し、顔にほほ笑みを浮かべた者を真言者は思いなさい」。

そのときまた、世尊は金剛手に次のように仰せになった。「真言はこれである。すなわち、
om vajrātmako 'ham」。

秘密相經 世尊大毘盧遮那如来此の所説を作す。謂く、即ち執金剛者を表示す。復た次に、当に虚空界を尽し、周遍普聚して分量を為すと想うべし。都て一大金剛杵の相と成り、然して後ち、行人、己身即ち金剛杵なりと観想すべし。広略相應して、当に観想する時、此の大明を誦して曰うべし

唵 (引) 嚩日囉 (二合引) 怛摩 (二合) 酤 (引) 欽 (一句)

復た次に頌して曰く

所有る一切の諸仏の身 悉く対礙無く、依止無し

生無く、作無く、浄にして瑕無し 是の中、無性等にして亦た離る

断ぜず、破ぜず、亦た壊せず 法身は無染にして本より清浄なり

金剛堅固の体より出生す 如来の金剛身は無上なり

SPU sakalākāśadhātusamavasaraṇapramāṇaṃ vajravigrahaṃ ātmānaṃ
bhāvāyen mantri / anena mantreṇa spharaṇasaṃharaṇayogataḥ /

om vajrātmako 'ham //

sarvabuddheṣu yat kāyaṃ nirābhāsaṃ nirālayam /

ajātam akṛtaṃ śuddham abhāvādivivarjitaṃ // 23 //

achedyābhedyāgrāhyaṃ ca dharmakāyaṃ nirupadhiṃ /

vajrātmakaṃ sambhūtaṃ evaṃ vajrakāyaṃ niruttaram // 24 //

真言者は全虚空界に渉入する量の金剛形を自身であると観修すべし。此の真言によって、広斂の瑜伽により。

〈オーン 我は金剛を体とするものなり〉

23 一切諸仏における身は、無顕現であり、無住所である。

不生であり、不作であり、清浄であり、非存在等を離れている。

24 不断であり、不壊であり、不所取であり、法身であり、無形である。

金剛を体として生起せるものであり、無上なる金剛身である。

金剛場 次に、世尊金剛瑜伽自在者は次の真言によって加持なされた。

om sarvatathāgatajñānavajra hūm / (オーン 一切如来の智金剛よ)

次に、一切如来の身と語と心平等性を獲得したものは次の真言によって加持した。

om vajrātmake 'ham / (オーン 我は金剛を体とするものなり)

五相の五 仏身円満

略出 R251 是の如く堅牢にし已て、一切如来の身口意金剛加持を以て、自身に等正覚を成ずと観ずべし。次に復た一切如来の前に於て、自身を献じ、此の密語を誦すべし。

㊤ 唵 夜他 薩婆怛他揭多 怛他 含 (諸の一切如来の如く、我今亦復た是の如し)

R252 (H28) 復た次に正定の心を以て、上の所説に従て、自我の身心は一切真実の大菩提心なり、是の色類は種種の功德莊嚴より生ずる所なり、善巧方便の建立する所なり、意に救拔を樂い、尽く世界に遍じて、而して嚴飾と為り、永く尽く一切の分別を遠離すと觀察し、上の如く觀じ已て、即ち此の密語を誦すべし。(239b)

㊥ 唵 怛他揭都 含 (我は是れ如来なり)

(om tathāgato 'ham / オーン 我は如来なり)

R253 復た次に我れ今已に、普賢摩訶菩提薩埵の行位に入りて、無住涅槃を証得し、希有を成就す。自身の勝解を説示す可らず。一切如来に於て、我今敬礼し白して言く。「世尊よ、願わくは我を加持して、現証等覺を願わくは堅牢と為せ」と。此の祈請を作し已て、則ち一切如来は己心の薩埵金剛の中に入ると想い、而して此の密語を誦すべし。

㊦ 唵 薩婆怛他揭多 阿毘三菩提 涅哩茶 (堅牢なり) 跋折囉 底瑟吒 (一切如来の正等菩提を金剛堅牢安隱ならしめよ)

(om sarvatathāgatābhisambodhiṃ dṛḍham vajra tiṣṭha /

オーン 一切如来の現等覺を堅固に〔なせ〕 金剛よ 起て)

蓮心 42 〈仏身円満〉

時に彼の諸如来 便ち行者に勅して言く

身を觀ずるに本尊の如し 復た此の真言を授く

唵野他 (引) 薩嚩怛他誡多薩怛 (三合) 他 (二合引) 含

VS 129 清浄なる心呪を受持して、金剛の身を觀修した。

それによって微密で堅固な空しからざる金剛の身を獲得し、

130 申し上げた。「諸々の正等覺者よ、自ら自身を金剛の身と見ます」すると、一切諸仏が仰せになった。「仏の身を觀修せよ。

om yathā sarvatathāgatās tathā ahaṃ /

(オーン 一切の如来たちがあるように、そのように我はあり)

131 清浄な心呪を受持して、仏の色身を觀修することによって、一切の最勝の相を有する者の、一切智智を獲得するであろう。

132 一切諸仏に礼敬して申し上げた。「世尊よ、如来よ、守護者よ、吾を加持して、吾が菩提を堅固になしたまえ。

133 大名称たる一切諸仏は、金剛界〔大菩薩〕の言葉聞いて、守護者たちは〔金剛界如来の〕心臓に入り、金剛瑜伽〔の心呪〕を説いた。

om sarvatathāgatābhisambodhidṛḍhavadajra bandha (P tiṣṭha) / (R 96)

(オーン 一切如来の現証の堅固金剛よ 縛せ 〈立て〉)

134 (D 148a) 大名称一切諸仏が大明呪を誦したとき、金剛界〔如来〕は非常に堅固となり、真実智を悟った。

135 そのとき、一切諸仏は金剛心より出でて、法の四種の灌頂によって、そのとき牟尼を灌頂した。

【以下、四種(金剛薩埵・摩尼宝・金剛羯磨・金剛蓮花)の灌頂が説かれる】

諸仏境界 爾の時、菩薩、前に依りて之を觀じて、諸仏に白して言さく。「我れ今、已に見る」。仏言く、「云何んが已に見る」。白して言さく、「我が身已に金剛薩埵と成る。頭上の宝冠に五の化仏有り。手に金剛を執り以て法主と為る。一切衆生を利益し安樂にしたまう。彼の菩薩の金剛薩埵を觀ずるが如く、瑜伽行者も亦復た是の如し。閉目し端坐して而も是の想を作す。〈我が身は即ち是れ金剛薩埵なり。頂に宝冠有り。宝冠の中に五方の化仏結跏趺坐せり。右手に金剛杵を把り、右の臍の下に当つ。若し此の杵を挙げれば、即ち能く一切衆生及び自身の中の所有一切の重障煩惱を摧破す〉。此の觀を作し已て、金剛縛の印を結び此の真言を持せよ。

復た次に瑜伽行者、次に五方の諸仏菩薩、及び其の眷属、自身の中に入ると觀ずべし。〔前

の] 如く、諸の化仏菩薩に告げて言く。「善男子、三世の諸仏に同ぜる真言有り、曰く、

唵(上) 野他(引二) 薩嚩嚩(二合去三) 怛他(引) 藥多(四) 娑怛(二合) 他(五)

呬(去大声六) (om yathā sarvatathāgatās tathā hūm)。」

爾の時、菩薩、前に依りて之を觀じ、白して言さく、「已に見る」。「云何んが之を見る」。答えて言く、「三世の諸仏、及び其の眷属、微塵の菩薩、無数の天龍、十方界より我が身に入出す。五方の色の如く、青・黄・赤・白、及び雑色なり。是れ五方の仏我が身中に入り、三眞実を具して総て我が体と成る」。諸仏の所証は唯だ此の法身なり。彼の菩薩の諸仏等身中に入るを觀ずるが如く、瑜伽行者も亦復た是の如し。閉目して端坐し金剛縛の印を結び、而も是の想を作す。〈五方の諸仏・一切菩薩、各各自ら無数の眷属、及び天の音楽を將いて我が身中に入る。其の諸仏の身、第一は白色、第二は青色、第三は金色、第四は紅色、第五は雑色なり〉。又此の想を作す。〈三身の妙果並びに三眞実、我が身の中に皆な円満を得〉。是の如く念念に常に觀ず。此の觀を作し已て彼の真言を習え。復た是の念を作す。〈斯の如くの觀門は是れ仏の境界なり。我れ今、始めて心の清浄なるを覺知す。身を見るに仏と作る。衆相円満して菩提を成ずるを得。其の定中に於て遍く諸仏を礼す。願わくは加護を垂れて法身を証せしめよ〉。

毘三 自身金剛と為る 堅実にして傾壞無し

復た諸仏に白して言さく 我れ金剛身と為る

時に彼の諸の如来 便ち行者に勅して言く

身を觀じて仏形と為せ 復た此の眞言を授く

唵(一) 曳他(二) 薩婆怛他藥多(三) 薩怛他含

心の清浄を証するを以て 自ら身を見れば仏と為る

衆相皆な円備せり 即ち薩婆若を証す

定中に遍く仏を礼したてまつる 願わくは加持して堅固ならしめたまえ

Mañitilaka するとまた、世尊は金剛手に次のように仰せになった。「次に、金剛薩埵の姿を如来の身であると眞言者はこの眞言によって觀修しなさい。

om yathā sarvatathāgatās tathā ahaṃ

秘密相經 爾の時、金剛手菩薩摩訶薩、世尊大毘盧遮那如来の右の月曼拏羅中に於て、依(58)

止し住し已つて是の言を白して作さく。「世尊、復た云何んが彼の金剛杵を觀ずるや」。

爾の時、世尊大毘盧遮那如来、普遍く諸如来を觀察し已つて、是の如きの言を作さく、「諦聽せよ諸の如来、我れ今仏の影像中、影像の相を觀ずるを宣說せん。其の相云何ん。所謂る薩埵金剛の相、彼れ諸相を具足す。应当に是の如く觀ずべし」。即ち仏の影像の相、是の觀想を作す時、此の大明を誦して曰く、

唵(引) 野他(引) 薩哩嚩(二合) 怛他(引) 識多(引一句) 塞怛(二合) 他(引) 欽(二)

復た次の頌に曰く、

所有る諸仏の身秘密・ 境界・性・智・行亦た然り

五相を以て正覺尊を成ず 諸仏成満して皆な清浄なり

SPU punas tu vajrāṅkitam bhāvayāmi bhagavan / śṛṇvantu sarvatathāgatāḥ //

punar vajrasattvaṃ sarvākāraavaropetaṃ buddhabimbaṃ bibhāvayet //

om yathā sarvatathāgatās tathāhaṃ //

dhariṣye

kāyaṃ guhyaṃ tathā caryāgocaraṃ tattvabodhanam /

pañcakārābhisambodhisarvabuddhātmakaṃ śubham // 25 //

世尊よ、我は亦た、金剛の標幟を觀修します。一切の如来たちよ、お聞き下さい。

また、金剛薩埵を一切の最勝の相を具えた仏陀の形像として觀修すべし。

〈オーン 一切の如来たちがあるように、そのように我はあり〉

我は保持するであろう。

身(①通達菩提心)と、秘密(②修菩提心)と、行(③修金剛心)と、

行境(④証金剛身)と、眞実の覺悟(⑤仏身円満)という

五相の現等覺にして一切諸仏を体とする善なるものを。

秘密相經 爾の時、金剛手菩薩摩訶薩、復た世尊大毘盧遮那如来の後の月曼拏羅中に於て、依止し而も住して、是の言を白して作さく。「世尊、云何んが是れ秘密、復た云何んが是れ境界・性・智・行等亦然り」。

爾の時、世尊大毘盧遮那如来、金剛手菩薩摩訶薩を称讃して、即ち頌を説て曰く、

善い哉、金剛大薩埵 善い哉、金剛聖妙宝

善い哉、金剛正法門 善い哉、金剛衆事業

善く此の經の秘密義を説かば 是れ即ち無上の金剛乘

『金剛頂經』和訳(二)(高橋)

所有る諸仏の秘密門　大乘現証の法を皆な撰す
修成就の時、妙清浄　仏果を成じ已って妙樂を獲
汝問う秘密等云何ん　謂く蓮華及び金剛杵
此れ即ち如来の大秘密　一切諸仏是れより生ず
若し能く法に依て諦に心を觀ぜば　刹那の間に於て仏と成るを得
仏説秘密相經卷上

金剛場　次に、一切如来堅固性に趣入した。次に、世尊毘盧遮那は一切如来の身と語と心とをご覧になり、次の真言によって加持をなされた。

om yathā sarvatathāgatās tathāham /

(オーン　一切の如来たちがあるように、そのように我はあり)

次に、世尊は一切如来の身にして一切有情の利益をなす因である一切諸仏の身そのものを一切有情界に確実に示したまうた。すると、帝釈と梵天と護世天等は[それを]見て、(D30b) 天と人等が現証することによって世尊の現証であると声を挙げた。そこで、梵天が勧請したので、法輪を転じ、それぞれ所化の人々を教化し、それによって、再び還ることのないものとなった。これらが仏菩提を觀修する次第である。

附録　Indrabhūti 作　Jñānasiddhi xv p.81

B. Bhattacharyya : Two Vajrayāna Works. GOS. No. XLIV Baroda 1929

uktaṃ ca tattvasaṃgrāhe tantrarāje - sarvatathāgatamahābodhidṛḍhasattva ity ārabhya anādinidhanaḥ śanto bhagavān mahābodhisattvavajraḥ samantabhadro mahābodhisattvaḥ sarvatathāgatahṛdayeṣu vijahāra /

atha sarvatathāgatāḥ prāhuḥ - kathaṃ tvaṃ kulaputrānuttarāṃ samyaksambodhim abhisambhotsyase yas tvaṃ sarvatathāgatatattvāny abhijñāya iṣṭarāny upahasasīti / *[anabhiññayaduṣkarāny upasahasīti]* /

sarvārthasiddhibodhisattva āha - bhagavantaḥ sarvatathāgatāḥ ājñāpa[yatha] kathaṃ pratipadyāmidṛṣaṃ tattvam iti /

tathāgatā āhuḥ - pratipadyasva kulaputra svacittapratyavekṣaṇasamādhānena prakṛtisiddhena rucijaptena mantreṇeti /

om cittaprativedhaṃ karomīti /

(60)

—95—

mahābodhisattva āha / ā jñāto bhagavantaḥ sarvatathāga[tā]ḥ svahr̥di candra-maṇḍalākāraṃ paśyāmi /

prakṛtiprabhāsvaram idaṃ kulaputra cittaṃ candramaṇḍalavat / candramaṇḍalaṃ prakṛtiprabhāsvaraṃ tadvat jñānam / yathākramāc ca[n dra]maṇḍalaṃ sampūrṇaṃ bhavati tadvat prakṛtiprabhāsvaraṃ cittaratnam api paripūrṇaṃ bhavati / yathā candramaṇḍalam āgantukakalābhīḥ sūryamaṇḍa[la]raśmyapagamāt kramāt pūrṇaṃ dṛśyate tadvat prakṛtipariśuddhaṃ cittaratnam api sarvakleśamalakalaṅkāpa-gamakramāt paripūrṇabuddhaguṇaṃ dṛśyate iti /

また、『真実を撰したタントラ王』において云われている。一切如来の大菩提において堅固なる薩埵云々より始まって、無始無終、寂靜なる世尊大菩提薩埵金剛・普賢大菩薩は一切如来の心臓に住した。

そのとき一切の如来たちが仰せになった。「善男子よ、どうして汝は無上の正等菩提を悟れようか。汝は一切如来の真実を知らずして、諸々の難行を耐えている。」

一切義成就菩薩が云った。「諸世尊、一切如来たちよ、知らしめたまえ、いかにして私はそのような真実を悟ろうか」と。

諸如来が仰せになった。「善男子よ、自らの心を觀察し調える、自性からして成就せる真言を随意に誦すことによって悟るがよい。

オンシッタハラチペイトウキャロミ（オーン　吾は心の洞察をなす）」と。

大菩提薩埵が云った「オー　諸世尊、一切如来たちよ。お教えを受けた私は自分の心臓に月輪の形を見ます」。

「善男子よ、自性清浄なるその心は月輪のようである。月輪は自性清浄であり、智はそのようである。月輪が次第に満ちてゆくように、そのように自性清浄なる心宝も満ちてゆくのである。すなわち、月輪はやって来る十六分の一によって、日輪の光線が消え去った後、次第に満ちるのが見られる。そのように、自性清浄なる心宝も、一切の煩惱の垢の汚点が消え去るにしたがって、仏陀の功德が充ち満ちていくのがみられる」と。

以上諸本の五相成身觀に用いられる真言と觀想について一覧表に纏めてみると次のようになる。諸本対照の項にては省いたが、**[TS]**、二卷教王經、そして、真言宗豊山派依用の「金剛界次第」を含めてある。

—94—

(61)

五相成身觀・関連経軌の対照表

五相の一 第一通達菩提心

	真 言	観 想
TS	om cittaprativedham karomi	月輪の形をしたもの
略出	唵 質多鉢喇底 (丁里切) 迷曇 羯盧弭	月輪の如くなる
蓮心	唵 只多鉢囉 (二合) 底吠鄧迦嚕弭	輕霧月輪
二卷教王經	唵 (引) 唧多鉢囉 (二合) 底味淡迦嚕彌	
金剛界次第 (傳 法院流)	〈普礼の真言〉 オン サラバ タタギヤタ ハナ マンナノウ キャロミ om sarvatathāgatapādavandanam karomi / (H 192) (オーン 我は一切如来 の御足に頂礼す) オン シッタ ハラチペイドウ キャロミ om cittaprativedham karomi オン サンマエン サトバン om samayas tvam オン アク ソワカ om aḥ svāhā	心月輪の輕霧の中に在る が如し 内証無漏究竟至極 諸佛の律儀を具足す 五股金剛
VŚ	om cittaprativedham karomi	満月の如き
諸仏境界	唵 (一) 室多 (二) 鉢囉 (二合) 底 (丁以反三) 駄倆 (二合四) 迦嚕 (五) 弭 (六)	心は是れ菩提なり。我れ 是の法を得たり
毘三	唵 (一) 質多鉢囉 (二合) 底 (二) 微鄧迦 嚕彌 (三)	円満なること淨月の如し
Maṇitilaka		月輪の相 a ā i ī u ū ṛ ṛ ḷ ḷ e ai o au am aḥ
秘密相經	唵 (引) 唧多鉢囉 (二合) 底吠 (引) 鄧羯嚕 (引) 彌 (一句)	月曼拏羅相 阿阿 (引) 壹翳嚕汚哩黎 (引) 哩黎 (引) 伊愛鄒奧 暗惡
SPU	om cittaprativedham karomi	月輪の形をしたもの a ā i ī u ū ṛ ṛ ḷ ḷ e ai o au am aḥ
金剛場	om cittaprativedham karomi	自心を觀察

インドラブー ティ	om cittaprativedham karomi	自分の心臓に月輪の形を 見ます 月輪はやって来る十六分 の一によって、日輪の光 線が消え去った後、次第 に満ちるのが見られる。 そのように、自性清浄な る心宝も、一切の煩惱の 垢の汚点が消え去るにし たがって、仏陀の功德が 充ち満ちていくのがみら れる
--------------	----------------------------	---

五相の二 修菩提心 (発菩提心真言)

	真 言	観 想
TS	om bodhicittam utpādayāmi	月輪そのもの
略出	唵 菩提 質儻 鬱波陀耶弭	月輪
蓮心	唵 冒地 只多母駄波那夜弭	淨月輪
二卷教王經	唵 (引) 冒地 唧多母怛跛 (二合) 娜夜弭 om bodhicittam utpādayāmi + om sūkṣma vajra	
金剛界次第	オン ポウヂ シッタ ボダハダヤミ om bodhicittam utpādayāmi	心月輪をして益々明顕な らしむ
VŚ	om bodhicittam utpādayāmi	月輪の中央に第二の月輪
諸仏境界	唵 (一) 謨尼 (上二) 室多 (三) 牟膩婆 (二 合) 駄 (四) 野弭 (五)	淨月輪
毘三	唵 (一) 菩提質多 (二) 母怛跛 (二合) 娜 夜彌	淨月輪
Maṇitilaka		星→一塊→月輪そのもの ka kha ga gha ṇa ca cha ja jha ṇa ṭa ṭha ḍa ḍha ṇa ta tha da dha na pa pha ba bha ma ya ra la va śa ṣa sa ha a lam kṣaḥ

秘密相経	唵(引) 冒提唧当(一句) 母怛波(二合引) 捺夜(引) 彌(二)	菩提心月曼拏羅相 迦佉誡伽昂(鼻音軽呼) 左蹉惹(仁左切) 鄺(重呼) 倪(倪也切軽呼) 叱吒拏 (尼轄切) 荼(重呼) 拏(平 声軽呼) 多他捺陀(重呼) 那(軽呼) 波頗末婆(重呼) 摩(軽呼) 邪囉羅嚩設沙 薩訶乞叉(合呼)
SPU	om bodhicittam utpādayāmi	月輪の中央に第二の菩提月 ka kha ga gha ña ca cha ja jha ña ta tha da ḍa ḍha ṇa ta tha da dha na pa pha ba bha ma ya ra la va śa śa sa ha kṣa [か 星となる]
金剛場	om bodhicittam utpādayāmi	菩提心を生じる

五相の三 成金剛心

	真 言	観 想
TS	om tiṣṭha vajra	月輪の上に金剛杵
略出	底瑟姪 跋折羅 (tiṣṭha vajra) (広観) 娑婆羅 跋折羅 (sphara vajra) (斂観) 唵 僧喝囉 跋折囉 (om saṃhara vajra) 唵 涅槃茶 底瑟姪 跋折囉 (om dṛḍha tiṣṭha vajra)	五叉股の契を其の杵の中に 置く金剛印(五金剛契)を 広展 金剛(三股跋折羅)を收摂 金剛を堅牢にす
蓮心	〈成金剛心〉唵素乞叉(二合) 麼嚩日囉(二合) (om sūkṣmavajra) 〈成金剛〉唵底瑟姪(二合) 嚩日囉(二合) 鉢娜麼 (om tiṣṭha vajrapadma)	心月輪 五股金剛蓮華 浄月輪に於て八葉蓮華

二卷教王経	〈成金剛心〉唵(引) 速乞叉(二合) 麼嚩日 囉(二合引) (om sūkṣmavajra) 〈成金剛杵〉唵(引) 底瑟姪(二合) 嚩日囉(二 合) (om tiṣṭha vajra) 〈広金剛杵〉唵(引) 娑頗(二合) 囉嚩日囉(二 合引) (om sphara vajra) 漸広の真言 〈斂金剛杵〉唵(引) 僧賀(引) 囉嚩日囉(二 合引) (om saṃhara vajra) 漸略真言	金剛蓮華 五鉗金剛杵 浄月輪に五智金剛杵
金剛界次第	成蓮華 オン チシュタ バザラ ハンド マ (om tiṣṭha vajrapadma) オン チシュタ ダド バザラ アラタン ノウ ハンドマ キャラマ om tiṣṭha dhātu vajra ratna padma karma (オーン 起て[金剛] 界[如来] 金剛[薩埵] [金剛] 宝[金剛] 法[金剛] 業よ) 広蓮華 オン バザラ ハンドマ ソハラ om vajrapadma sphara 〈om sphara vajra〉 斂蓮華 オン バザラ ハンドマ ソカラ om vajrapadma saṃhara 〈om saṃhara vajra〉	円明の上に八葉を観ぜよ 心月輪の中に鍔字あり、率 都婆と成る。前に卍字あ り、五股と成る。右に怛洛 あり、摩尼宝と成る。後に 頽喇あり、紅色の蓮花と成 る。左に悪あり、十字の金 剛と成る 蓮花法界に普周するの義 漸く斂少して己身に等し
VŚ	om tiṣṭha vajra	第二の月輪の中央に位置す る大金剛杵
諸仏境界	唵(一) 膩瑟陀(二合二) 嚩日囉(二合三) (om tiṣṭha vajra)	満月の中に五股金剛
毘三	唵(一) 底瑟姪(二合) 麼折囉(二)	心月輪円満にして益々明顯
Mañitilaka	欠	月輪の中に、一切の虚空界 に遍満する量の五股金剛杵
秘密相経	唵(引) 底瑟姪(二合) 嚩日囉(二合一句)	月曼拏羅中に於て五智金剛杵
SPU	om tiṣṭha vajra	月輪の中央に[五鉗] 金剛 杵

金剛場	om jñānaraśmim viśṛja hūṃ / (オーン 智の光線を放て フーン) om tiṣṭha vajra / (オーン 立て 金剛よ) om sphara vajra / (オーン 拡散せよ 金 剛よ) om saṃhara vajra / (オーン 収斂せよ 金剛よ) om jñānavajra / (オーン 智金剛よ)	種々様々な光線が月輪より 出
-----	--	-------------------

五相の四 証金剛身

	真 言	観 想
TS	om vajrātmako 'haṃ	一切如来の普賢心〔その ものである〕金剛〔杵〕を 堅固にす
略出	唵 跋折囉哆麼(二合)俱含 三摩愈含 摩訶三摩愈含 薩婆怛他羯多 阿毘三菩提 跋折囉哆麼(二合)俱含 (om vajrātmako 'haṃ samayo 'haṃ mahāsamayo 'haṃ sarvatathāgatābhi- sambodhivajrātmako 'haṃ オーン 我は金剛〔杵〕を体とするものな り。我は三昧耶(象徴としての金剛杵)なり。 我は大三昧耶なり。我は一切如来の現等覺 〔を象徴する〕金剛〔杵〕を体とするものなり)	一切如来の身口意の金剛 界が自身の金剛中に入る と思惟す
蓮心	唵嚩日囉(二合)怛麼(二合)句(引)含 (om vajra[padmā]tmako 'haṃ)	我れ蓮華身と為る
二卷教王經	唵(引)嚩日囉(二合)怛麼(二合)句憾	自身即ち金剛界と為る
金剛界次第	証蓮華 オン バザラ ハンドマ タマク カン om vajrapadmātmako 'haṃ / (H25-2) (オーン 我は金剛蓮華を体とするものな り)	淨月輪に於て八葉を法界 に敷け
VŚ	om vajrātmako 'haṃ	一切諸尊の大金剛杵
諸仏境界	唵(一)嚩(去)日嚩(二合二)陀摩(二合) 虞(三)吽(去大声四)(om vajrātmako hūṃ)	自ら我が身は金剛薩埵な りと観ず

毘三	唵(一)麼折羅(引)怛麼句含(二)	淨月輪に於て五智金剛を 観じて……即ち金剛界と 為る
Maṇṭilaka	om vajrātmako 'haṃ	その金剛杵を薩埵金剛の 姿と観修しなさい…… 左手で鈴を執り、右の手 で金剛杵を胸に持し、顔 にほほ笑みを浮かべた者 を真言者は思いなさい
秘密相經	唵(引)嚩日囉(二合引)怛摩(二合)酤 (引)欽(一句)	己身即ち金剛杵なりと観 想すべし
SPU	om vajrātmako 'haṃ	全虚空界に渉入する量の 金剛形を自身であると観 修すべし
金剛場	om sarvatathāgatajñānavajra hūṃ / (オーン 一切如来の智金剛よ) om vajrātmako 'haṃ / (オーン 我は金剛を体とするものなり)	一切如来の身と語と心平 等性を獲得す

五相の五 仏身円満

	真 言	観 想
TS	om yathā sarvatathāgatās tathāham	自分自身を一切の最勝の 形相を備えた仏の姿その ものである薩埵金剛なり と観想せよ
略出	唵 夜他 薩婆怛他羯多 怛他 含 (諸の一切如来の如く、我今亦復是の如し) 唵 怛他羯都 含(我は是れ如来なり) 唵 薩婆怛他羯多 阿毘三菩提 涅槃茶 (堅牢なり)跋折囉 底瑟吒(一切如来の 正等菩提を金剛堅牢安隱ならしめよ) (om sarvatathāgatābhisambodhiṃ dṛḍhaṃ vajra tiṣṭha) オーン 一切如来の現等覺を堅固に〔なせ〕 金剛よ 起て)	自身に等正覺を成ずと観ず 自我の身心は一切真実の 大菩提心なり 一切如来は己心の薩埵金 剛の中に入る
蓮心		身を観ずるに本尊の如し

二卷教王經	唵(引)野他(引)薩嚩怛他識多薩怛(二合)他憾	身を觀じて仏形と為せ
金剛界次第	オン ヤタ サラバ タタギャタ サタ タ カン om yathā sarvatathāgatās tathāham (H28)	普賢本覺の曼荼羅に住す
VŚ	om yathā sarvatathāgatās tathā ahaṃ om sarvatathāgatābhisambodhidṛḍha- vajra bandha (P tiṣṭha) / (R96) (オーン 一切如来の現証の堅固金剛よ 縛せ〈立て〉)	仏の身を觀修せよ 金剛界〔如来〕は非常に 堅固となり、真実智を悟 った
諸仏境界	om yathā sarvatathāgatās tathā hūm / 唵(上)野他(引二)薩嚩嚩(二合去三) 怛他(引)藥多(四)娑怛(二合)他(五) 呬(去大声六)	三世の諸仏、及び其の眷 属、微塵の菩薩、無数の 天龍、十方界より我が身 に入出す。五方の色の如 く、青・黄・赤・白、及 び雑色なり。是れ五方 の仏我が身中に入り、三 眞実を具して總て我が体 と成る
毘三	唵(一)曳他(二)薩婆怛他藥多(三)薩 怛他含	自ら身を見れば仏と為る
Maṇḍilaka	om yathā sarvatathāgatās tathā ahaṃ	金剛薩埵の姿を如来の身 であると眞言者はこの眞 言によって觀修しなさい
秘密相經	唵(引)野他(引)薩哩嚩(二合)怛他(引) 識多(引一句)塞怛(二合)他(引)欽(二)	薩埵金剛の相、彼れ諸相 を具足す。应当に是の如 く觀ずべし。即ち仏の影 像の相
SPU	om yathā sarvatathāgatās tathāham	金剛薩埵を一切の最勝の 相を具えた仏陀の形像と して觀修すべし
金剛場	om yathā sarvatathāgatās tathāham	世尊は一切如来の身にし て一切有情の利益をなす 因である一切諸仏の身そ のものを一切有情界に確 実に示したまうた

執筆者紹介（論文掲載順）

橘 信雄 真言宗豊山派総合研究院宗学研究所主任研究員
東京都台東区 長久院住職

櫛田 良道 真言宗豊山派総合研究院宗学研究所研究員
大正大学専任講師

千葉県松戸市 正福寺住職

横山 裕明 真言宗豊山派総合研究院宗学研究所研究員
大正大学総合佛教研究所研究員

東京都足立区 吉祥院中

高橋 尚夫 真言宗豊山派総合研究院宗学研究所指導教授
大正大学名誉教授

埼玉県春日部市 大王寺住職

原稿応募規程

- 内容 『豊山学報』の伝統を継承する学術的な論文、あるいは文献資料校訂（翻刻を含む）・翻訳。
- 応募資格 大正大学豊山学会所属の教員。
真言宗豊山派総合研究院所属の者（養成所研修員を除く）。
大正大学総合佛教研究所所属の真言宗豊山派教師。
真言宗豊山派総合研究院院長または同研究所長の推薦を受けた者。
- 原稿枚数 原稿用紙五十枚以内（資料・図表等を含む）。
- 入稿 編集委員会による査読の結果、許可を得た者に限って掲載を認める。

編集後記

本『豊山学報』第六十一号は、高橋尚夫先生、橘信雄先生、櫛田良道先生、横山裕明先生より、力の籠った玉稿をいただき、充実したものとなった。

高橋尚夫先生には、前号に引き続き『金剛頂経』和訳（二）をご寄稿頂いた。今回は五相成身観について、『金剛頂経』の本文とアーナンダガルバの註釈の主要部分、さらに適宜ブツダグフやおびシャークヤミトラの釈も対照させた和訳をご提示いただいた。また、アーナンダガルバは五相成身観を三種三摩地の「最勝第一三摩地」に配当してい

るが、和訳本文に先だつて、『金剛頂経タントラ』の三種三摩地を説く箇所のと訳を示したうえで、『金剛頂経』と三種三摩地の関係が整理されている。さらに、論文末には、『金剛頂経』以外に五相成身観が説かれる、漢訳・藏訳・梵文の九本の文献について、相当箇所を全て対照した和訳が提示されている。また、インドラブーティの『ジュニヤーナシッディ』に関しては、五相成身観が説かれている部分の梵文と和訳が、別個に載せられている。その上で、これから五相成身観が説かれる十一本の経軌に伝法院流の『金剛界次第』およびそれと関連の深い大正No.八七四『二卷金剛頂経』とを合わせた、十三本の資料における、五相成身観の「真言」と「観想」を対照した表が、最後に掲載されている。五相成身観は、教相ばかりではなく事相の根幹をなす、真言密教の重要な要素である。本論考は、その五相成身観の現在考え得る限り必要と思われる情報を全て網羅しており、まさに至高の宝であり、広く活用されることを望んで止まない。

橘信雄先生は、興教大師教学の研究を一貫して続けられているが、今回の論考はその集大成とも言うべきものである。覚鑊の「六大法身」についての今までの研究成果をまとめられた上で、「六大法身」を覚鑊が指定するに到った理由として、従来の説に加えて、新たに「時代精神」というキーワードのもとに「浄土往生思想」の関与説を提起している。これを契機に、これまでの興教大師教学の研究が多面的・有機的に関連し、さらなる段階へと進展することが期待される。

櫛田良道先生の論考は、護国寺が隆盛を極めた元禄期における、護国寺および住持の快意の役割に、新たな光を当てたものである。護国寺は「桂昌院の祈祷寺」として將軍家祈祷寺の機能を有していたが、その他に桂昌院への取成しという世俗的な役割を、当時の住持快意が自主的にはたしていたことを、『護国寺日記』等の資料によって描き出している。出開帳の事例を中心とする護国寺側の資料に表れた、取成しの実体と、取成しを依頼した諸寺院と支配層と

の拝料金等を繞る関わりには、興味を引かれる。

横山裕明先生は、インド密教の戒律問題を解明する重要な手掛かりである「金剛乘根本墮罪」について、基礎資料を整理し報告していただいた。既知の五資料に加えて、新たに根本墮罪が説かれていることを確認した六文献を合わせた、十一本の密教論書に説かれる十四条項よりなる根本墮罪について、条項ごとに梵文・藏訳の校訂原文と試訳が全て提示されている。また、根本墮罪の条項が説かれる順序と、表現の相違を、それぞれ整理した表が、最後に掲載されている。後期密教研究の基礎資料となりうる情報の開示であり、今後の研究の進展が楽しみである。

第五十七号から編集委員長をお務め頂いた橘信雄先生に代わり、今六十一号より筆者が当欄を担当することとなった。橘先生には、六十周年記念の前号の出版をはじめとした、ご功績とご苦勞に深く敬意と感謝の念を捧げる次第である。『豊山学報』は学山豊山を象徴する伝統ある学術誌であり、本誌の学術的質の維持と向上は、ひとり真言宗豊山派の為だけではなく、日本仏教の、延いては日本の文化水準の底上げにも寄与する、重大な責務を担っている。浅学の身で、どれだけこの重任に堪えられるか不安ではあるが、微力を尽くしたい。幸いにも、今号は、全ての原稿に目を通して頂いた加藤純章総合研究院院長をはじめ、渡会瑞顕教化センター長、教化センターの事務担当の各位、制作担当のノンブル社のご尽力により、そして何よりも玉稿を頂いた先生方のお力添えをえて、無事刊行の運びとなった。心より感謝し、厚く御礼申し上げる次第である。

(S. K. 記)

『豊山学報』編集委員会

委員長 木村秀明 (宗学研究所所長)

委員 橘 信雄 (宗学研究所主任研究員)

石井祐聖 (事相研究所所長)

孤島泰凡 (事相研究所常勤研究員)

小林政彦 (布教研究所所長)

浅井宣雄 (布教研究所常勤研究員)

田中海量 (現代教化研究所所長)

守 祐順 (現代教化研究所常勤研究員)

平成三十年三月二十日印刷
平成三十年三月三十一日発行

豊山学報第六十一号

編集人 木村 秀明

発行人 加藤 純章

製作 (株)ノンブル社

発行所

真言宗豊山派総合研究院

〒一〇二一〇〇一

東京都文京区大塚五丁目四〇番八号

真言宗豊山派宗務所内

電話〇三(三九四六)一三九九